

自治権拡充検討に伴う基礎調査・研究

報告書

令和3年5月

世田谷区政策経営部

本報告書は、世田谷区政策経営部と三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が共同で実施した調査・研究について取りまとめたものである。

<目次>

第 I 章 調査の概要	1
1. 調査の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査の進め方	1
第 II 章 特別区と他地方公共団体の権限の比較	3
1. 地方自治制度における特別区の位置づけ	3
(1) わが国の地方自治制度の概要	3
(2) 事務配分・財源の比較	8
(3) 財政調整制度	25
第 III 章 政令指定都市・一般市への移行による財政への影響	33
1. 歳入項目への影響	34
(1) 市区町村税	34
(2) 交付税・譲与税	42
(3) 宝くじ収益金	53
(4) 大都市事務経費における国補助金等	54
2. 地方交付税交付金	55
(1) 推計の前提	55
(2) 推計方法	55
(3) 推計結果	67
3. 歳出項目(移管事務)	69
(1) 移管事務の範囲	69
(2) 大都市事務	74
(3) 大都市特例事務	81
4. 政令指定都市・一般市に移行する場合の財政シミュレーション	87
第 IV 章 住民サービス等への影響	89
1. 住民サービス等への影響分析に係る対象項目	89
2. 事務移管による住民サービスの変化	90
(1) 都市計画決定権限	90
(2) 義務教育教職員人事権	93
(3) 保健所	97
(4) 児童相談所	100

3.	税制によるまちづくりの可能性.....	102
(1)	対象となる税目.....	102
(2)	法令等による制限.....	103
(3)	税を活用したまちづくりの例.....	103
4.	他の政令指定都市との比較.....	104
第 V 章 自治権拡大に係る法的課題.....		109
1.	地方公共団体の種別の変更に係る法的課題.....	109
(1)	政令指定都市の要件(一般市・中核市からの移行).....	109
(2)	中核市の要件(一般市からの移行).....	109
(3)	一般市の要件.....	110
2.	権限の拡充に係る法的課題.....	111
(1)	法改正による権限拡充.....	111
(2)	条例による事務処理特例制度による権限拡充.....	112
第 VI 章 自治権拡充に向けた方向性.....		114
1.	普通地方公共団体への移行.....	114
(1)	政令指定都市への移行.....	114
(2)	一般市への移行.....	114
2.	特別区の新たな位置づけによる権限拡充.....	115
(1)	新たな特別区制度の導入.....	115
(2)	現行制度を前提とした権限拡充.....	116
(参考 1) 財政シミュレーションで前提を変更するもの.....		118
(参考 2) 他の政令指定都市の状況.....		121
(参考 3) 参照条文.....		136

第I章 調査の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、世田谷区が地方分権の時代にふさわしい持続可能で自立した真の基礎自治体を目指し、さらなる自治権拡充に関する検討をすすめることとしていることを踏まえたものである。

世田谷区をはじめとする特別区は、大都市の行政の一体性・統一性の確保の観点から、一般の市町村と権限や財源が異なっている。特別区の存する地域においては、市町村が処理する事務のうち、大都市地域における行政の一体性・統一性の観点から一体的に処理する必要のある事務については都が処理することとされている。特別区は、基礎的な地方公共団体として都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理することとされている。

財源に関しては、市町村税の一部が都税として課されることとなっているほか、都が都区財政調整制度に基づいて特別区相互間の財政調整を行う。

世田谷区においては、中長期的な区の将来を見据え、既存の都区制度や政令指定都市の枠組みを前提とせず、検討を進めることとしている。本調査では、政令指定都市・一般市への移行を含め、今後取り得る選択肢に関して検討を行った。

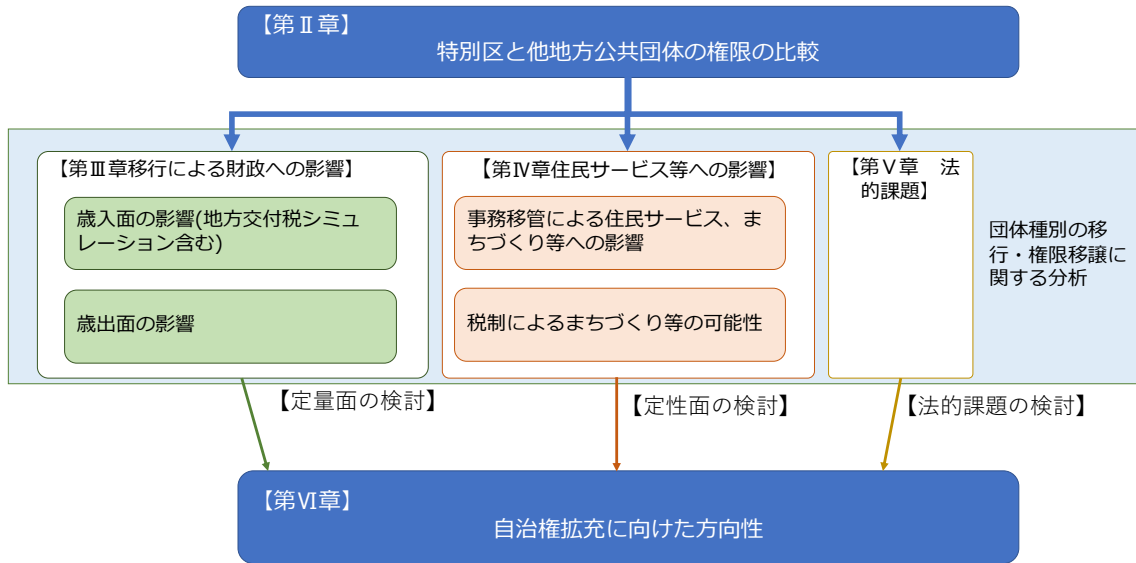
(2) 調査の進め方

調査においては、まず第II章において、現行の特別区における事務配分・課税権の状況を他の地方公共団体と比較する。また、特別区において、他の地方公共団体と異なるルールが適用されている財政調整制度についても、概略をまとめる。

その上で、将来的な自治権拡充にあたって選択肢の一つと考えられる政令指定都市・一般市への移行及び権限拡充に係る検討を行う。具体的には、第III章で、政令指定都市・一般市に移行する場合における財政の状況をシミュレーションし、政令指定都市・一般市に移行する場合の定量的な影響を考察する。また、第IV章では、政令指定都市・一般市に移行する場合において世田谷区に配分される事務や財源に関し、世田谷区がまちづくり等にどのように活かすことができるのかを検討する。それにより、政令指定都市・一般市に移行する場合の財政面以外での定性的な影響を考察する。ここでは、他の政令指定都市が有する施設や住民サービスとの比較も行う。更に、第V章において権限移譲に係る法令上の問題点を検討し、法的な課題を抽出する。

そのうえで、第VI章で世田谷区が取りうる選択肢を導出する。

図表 1 本調査の進め方



第Ⅱ章 特別区と他地方公共団体の権限の比較

1. 地方自治制度における特別区の位置づけ

(1) わが国の地方自治制度の概要

地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する役割を担っている。

日本国憲法では第8章に地方自治の章を設けており、地方公共団体に係る事項を定めている。議会設置・議員を住民の直接選挙により選定する点、条例制定権を除き、具体的事項は法律に委ねられている。当該規定に基づき、「地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」地方自治法が制定されている。

地方自治法については、1999年に機関委任事務の廃止を含む大規模な改正が実施され、国と地方の関係は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変わった。

図表 2 日本における地方自治に係る主な規定

	条文
日本国憲法	<p>第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p> <p>第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p> <p>第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>
地方自治法	<p>第 1 条の 2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、<u>地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。</u></p> <p>2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、<u>住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本</u></p>

	<p>として、<u>地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに</u>、<u>地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって</u>、<u>地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない</u>。</p>
--	--

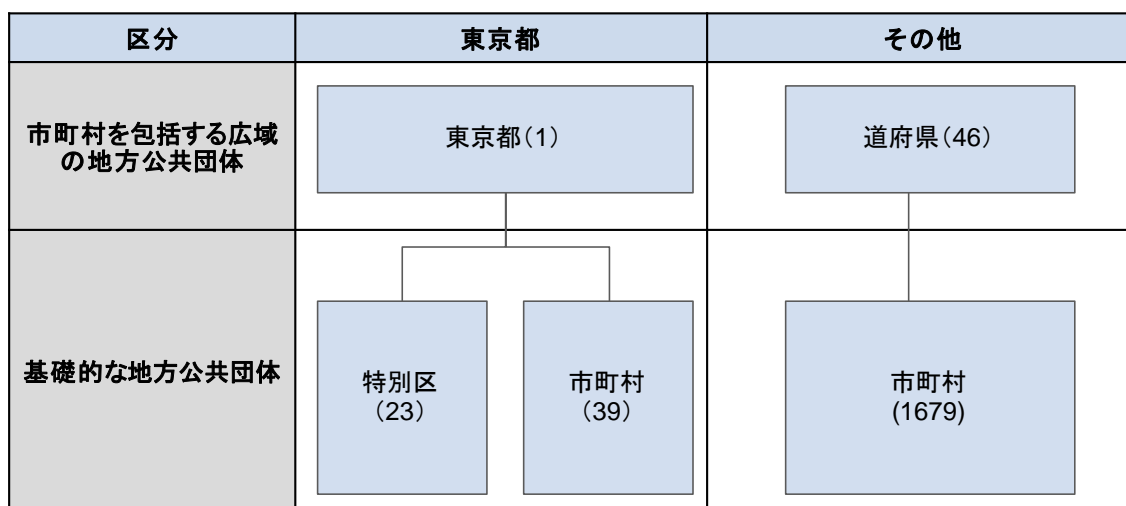
(出所)日本国憲法・地方自治法

日本の地方自治制度では、都道府県と市区町村による二層制が採用されている。都道府県と市町村は地方自治法上「普通地方公共団体」、特別区は「特別地方公共団体」と位置付けられている。

普通地方公共団体は、地方自治法第二編に規定される地方公共団体であり、当道府県及び市町村から構成される。また、特別地方公共団体は普通地方公共団体以外の地方公共団体を指し、特別区の他に地方公共団体の組合及び財産区を含む。

地方公共団体の構成並びに役割の総論については、図表 3、図表 4 に記載する。

図表 3 地方公共団体の構成



(出所)総務省 HP より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 4 地方公共団体の役割(総論)

役割	
東京都	<p>地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う</p> <p>以下の事務を処理する</p> <ul style="list-style-type: none"> - 広域にわたるもの - 市町村に関する連絡調整に関するもの - その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務 - 特別区の存する地域においては、市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務(以下「大都市事務」という)
道府県	<p>以下の事務を処理する</p> <ul style="list-style-type: none"> - 広域にわたるもの - 市町村に関する連絡調整に関するもの - その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務
市町村	<p>都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する</p>
特別区	<p>特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、市町村が処理するものとされている事務を処理する</p>
国(参考)	<p>国が本来果たすべき役割を重点的に担う。</p> <p>例① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務</p> <p>例② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務</p> <p>例③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施</p>

(出所)地方自治法より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

市町村のうち、一定の規模以上の大都市等については、都道府県が行うこととされている事務の一部に係る権限や財源が移譲されている(配分されている事務を「大都市特例事務」という)。政令指定都市、中核市、施行時特例市それぞれの要件並びに権限・財源については図表 5 に示すとおりである。なお、本調査報告書においては、政令指定都市、中核市、施

行時特例市のいずれにも該当しない市を「一般市」と表現する。

図表 5 政令指定都市・中核市・施行市特例市制度の概要

区分	政令指定都市	中核市	施行時特例市
要件	人口 50 万人以上の市から政令で指定	人口 20 万人以上の市の申出に基づき政令で指定	特例市制度の廃止の際に特例市であった市
事務配分の特例	都市計画・福祉・教育・環境保全・保健衛生等について、一般市よりも広範な権限	都市計画・福祉・教育・環境保全・保健衛生等について、一般市よりも広範な権限	都市計画・環境保全等について、一般市よりも広範な権限
関与の特例	知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	なし
行政組織上の特例	区の設置 区選挙管理委員会の設置	なし	
財政上の特例	・地方道路譲与税の増額 ・地方交付税の算定上所要の措置 ・宝くじの発売等	地方交付税の算定上所要の措置	
決定の手続き	政令で指定	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要	なし

(出所)総務省 HP

地方公共団体の処理する事務については、国の関与により、①法定受託事務、②自治事務に区分される。法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものを指す。一方、自治事務は法定受託事務以外の事務を指す。

図表 6 自治事務と法定受託事務の概要

	法定受託事務	自治事務
定義	国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの	地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの
法律・政令の規定	法律・政令により事務処理が義務付けられる	法律・政令により事務処理が義務付けられるもの 任意で行うもの のいずれもあり得る
国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言・勧告 ・ 資料の提出の要求 ・ 協議・同意、許可・認可・承認 ・ 指示(是正の指示) ・ 代執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言・勧告 ・ 資料の提出の要求 ・ 協議 ・ 是正の要求 その他、個別法に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意、許可・認可、指示等の関与が認められる場合がある。
主な例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国政選挙 ・ 旅券の交付 ・ 国の指定統計 ・ 国道の管理 ・ 戸籍事務 ・ 生活保護 	【法律・政令により事務処理が義務付けられるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険サービス ・ 国民健康保険の給付 ・ 児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス 【任意で行うもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種助成金等の交付 ・ 公共施設の管理等

(出所)総務省「自治事務と法定受託事務」

(2) 事務配分・財源の比較

特別区は、図表 4、図表 5 に示す通り、他の市町村と権限・財源等が異なっている。本節では、特別区・政令指定都市・中核市・施行時特例市・一般市の間における事務配分・財源の相違について詳しくみることにする。

① 事務配分

a) 事務配分(総論)

都道府県・市町村の事務配分は図表 7 に示す。

特別区には概ね一般市と同水準の事務が配分されている。なお、児童相談所の設置に関しては、設置できるとの規定になっており、令和 2 年 4 月より世田谷区と江戸川区が、同年 7 月より荒川区が、令和 3 年 4 月より港区が設置している。

ただし、分野によって配分される事務は異なる。保健衛生においては、中核市と同程度の事務配分となっている。一方、まちづくりにおいては、一般市の事務となっている都市計画決定の一部や上下水道の整備・管理運営に関する事務が配分されていない。また、消防・救急活動に関する事務も配分されていない。

図表 7 都道府県・市町村の事務配分

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の 1 級河川、2 級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の 1 級河川(一部)、2 級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(上下水道等関係) 都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急活動 災害の予防・警戒・防除等 (その他) 戸籍・住基

(出所)総務省「都と特別区に関する検討の視点」をもとに一部記載をアップデート

b) 保健衛生

保健衛生分野においては、精神科病院の設置・麻薬取扱者の免許等は都道府県事務となっている。特筆する事務としては保健所の設置が挙げられる。保健所は政令指定都市・中核市に加えて特別区においても設置することとされている。このため、特別区においては、一般市に配分されていない事務であっても、保健所設置市が実施する幅広い保健衛生分野の事務配分がなされている。

図表 8 保健衛生分野における事務配分

事務	政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
精神科病院の設置	×	×	×	×	×
麻薬取扱者(一部)の免許	×	×	×	×	×
臨時の予防接種の実施	×	×	×	×	×
特定毒物の製造許可	×	×	×	×	×
精神障害者の入院措置	○	×	×	×	×
動物取扱業の登録	○	×	×	×	×
保健所の設置 ※2	○	○	×	×	○
(保健所業務)旅館業・公衆浴場の経営許可	○	○	×	×	○
(保健所業務)国民健康・栄養調査の執行	○	○	×	×	○
(保健所業務)理容所・美容所の位置等の届出の受理	○	○	×	×	○
(保健所業務)飲食店営業等の許可	○	○	×	×	○
(保健所業務)薬局の開設許可	○	○	×	×	○
(保健所業務)温泉の利用許可	○	○	×	×	○
(保健所業務)高度管理医療機器販売業等の許可	○	○	×	×	○
(保健所業務)毒物・劇物の販売業の登録	○	○	×	×	○
(保健所業務)犬・ねこの引取り	○	○	×	×	○
(保健所業務)健康増進事業の実施	○	○	○	○	○
浄化槽の設置の届出の受理	○	○	×	×	○
市町村保健センターの設置	○	○	○	○	○
埋葬、火葬の許可	○	○	○	○	○
定期の予防接種の実施	○	○	○	○	○
結核に係る健康診断	○	○	○	○	○

(注1)黄色ハイライトは、一般市と特別区の事務範囲が異なるものを指す。

(注2)特別区が実施する保健所設置市の事務のうち、卸売市場の食品衛生の監視、狂犬病予

防、特定建築物の届出については、都が行うこととなる。
 (出所) 総務省「第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料」、特別区長会事務局「特別区制度をめぐる課題(参考資料)」等をもとに整理

c) 福祉

福祉分野においては、特別区は一般市と同等の事務配分となっている。

児童相談所については、政令指定都市においては設置義務があるが、中核市・施行時特例市・一般市・特別区は児童相談所の設置は任意である。このうち、中核市では横須賀市・金沢市・明石市の3市で設置されている。施行時特例市・一般市においては設置している市は存在しない。令和2年4月に世田谷区・江戸川区、同年7月に荒川区に、令和3年4月に港区において児童相談所が設置された。

図表 9 福祉分野における事務配分

事務	政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
保育士の登録	×	×	×	×	×
身体障害者更生相談所の設置	×	×	×	×	×
介護支援専門員の登録	×	×	×	×	×
知的障害者更生相談所の設置	×	×	×	×	×
児童相談所の設置	○	○※2	○※2	○※2	○※2
保育所の設置の認可、監督	○	○	×	×	×
障害福祉サービス事業者の指定	○	○	×	×	×
養護老人ホームの設置の認可、監督	○	○	×	×	×
身体障害者手帳の交付	○	○	×	×	×
第一種社会福祉事業の経営許可、監督	○	○	×	×	×
母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け	○	○	×	×	○※3
介護サービス事業者の指定(一部を除く)	○	○	×	×	×
保育所の設置、運営	○	○	○	○	○
障害者自立支援給付(一部を除く)	○	○	○	○	○
生活保護	○	○	○	○	○
身体障害者相談の委託	○	○	○	○	○
養護老人ホームの設置、運営	○	○	○	○	○
知的障害者相談の委託	○	○	○	○	○
介護保険事業	○	○	○	○	○
母子健康手帳の交付	○	○	○	○	○
国民健康保険事業	○	○	○	○	○

児童手当の支給	○	○	○	○	○
---------	---	---	---	---	---

- (注1)黄色ハイライトは、一般市と特別区の事務範囲が異なるものを指す。
- (注2) 政令指定都市以外では設置は任意である。中核市程度の人口規模（30 万人以上）を念頭に置かれており、政令で指定されることが必要である…
- (注3) 条例による事務処理特例制度に基づき特別区が実施
- (出所) 総務省「第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料」特別区長会事務局「特別区制度をめぐる課題（参考資料）」等をもとに整理

d) 教育

教育分野においては、私立幼稚園・専修学校・各種学校に関する認可、指導や県費負担教職員の研修に関して、事務処理特例制度に基づき特別区が実施している。他の事務については一般市と同様の事務配分となっている。

図表 10 教育分野における事務配分

事務	政令指定都市	中核市	施行時特例市	一般市	特別区
義務教育教職員給与の支払い	○	×	×	×	×
小学校学級編制基準、教職員定数の決定	○	×	×	×	×
中学校学級編制基準、教職員定数の決定	○	×	×	×	×
私立学校、市町村立高等学校の設置認可	×	×	×	×	×
私立幼稚園・専修学校・各種学校に関する認可、指導等	×	×	×	×	○※2
高等学校の設置、管理	×	×	×	×	×
県費負担教職員の任免、給与の決定(小学校分)	○	×	×	×	×
県費負担教職員の任免、給与の決定(中学校分)	○	×	×	×	×
県費負担教職員の研修(小学校分)	○	○	×	×	○※2
県費負担教職員の研修(中学校分)	○	○	×	×	○※2
小学校の設置、管理	○	○	○	○	○
中学校の設置、管理	○	○	○	○	○
幼稚園の設置、運営	○	○	○	○	○
就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助	○	○	○	○	○
県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定(小学校分)	○	○	○	○	○
県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定(中学校分)	○	○	○	○	○

(注1)黄色ハイライトは、一般市と特別区の仕事範囲が異なるものを指す。

(注2) 条例による事務処理特例制度に基づき特別区が実施

(出所) 総務省「第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料」特別区長会事務局「特別区制度をめぐる課題(参考資料)」等をもとに整理

e) 環境

環境分野においては、特別区と一般市の事務配分は同等である。

図表 11 環境分野における事務配分

事務	政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
工業用地下水の採取の許可	×	×	×	×	×
公害健康被害の補償給付	×	×	×	×	×
第一種フロン類回収業者の登録	×	×	×	×	×
浄化槽工事業の登録	×	×	×	×	×
解体工事業の登録	×	×	×	×	×
建築用地下水の採取の許可	○	×	×	×	×
一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可	○	○	×	×	×
ばい煙発生施設の設置の届出の受理	○	○	×	×	×
ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理	○	○	×	×	×
土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定	○	○	×	×	×
一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	○	○	○	×	×
汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	○	○	○	×	×
一般廃棄物の収集や処理	○	○	○	○	○
騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定	○	○	○	○	○
浄化槽清掃業の許可	○	○	○	○	○

(注1)黄色ハイライトは、一般市と特別区の仕事範囲が異なるものを指す。

(出所) 総務省「第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料」特別区長会事務局「特別区制度をめぐる課題(参考資料)」等をもとに整理

f) まちづくり

まちづくり分野においては、大都市事務に分類され、一般市が処理するものの、特別区の区域においては都が処理する事務が複数存在している。上水道及び下水道の整備・管理運営については、特別区に事務配分がなされていない。上水道及び下水道は、特別区が存する区域において、東京都が一元的に整備・管理運営を実施している(東京都水道局、東京都下水道局が実施)。

図表 12 まちづくり分野における事務配分（都市計画決定権限以外）

事務	政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
指定区間 ¹ の国道の管理	×	×	×	×	×
指定区間外の国道、県道の管理	○	×	×	×	×
市町村道、橋梁の建設・管理	○	○	○	○	△※2
指定区間 ² の1級河川、2級河川の管理	×	×	×	×	×
指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理	○	×	×	×	×
準用河川の管理	○	○	○	○	○
海岸保全区域の指定、管理	×	×	×	×	×
地すべり防止区域の管理	×	×	×	×	×
上水道の整備・管理運営	○	○	○	○	×
下水道の整備・管理運営	○	○	○	○	×
延べ床面積10,000m ² 以上の建築物に係る確認等	○	○	△	△	×
延べ床面積10,000m ² 未満の建築物に係る確認等	○	○	△	△	○
市街地再開発事業の認可	×	×	×	×	×
市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可	○	○	○	×	○※3
土地区画整理組合の設立の認可	○	○	○	×	○※3
宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可	○	○	○	×	○※3
屋外広告物の条例による設置制限	○	○	×	×	×

¹ 維持・修繕・災害復旧・その他の管理を国土交通大臣（地方整備局、北海道は北海道開発局、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）が行い、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年6月2日政令第164号）で指定された区間を指す。国土交通大臣が管理する。

² 国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの等の要件に該当しない区間について国土交通大臣が都道府県知事に、水系として一体として管理することが必要のないものの管理を委託した区間をいう。都道府県知事が管理する。

事務	政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
サービス付き高齢者向け住宅 事業の登録	○	○	×	×	×
市民農園の開設の認定	○	○	○	○	○

(注1)黄色ハイライトは、一般市と特別区の事務範囲が異なるものを指す。

(注2)特別区においては、特別区内で完結する道路の一部が特例都道として都の管理となっている。

(注3) 条例による事務処理特例制度に基づき特別区が実施

(出所) 総務省「第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料」特別区長会事務局「特別区制度をめぐる課題（参考資料）」等をもとに整理

また、都市計画決定権限についても、一般市が処理する権限であるものの、特別区は権限を有しない事務が存在している。最も影響の大きな事務として、地区計画に係る用途地域の指定が挙げられる。他にも、一定規模以上の開発等や、上下水道の整備・管理運営に係る事務が配分されていないことに関連で上下水道に係る権限を有していない。

図表 13 まちづくり分野における事務配分（都市計画決定権限）

都市計画の内容		政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区	
都市計画区域の整備・開発及び保全の方針		×	×	×	×	×	
区域区分(市街化区域、市街化調整区域)		○	×	×	×	×	
地域 地区	用途地域	○	○	○	○	×	
	特別用途地区	○	○	○	○	○	
	特定用途制限地域	○	○	○	○	○	
	特例容積率適用地区	○	○	○	○	×	
	高層住居誘導地区	○	○	○	○	×	
	高度地区	○	○	○	○	○	
	高度利用地区	○	○	○	○	○	
	特定 街区	面積 1ha 超	○	○	○	○	×
		1ha 以下	○	○	○	○	○
	都市再生特別地区		○	×	×	×	×
	防火地域・準防火地域、特定防災街区整備地区、景観地区		○	○	○	○	○
	風致 地区	2 以上の市町村の区域にわたる面積 10ha 以上のもの	○	×	×	×	×
		上記以外	○	○	○	○	○
	駐車場整備地区		○	○	○	○	○
	臨港 地区	国際戦略港湾及び国際拠点港湾	○	×	×	×	×
		重要港湾	○	×	×	×	×
		その他	○	○	○	○	○
	歴史的風土特別保存地区		○	×	×	×	×
	特別 緑地 保全 地区	2 以上の市町村の区域にわたる面積 10ha 以上のもの	○	×	×	×	×
		上記以外	○	○	○	○	○
近郊緑地特別保全地区		○	×	×	×	×	

都市計画の内容		政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区	
緑地 保全 地域	2以上の市町村の区域 にわたる面積10ha以上 のもの	○	×	×	×	×	
	上記以外	○	○	○	○	○	
	流通業務地区	○	×	×	×	×	
	生産緑地地区	○	○	○	○	○	
	伝統的建造物群保存地区	○	○	○	○	○	
	航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区	○	×	×	×	×	
促進 区域	市街地再開発促進区域	○	○	○	○	○	
	土地区画整理促進区域	○	○	○	○	○	
	住宅街区整備促進区域	○	○	○	○	○	
	拠点業務市街地整備土地区 画整理促進区域	○	○	○	○	○	
	遊休土地転換利用促進地区	○	○	○	○	○	
被災市街地復興推進地域	○	○	○	○	○		
都市 施設	道 路	一般国道	○	△	△	△	△
		都道府県道	○	△	△	△	△
		その他道路	○	○	○	○	○
		自動車専用道路	△※2	×	×	×	×
	都市高速鉄道	○	×	×	×	×	
	駐車場	○	○	○	○	○	
	自動車ターミナル	○	○	○	○	○	
	空港	△※3	△※3	△※3	△※3	△※3	
	公園・ 緑地・ 広場	国が設置する10ha以上 のもの	×	×	×	×	×
		都道府県が設置する 10ha以上のも	○	△	△	△	△
		その他	○	○	○	○	○
	墓園	国又は都道府県が設置 する10ha以上のも	○	×	×	×	×
		その他	○	○	○	○	○
	その他公共空地	○	○	○	○	○	
	水 道	水道用水供給事業	×	×	×	×	×
その他		○	○	○	○	×	
電気・ガス供給施設	○	○	○	○	×		

都市計画の内容			政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
下水道	公共下水道	排水区域が 二以上の市 町村の区域	×	×	×	×	×
		その他	○	○	○	○	×
	流域下水道		×	×	×	×	×
	その他		○	○	○	○	×
汚物処 理場	産業廃棄物処理施 設	○	×	×	×	×	
	その他	○	○	○	○	○	
地域冷暖房施設			○	○	○	○	○
河川	一級河川		△	△	△	△	△
	二級河川		△※4	△	△	△	△
	準用河川		○	○	○	○	○
運河			○	×	×	×	×
学校			○	○	○	○	○
図書館。研究施設等			○	○	○	○	○
病院・保育所等			○	○	○	○	○
市場・と畜場			○	○	○	○	×
火葬場			○	○	○	○	○
一団地の住宅施設			○	○	○	○	○
一団地の官公庁施設			○	×	×	×	×
流通業務団地			○	×	×	×	×
電気通信事業用施設			○	○	○	○	○
防風・防火・防水・防雪及び 防砂施設			○	○	○	○	○
防潮施設			○	○	○	○	○
市街地 開発事 業	土地区 画整理 事業	国の機関又は都道 府県が施行する面 積 50ha 超	○	△	△	△	△
		その他	○	○	○	○	○
	新住宅市街地開発事業		○	×	×	×	×
	工業団地造成事業		○	×	×	×	×
	市街地 再開 発事 業	国の機関又は都道 府県が施行する面 積 3ha 超	○	△	△	△	△
		その他	○	○	○	○	○
	新都市基盤整備事業		○	×	×	×	×
	住宅街 区整備 事業	国の機関又は都道 府県が施行する面 積 20ha 超	○	△	△	△	△
その他		○	○	○	○	○	

都市計画の内容			政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
	防災街区 整備 事業	国の機関又は都道府県が施行する面積3ha超	○	△	△	△	△
		その他	○	○	○	○	○
市街地 開発事 業等予 定区域	新住宅市街地開発事業 予定区域		○	×	×	×	×
	工業団地造成事業予定 区域		○	×	×	×	×
	新都市基盤整備事業予 定区域		○	×	×	×	×
	面積20ha以上の一団 地の住宅施設予定区域		○	○	○	○	○
	一団地の官公庁施設予 定区域		○	×	×	×	×
	流通業務団地予定区域		○	×	×	×	×
地区計 画等	地区計 画	再開発等促進区 を定める3ha超 のもの	○	○	○	○	×
		その他	○	○	○	○	○
	防災街区整備地区計画		○	○	○	○	○
	歴史的風致維持向上地区計 画		○	○	○	○	○
	沿道地 区計画	沿道再開発等促進 区を定める3ha超 のもの	○	○	○	○	×
		その他	○	○	○	○	○
	集落地区計画		○	○	○	○	○

(注1)黄色ハイライトは、一般市と特別区の事務範囲が異なるものを指す。

(注2)高速自動車国道は都道府県決定。

(注3)成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港等、地方管理空港は都道府県決定

(注4)一の政令指定都市の区域内に存するものに限る

(出所) 総務省「第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料」特別区長会事務局「特別区制度をめぐる課題(参考資料)」、港区「都市計画の手続きについて」等をもとに整理

g) 治安・安全・防災等

治安・安全・防災等分野においては、消防・救急活動が大都市事務として、特別区ではなく東京都に事務配分されている(東京消防庁が担当)。

図表 14 治安・安全・防災分野における事務配分

事務	政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
警察（犯罪捜査、運転免許等）	×	×	×	×	×
消防・救急活動	○	○	○	○	×
災害の予防・警戒・防除等	○	○	○	○	○
計量法に基づく勧告、定期検査	○	○	○	×	×
戸籍・住民基本台帳	○	○	○	○	○

(注1)黄色ハイライトは、一般市と特別区の仕事範囲が異なるものを指す。

(出所) 総務省「第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料」特別区長会事務局「特別区制度をめぐる課題（参考資料）」等をもとに整理

② 財源

a) 市町村税

市町村税について、市町村に関する規定は特別区に準用されることが原則である。特例として、特別区の存する区域においては、市町村民税(法人分)、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税は都が課することができるものとされている。

なお、政令指定都市、中核市、施行時特例市と一般市の間に課すことのできる税目の違いはない。

図表 15 市町村税の概要

	特別区以外の市町村	特別区
普通税	市町村民税(個人分) <u>市町村民税(法人分)</u> <u>固定資産税</u> 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 <u>特別土地保有税</u> 法定外普通税	市町村民税(個人分) 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 法定外普通税
目的税	入湯税 <u>事業所税</u> <u>都市計画税</u> 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税	入湯税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税

(出所) 総務省「現行の地方税の体系」等をもとに整理

b) 地方譲与税

地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を客観的基準によって地方団体に譲与するものである。

地方譲与税の扱いについて、図表 16 に示す通り、政令指定都市・特別区においては一般市とは異なる扱いがなされているものがある。特別区では、特別とん譲与税が都への交付となっており、交付対象となっていない。

図表 16 地方譲与税の概要

	一般市	政令指定都市	特別区
地方揮発油譲与税	市町村道の延長・面積に応じて交付	市町村道分に加え、区域内の一般国道等分を加算して交付	区道の延長・面積に応じて交付
石油ガス譲与税	交付なし	一般国道の面積に応じて交付	交付なし
自動車重量譲与税	市町村道の延長・面積に応じて交付	市町村道分に加え、区域内の一般国道等分を加算して交付	区道の延長・面積に応じて交付
航空機燃料譲与税	着陸料収入額や騒音地区世帯数に応じて交付(空港関係市町村のみ)	着陸料収入額や騒音地区世帯数に応じて交付(空港関係市町村のみ)	着陸料収入額や騒音地区世帯数に応じて交付(空港関係市町村のみ)
特別とん譲与税	開港への入港に係る特別とん税の収入額に応じて交付(開港所在市町村のみ)	開港への入港に係る特別とん税の収入額に応じて交付(開港所在市町村のみ)	交付なし
森林環境譲与税	林業就業者数・人口等に応じて交付	林業就業者数・人口等に応じて交付	林業就業者数・人口等に応じて交付

(出所) 総務省「地方譲与税の概要」等をもとに整理

c) 交付金

税交付金(国税あるいは都道府県税として徴収した税を一定の基準により市区町村に交付するもの)について、政令指定都市では一般市よりも加算して交付されるものがある。特別区においては、一般市と同等の金額が交付される。

なお、国有資産等所在市町村交付金等については、一般市と異なり、特別区の存する区域に所在するものについては都に交付される。

図表 17 交付金の概要

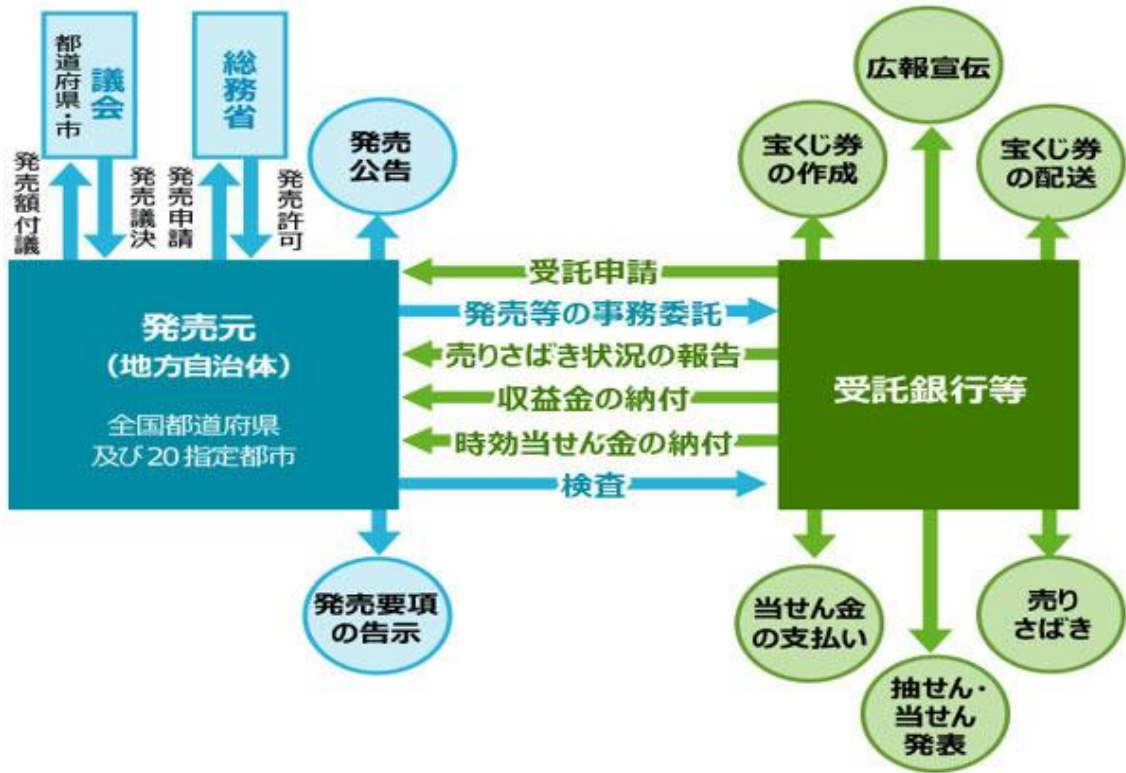
	一般市	政令指定都市	特別区
利子割交付金	住民の個人道府県民税額に応じて交付	住民の個人道府県民税額に応じて交付	住民の個人道府県民税額に応じて交付
配当割交付金	住民の個人道府県民税額に応じて交付	住民の個人道府県民税額に応じて交付	住民の個人道府県民税額に応じて交付
株式譲渡所得割交付金	住民の個人道府県民税額に応じて交付	住民の個人道府県民税額に応じて交付	住民の個人道府県民税額に応じて交付
地方消費税交付金	人口・従業者数に応じて交付	人口・従業者数に応じて交付	人口・従業者数に応じて交付
ゴルフ場利用税交付金	区域内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税額に応じて交付	区域内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税額に応じて交付	区域内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税額に応じて交付
自動車取得税交付金	市町村道の延長・面積に応じて交付	市町村道分に加え、区域内の一般国道等分を加算して交付	区道の延長・面積に応じて交付
軽油引取税交付金	交付なし	一般国道の面積に応じて交付	交付なし
国有資産等所在市町村交付金等	区域内に所在する国有資産等の種別等に応じて交付	区域内に所在する国有資産等の種別等に応じて交付	交付なし
交通安全対策特別交付金	交通事故発生件数・人口等に応じて配分	交通事故発生件数・人口等に応じて配分 ※配分額は一般市よりも大きい	交通事故発生件数・人口等に応じて配分

(注)平成 30 年度の制度を記載している。
(出所) 総務省の各種資料をもとに整理

d) その他

都道府県及び政令指定都市においては宝くじの発行が認められており、収益金を公共事業等に充当することが可能となっている。

図表 18 宝くじ発売の仕組み



(出所)総務省ホームページ

なお、政令指定都市を除く市町村の振興のために都道府県が発行主体となる市町村振興宝くじも発行されている。

(3) 財政調整制度

地方公共団体は、一定以上の行政サービスの水準が要求されているが、この原資となる税収等については、著しく偏在がみられている。そのため、地方公共団体の財源の偏在を調整するための財政調整制度が設けられており、個々の地方公共団体において必要な財源が確保されている。

財政調整の仕組みとして、国と全国の地方公共団体及び全国の都道府県・市町村相互間の財源調整を行う地方交付税と、東京都と特別区及び特別区相互間の財源調整を行う都区財政調整制度が存在している。

地方交付税については、東京都に係る特例が設けられており、特別区の区域全体を一つの市町村とみなして市町村に対する交付税を算定し、東京都の区域に係る道府県に対する交付税と合算して、交付額が算定されることとなる。したがって、個々の特別区は交付対象団体とされていない³。

① 地方交付税

図表 19 地方交付税法の規定

	条文
第1条	この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。
第2条	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 地方交付税 第6条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。
第21条	都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

(出所) 地方交付税法

³ 東京都においては、道府県分・特別区分のいずれも基準財政収入額が基準財政需要額を上回っており、不交付団体となっている。

a) 地方交付税の性質

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっている。

b) 地方交付税の財源

地方交付税の総額は、地方交付税法に定められており、所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%、地方法人税の全額が財源となっている。

交付税総額の 94%が普通交付金、6%が特別交付金⁴とされている。

c) 地方交付税交付金の算定方法(普通交付税)

地方公共団体毎に基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額が交付される。

- 各団体の普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額
- 基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)
- 基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(原則 75%)

7. 基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第 11 条の規定により算定した額である（地方交付税法第 2 条第 3 号）。

その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

基準財政需要額は、各地方団体の支出の実績（決算額）でもなければ、実際に支出しようとする額（予算額）でもない。

地方交付税は、各地方団体の財源不足額を衡平に補填することを目途として交付されるものであるから、仮に具体的な実績をその財政需要の算定に用いることとすれば、個別の事情や独自の判断に基づいて行われるものを取り入れることになり、不公平な結果をもたらすことになる。

したがって、基準財政需要額は、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準にお

⁴ 普通交付金は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体に交付されるもの。特別交付金は、災害等に依り生じた特別の財政需要に対して地方公共団体に交付されるもの。

ける財政需要として算定される。

イ. 基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第4号）。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。

なお、基準財政収入額の算定の対象となるのは、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入であり、法定外税や都市計画税・入湯税・水利地益税は対象外となっている。なお、地方税の税源かん養に対する意欲を失わせないようにするため、地方税については、原則として標準税率に75%を乗じた基準税率を用いて算定される。

d) 交付の状況

令和元年度における特別区財政調整交付金(普通交付金)の交付状況を図表20に示す。道府県分については、1団体(東京都)のみが不交付団体であり、東京都を除く道府県は全て交付団体となっている。

図表20 地方交付税交付金(普通交付金)の交付状況(令和元年度・平成30年度)

	令和元年度			平成30年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,633	85	1,718	1,641	77	1,718
計	1,679	86	1,765	1,687	78	1,765

(出所)総務省ホームページ

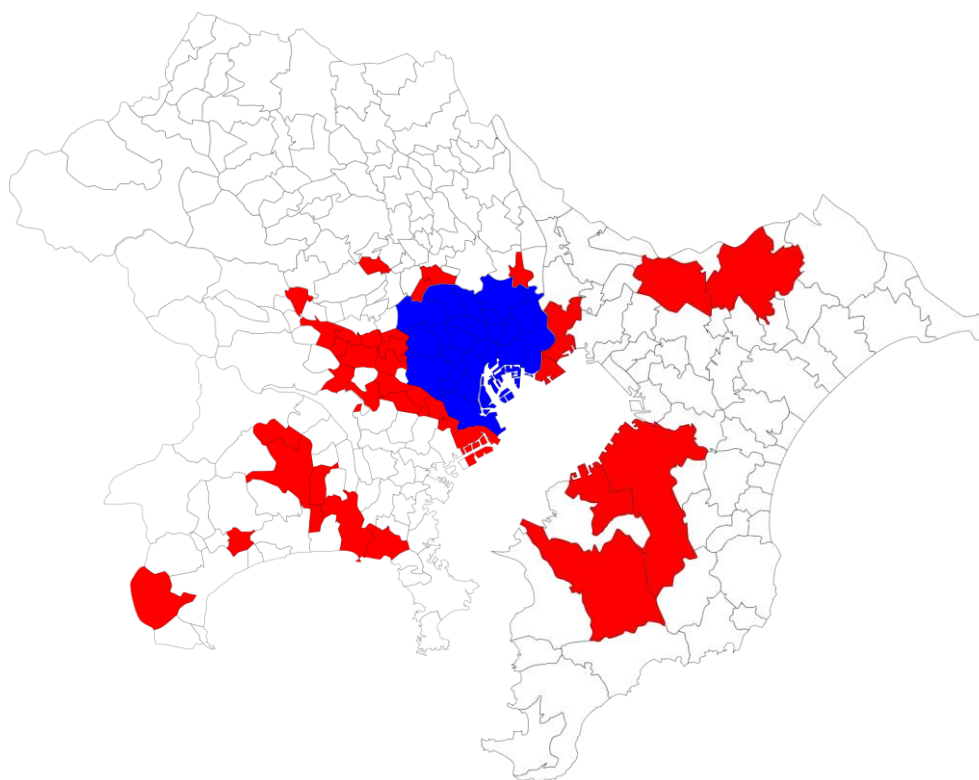
また、一都三県の市町村における交付・不交付の状況について、図表21、図表22に示す。特別区に隣接する市町村では不交付団体が多くなっている。

図表 21 地方交付税交付金(普通交付金)の交付状況(令和元年度・平成30年度)一都三県

	不交付団体				
東京都	(特別区) 調布市 瑞穂町	立川市 小金井市	武蔵野市 国分寺市	三鷹市 国立市	府中市 多摩市
埼玉県	戸田市	和光市	八潮市	三芳町	
千葉県	市川市 袖ヶ浦市	成田市 印西市	市原市	君津市	浦安市
神奈川県	川崎市 寒川町	鎌倉市 中井町	藤沢市 箱根町	厚木市	海老名市 愛川町

(注)平成30年度の不交付団体・令和元年度の不交付団体は同団体である。
(出所)総務省ホームページ

図表 22 地方交付税交付金(普通交付金)の交付状況(令和元年度・平成30年度)一都三県



(注)平成30年度の不交付団体・令和元年度の不交付団体は同団体である。赤が不交付団体、青が特別区である。
(出所)総務省ホームページ

e) 特別区における特例

地方交付税制度の対象として、各道府県に配分される道府県分並びに市町村に配分される市町村分があり、都道府県並びに全ての基礎自治体を対象となることが原則である。ただし、東京都に関しては都区間の事務や財源区分等の特例に応じた「都分」と「特別区分」の個別算定は技術的に極めて困難であることから、特別区の区域全体を一の市町村と見做し都分と合算算定されている。

② 都区財政調整制度

a) 都区財政調整制度の性質

都区財政調整制度は、通常市町村の財源とされる税の一部(以下「調整税」と呼ぶ)を都が都税として徴収し、都区間および特別区間の財政調整を行う仕組みである。調整税の一部は都が実施する大都市事務の経費に充てられ、一部は特別区間の財政調整の仕組みである特別区財政調整交付金の財源に充てられる。

都区財政調整の目的は、(1) 都と特別区間の財源の均衡化を図ること、また、(2) 特別区相互間の財源の均衡化を図ること、さらに、(3) 特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにある。この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付している。(地方自治法第 282 条第 1 項)。

地方自治法第 282 条第 2 項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の収入額と法人事業税交付対象額の合算額の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めている。

b) 特別区財政調整交付金の財源

特別区財政調整交付金は、調整税を原資として、東京都の条例に基づいて、特別区への配分方法と算定方法が定められている。東京都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、市町村民税(法人分)、固定資産税、土地保有税、法人事業税交付対象額の合計額の一定割合⁵が財源となっている。

交付税総額の 95%が普通交付金、5%が特別交付金⁶とされている。

c) 特別区財政調整交付金の算定方法(普通交付税)

地方交付税交付金に準じた方法が採用されており、特別区毎に基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額が交付される。

- | |
|---|
| <p>➤ 各区の普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額</p> <p>➤ 基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数</p> <p>➤ 基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率 (原則 85%)</p> |
|---|

7. 基準財政需要額

基準財政需要額は、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出金

⁵ 東京都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税については、

⁶ 普通交付金は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る区に交付されるもの。特別交付金は、災害等に依り生じた特別の財政需要に対して区に交付されるもの。

等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するものである。

具体的には、特別区の平均的な規模である 35 万人規模の団体を想定し（これを「標準区」という。）、そこでどのような経費が標準的に必要となるかを設定し、これをもとに、人口規模等に応じて増減させることにより、各特別区の必要額を積算する手法がとられている。

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費に分かれ、さらに民生費や土木費等の各費目に区分されている。経常的経費には、議会総務費、民生費、衛生費、清掃費、経済労働費、土木費、教育費、その他諸費の 8 費目、投資的経費には、その他諸費を除く 7 費目がある。

イ. 基準財政収入額

基準財政収入額は、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を見込むものである。

このうち、地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分以外は、見込額の 85%分を基準財政収入額として算定し、15%分は、各特別区が基準財政需要額に相当する経費以外の財源に使えるようにしている。

d) 交付の状況

令和元年度における特別区財政調整交付金(普通交付金)の交付状況を図表 23 に示す。23 の特別区のうち、不交付団体は 1 団体(港区)のみとなっており、22 区が交付団体となっている。世田谷区は、基準財政需要額が 1,771 億円、基準財政収入額が 1,239 億円となっており、普通交付金が 532 億円となっている。

図表 23 特別区財政調整交付金(普通交付金)の交付状況(令和元年度再調整)

(単位：千円)

区分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	内 訳		普通交付金 B-A
			経常的経費	投資的経費	
千代田	24,790,308	28,440,768	22,764,542	5,676,226	3,650,460
中央	32,463,929	47,498,750	38,764,544	8,734,206	15,034,821
港	76,581,715	61,883,474	50,965,134	10,918,340	0
新宿	52,480,474	80,831,778	68,433,568	12,398,210	28,351,304
文京	34,142,543	53,945,607	44,341,879	9,603,728	19,803,064
台東	24,736,758	53,055,272	44,074,064	8,981,208	28,318,514
墨田	27,621,918	69,399,127	57,419,953	11,979,174	41,777,209
江東	57,330,562	120,165,983	97,902,568	22,263,415	62,835,421
品川	52,103,809	93,898,007	77,968,037	15,929,970	41,794,198
目黒	44,567,433	61,542,047	50,863,674	10,678,373	16,974,614
大田	83,058,355	156,806,855	129,576,701	27,230,154	73,748,500
世田谷	123,873,745	177,070,176	145,085,057	31,985,119	53,196,431
渋谷	50,759,728	54,137,137	45,282,695	8,854,442	3,377,409
中野	37,133,393	72,780,218	61,237,261	11,542,957	35,646,825
杉並	69,069,455	116,034,743	95,303,650	20,731,093	46,965,288
豊島	35,580,356	67,343,141	56,249,140	11,094,001	31,762,785
北	33,272,331	86,481,074	72,131,088	14,349,986	53,208,743
荒川	19,880,383	59,225,405	49,074,893	10,150,512	39,345,022
板橋	53,143,053	127,453,964	105,584,873	21,869,091	74,310,911
練馬	73,744,099	163,295,710	133,249,995	30,045,715	89,551,611
足立	57,950,708	167,726,962	137,381,156	30,345,806	109,776,254
葛飾	39,692,792	116,541,947	95,109,439	21,432,508	76,849,155
江戸川	62,309,414	159,793,766	129,159,336	30,634,430	97,484,352
計	1,166,287,261	2,195,351,911	1,807,923,247	387,428,664	1,043,762,891

(出所) 特別区長会「都区財政調整関係資料 令和元年度再調整 総括」

第 III 章 政令指定都市・一般市への移行による財政への影響

本章では、世田谷区の自治権拡充に関して、定量面での影響を分析する観点から、世田谷区が特別区から政令指定都市あるいは一般市に移行する場合における財政面での影響を検討する。

なお、本章における前提として、①世田谷区の区域・人口は政令指定都市等へ移行する場合であっても変化しないこと、②現行の行政サービス・行政活動と同等の行政サービス・行政活動を行うこと、③政令指定都市・一般市への移行にあたって法的な課題は捨象すること、を設定する。

なお、任意事務については、⑤世田谷区が政令指定都市に移行する場合であっても他の政令指定都市が実施している任意事務である等の理由で、一般市が行う事務を超える任意事務を行うことはない、⑥一般市に移行する場合、現在都が実施している任意事務のうち一般市への移管が妥当と思われるものについて実施することを前提とする。

その上で、平成 30 年度における財政状況を分析することとする。

【財政への影響の検討にあたっての前提】

- ①区域・人口は変化しない
 - ②行政活動・行政サービスは変化しない
 - ③法的な課題は捨象する
 - ④財政調整制度について、都区財政調整制度から外れ、地方交付税制度の対象となる。
 - ⑤政令指定都市に移行する場合、他の政令指定都市が実施している任意事務については、新たに実施することはない
 - ⑥一般市に移行する場合、現在都が実施している任意事務のうち、一般市への移管が妥当と思われるものについては、一般市に移行する場合に実施する
- ⇒これらを前提として、平成 30 年度を対象年度として、政令指定都市に移行する場合の財政状況・一般市に移行する場合の財政状況の双方を検討する。

1. 歳入項目への影響

(1) 市区町村税

① 推計の前提

現在、特別区の区域内において、東京都が課している市町村税は全て世田谷区に移譲されることを前提とする。

都市計画税は都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税であり、事業所税は都による都市環境の整備及び環境改善に関する事業に要する費用に充てることを目的とした目的税である。

固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税については、55%(令和2年度より55.1%)が都区財政調整制度の財源として、45%(令和2年度より44.9%)が都が実施する大都市事務の経費として充てられる。なお、特別土地保有税は税収が少額であることから、本調査においては推計対象に含まないものとする。

図表 24 政令指定都市・一般市に移行する場合に、世田谷区に移譲される税目

<p>【普通税】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 市町村民税(法人分)➤ 固定資産税➤ 特別土地保有税 <p>【目的税】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 都市計画税➤ 事業所税

なお、政令指定都市に移行する場合には、県費負担教職員給与費を世田谷区が負担することとなるが、県費負担教職員給与費の財源として、市町村民税(個人分)における所得割2%の税源移譲が措置されている。したがって、政令指定都市に移行する場合には、個人住民税所得割の2%分の税収増となる。

図表 25 政令指定都市に移行する場合に、世田谷区に移譲される税目

<p>【普通税】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 市町村民税(個人分) ※所得割のうち2%分
--

特別区の区域において、東京都が課している市町村税について、世田谷区に帰属する金額を算定することとする。ただし、現状では東京都が課している市町村税に関して、区毎の計数は公表されていない。

② 市町村民税（法人分）

a) 推計方法

市町村民税（法人分）については均等割と法人税割に分かれる。法人税割については、従業者数を分割基準としていることから、本推計において、従業者数をもとに各特別区に帰属する市町村民税（法人分）を推計することとする。

推計方法	参照データ
<p>【都税事務所毎の市町村民税（法人分）の算定】</p> <p>① 法人都民税に関して、市町村民税として課す法人均等割・法人税割の収入額合計を、区部に所在する都税事務所における法人都民税合計で除し、特別区における法人都民税に占める市町村民税割合を算定する⁷。</p> <p>② 都税事務所別法人都民税収入額に上記市町村民税割合を乗じ、都税事務所毎の市町村民税（法人分）を算定する。</p>	<p>➤ 「平成 30 年度東京都税務統計年報 III 税収入 2 都税調定収入状況 (2) 市町村税相当分」</p> <p>➤ 「平成 30 年度東京都税務統計年報 III 税収入 都税調定収入状況（決算額） (3) 税目別事務所別 イ 法人都民税」</p>
<p>【各特別区に帰属する市町村民税（法人税分）のうち、単独事業所の従業者分の算定】</p> <p>③ 各区における従業者数合計、単独事業所の従業者数、本所の従業者数、支所の従業者数を用いて、各区の従業者数合計に占める単独事業所就業者数の割合、本所及び支所の従業者数の割合を算定する。</p> <p>④ 都税事務所毎の市町村民税（法人分）に、単独事業所就業者数割合を乗じることで、単独事業所従業者分の市町村民税（法人分）を算定する。</p>	<p>➤ 経済センサス基礎調査</p>
<p>【各特別区に帰属する市町村民税（法人税分）のうち、本所・支所の従業者分の算定】</p> <p>⑤ 都税事務所毎の市町村民税（法人分）の金額から、単独事業所就業者分の市町村民税（法人分）を減ずること、都税事務所毎の本所・支所の従業者分の市町村民税（法人分）を算定する。</p> <p>⑥ 本所・支所従業者分の市町村民税（法人分）を全特別区分合算する。</p> <p>⑦ 全特別区分合算分の本所・支所従業者分の市町村民税</p>	<p>➤ 経済センサス基礎調査</p>

⁷ 法人都民税収は、道府県税としての法人都民税と、市町村税としての市町村民税（法人分）を合算した計数となっている。

推計方法	参照データ
(法人分)を、各区の本所・支所にて従事する従業員数で按分することで、本所・支所従業者分の市町村民税(法人分)を算定する。	
⑧ 単独事業所従業者分の市町村民税(法人分)と本所・支所従業者分の市町村民税(法人分)の合計を、各区における市町村民税(法人分)とする。	

b) 推計結果

上記推計方法に基づく市町村民税(法人分)の各特別区への帰属額は図表 26 に示すとおりである。世田谷区への帰属額は 166.7 億円となる。

図表 26 市町村民税(法人分)の帰属額

区	市町村民税(法人分) 帰属額 (百万円)	特別区全体に占める割合
A区	12,318.8	1.76%
B区	23,994.7	3.42%
C区	10,025.8	1.43%
D区	9,782.1	1.39%
E区	12,233.2	1.74%
F区	6,661.0	0.95%
G区	9,550.9	1.36%
H区	28,400.7	4.05%
I区	39,797.3	5.67%
J区	8,395.4	1.20%
K区	108,464.0	15.46%
L区	64,886.0	9.25%
M区	7,525.0	1.07%
N区	23,913.5	3.41%
O区	10,962.1	1.56%
P区	51,338.7	7.32%
Q区	15,528.2	2.21%
R区	23,063.8	3.29%
S区	8,774.1	1.25%
T区	9,026.9	1.29%
U区	83,005.3	11.83%
V区	117,074.7	16.69%
世田谷区	16,671.7	2.38%
合計	701,393.8	100.0%

(出所)MURC 推計

③ 固定資産税

a) 推計方法

固定資産税については、土地・家屋分と償却資産分に分けて算定する。土地・家屋分については、各都税事務所の所在区に帰属するものとし、償却資産については都全体の金額を各区に所在する償却資産の課税標準額で按分して帰属額を算定した。

推計方法	参照データ
<p>【土地・家屋分の推計】</p> <p>① 固定資産税（土地・家屋分）の現年課税分（収入額ベース）の金額に、東京都の現年課税分（収入額ベース）固定資産税（土地・家屋分）合計と区部に所在する都税事務所の現年課税分（収入額ベース）固定資産税（土地・家屋分）合計の比率を乗じる（徴収部等が徴収した金額を各区に按分するため）。これにより、各区に所在する都税事務所の現年課税分（収入額ベース）固定資産税（土地・家屋分）を算定する。</p> <p>② 上記金額に、都税事務所並びに徴収部の合計に係る総額（収入額ベース）と現年課税分（収入額ベース）の比率を乗じる。これにより、各区に所在する都税事務所の総額（収入額ベース）固定資産税（土地・家屋分）を算定する。</p> <p>③ 当該金額をもって、各都税事務所の所在区における固定資産税（土地・家屋分）とする。</p>	<p>➤ 「平成 30 年度東京都税務統計年報 III 税収入 都税調定収入状況（決算額） (3) 税目別事務所別 セ 固定資産税（付表）現年課税分内訳」</p>
<p>【償却資産分の算定】</p> <p>④ 各区における事業所別種別（償却資産）の評価額に関して、特別区全体の評価額に占める割合を算定する。</p> <p>⑤ 東京都内における現年課税分（収入額ベース）固定資産税（償却資産）合計に、上記割合を乗じる。これにより、各区における現年課税分（収入額ベース）固定資産税（償却資産分）とする。</p> <p>⑥ 上記金額に、都税事務所並びに徴収部の合計に係る総額（収入額ベース）と現年課税分（収入額ベース）の比率を乗じる。これにより、各区に所在する都税事</p>	<p>➤ 「平成 30 年度東京都税務統計年報 V 課税標準等 13 固定資産税 (7) 事務所別種別（償却資産）」</p>

推計方法	参照データ
務所の総額（収入額ベース）固定資産税（償却資産分）を算定する。	
⑦ 総額（収入額ベース）固定資産税（土地・家屋分）と総額（収入額ベース）固定資産税（償却資産分）との合計を、各区における固定資産税収とする。	

b) 推計結果

上記推計方法に基づく固定資産税の各特別区への帰属額は図表 27 に示すとおりである。世田谷区への帰属額は 695.8 億円となる。

図表 27 固定資産税の帰属額

区	固定資産税 帰属額 (百万円)	特別区全体に占める割合
A区	39,022.4	3.14%
B区	62,066.6	4.99%
C区	38,400.2	3.09%
D区	42,443.5	3.42%
E区	33,904.0	2.73%
F区	23,646.4	1.90%
G区	36,402.6	2.93%
H区	64,558.0	5.19%
I区	53,756.2	4.33%
J区	21,276.7	1.71%
K区	159,016.0	12.80%
L区	82,244.7	6.62%
M区	21,554.7	1.73%
N区	33,155.4	2.67%
O区	22,460.1	1.81%
P区	75,931.2	6.11%
Q区	25,666.6	2.07%
R区	25,773.6	2.07%
S区	26,954.6	2.17%
T区	12,914.8	1.04%
U区	99,623.7	8.02%
V区	172,393.7	13.87%
世田谷区	69,578.6	5.60%
合計	1,242,744.1	100.0%

(出所)MURC 推計

④ 都市計画税

a) 推計方法

都市計画税は、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が課税の対象となり、償却資産は課税の対象にならない。また、課税標準額は、土地・家屋ともに固定資産税の課税標準と同等である。

したがって、都の都市計画税収を、③で算定した固定資産税（土地・家屋分）の帰属額で按分し、各区における都市計画税収とする。

b) 推計結果

上記推計方法に基づく都市計画税の各特別区への帰属額は図表 28 に示すとおりである。世田谷区への帰属額は 143.7 億円となる。なお、都市計画税の移管に伴い、都市計画税収相当額について、世田谷区内で事業が実施されるものとして、同額の歳出額を見込む。また、都から交付を受けている都市計画交付金は交付対象外となる。

図表 28 都市計画税の帰属額

区	都市計画税 帰属額 (百万円)	特別区全体に占める割合
A区	7,901.3	3.14%
B区	11,833.4	4.99%
C区	7,795.1	3.09%
D区	8,780.0	3.42%
E区	6,790.9	2.73%
F区	4,804.7	1.90%
G区	7,571.2	2.93%
H区	11,338.9	5.19%
I区	10,177.4	4.33%
J区	4,143.4	1.71%
K区	29,717.6	12.80%
L区	16,053.7	6.62%
M区	4,383.7	1.73%
N区	6,083.8	2.67%
O区	4,156.6	1.81%
P区	14,436.7	6.11%
Q区	5,014.2	2.07%
R区	5,059.6	2.07%
S区	5,449.4	2.17%
T区	2,580.6	1.04%
U区	19,219.5	8.02%
V区	32,865.5	13.87%
世田谷区	14,371.0	5.60%
合計	240,528.5	100.0%

(出所)MURC 推計

⑤ 事業所税

a) 推計方法

事業所税は、地方税法で定められた都市だけで課税される目的税であるが、特別区においては課税対象となっている。特別区内の事業所の床面積が 1,000m² を超える規模で事業を行う法人・個人、特別区内の事業所の従業者数の合計が 100 人を超える規模で事業を行う法人・個人が納税義務を負う。また、納税額は、事業所床面積・従業者給与総額に一定割合を乗じた金額となる。

事業所床面積・従業者給与総額はいずれも、従業者数と高い相関がみられるものであることから、都の事業所税収を就業者数で按分し、各区における事業所税収とする。

b) 推計結果

上記推計方法に基づく事業所税の各特別区への帰属額は図表 29 に示すとおりである。世田谷区への帰属額は 35.7 億円となる。なお、事業所税の移管に伴い、事業所税収相当額について、世田谷区内で事業が実施されるものとして、同額の歳出額を見込む。

図表 29 事業所税の帰属額

区	事業所税 帰属額 (百万円)	特別区全体に占める割合
A区	3,072.3	2.86%
B区	5,035.4	4.68%
C区	2,521.0	2.35%
D区	2,298.5	2.14%
E区	2,813.2	2.62%
F区	1,772.9	1.65%
G区	2,221.2	2.07%
H区	5,050.9	4.70%
I区	5,780.4	5.38%
J区	1,737.9	1.62%
K区	14,495.5	13.49%
L区	9,025.6	8.40%
M区	1,707.2	1.59%
N区	3,853.3	3.59%
O区	2,370.7	2.21%
P区	7,162.4	6.66%
Q区	3,041.7	2.83%
R区	3,432.6	3.19%
S区	1,830.7	1.70%
T区	1,066.8	0.99%
U区	10,902.7	10.14%
V区	12,712.6	11.83%
世田谷区	3,574.3	3.33%
合計	107,479.5	100.0%

(出所)MURC 推計

⑥ 市町村民税（個人分）※所得割のうち2%分

a) 推計方法

市町村民税（個人分）の所得割に係る税率について、政令指定都市以外では税率6%となっているが、政令指定都市では8%となっている⁸。世田谷区が政令指定都市に移行する場合には、市町村民税（個人分）所得割の税収が33%増加することから、現状の市町村民税（個人分）所得割の税収に0.33倍を乗じた金額を市町村民税（個人分）の増加分とする。

b) 推計結果

上記推計方法に基づき、政令指定都市に移行した場合の市町村民税(個人分)の増額額を算定したところ、381.3億円となる。

⁸ 道府県民税（個人分）所得割の税率については、政令指定都市以外では4%、政令指定都市では2%となっているため、道府県民税（個人分）所得割と市町村民税（個人分）所得割の税率の合計はいずれの区域でも10%となる。

(2) 交付税・譲与税

① 推計の前提

政令指定都市・一般市への移行にあたって、交付税・譲与税が変わりうる。

まず、特別区の存する区域においては、特別とん譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金は、都に譲与・交付されるものとされている。これらは、政令指定都市・一般市のいずれに移行する場合であっても新たに譲与・交付対象となる。

一般市への移行にあたって、その他の譲与税・交付金の算定方法は変更はない。ただし、譲与基準・交付基準として採用されている道路延長・道路面積は、一般市への移行にあたって道路が移譲される場合に変化することとなる。本調査研究においては、都道のうち、特例都道⁹については、実質的に市町村道と同等であると判断し、政令指定都市・一般市への移行時には、移管されることを前提とする。

政令指定都市への移行にあたっては、大都市特例事務等が移管されることに伴い、財源面でも強化が図られている。地方揮発油譲与税・自動車取得税交付金について、国道・都道の延長・面積に応じて追加配分がなされる。また、石油ガス譲与税・軽油引取税交付金について、新たに交付対象となる。さらに、交通安全対策特別交付金については、算定方法が変わり、増額となる。

なお、特別とん譲与税については、世田谷区内に貿易港は存在しないことから、本調査においては、ゼロとして算定する。また、国有資産等所在市町村交付金については、特別区全体で 226 万円¹⁰と少額であることから、本調査においては捨象する。

⁹ 道路法第 7 条第 1 項の基準(都道府県道に該当するための基準)ではなく、道路法第 89 条(特別区の存する区域において道路法第 7 条第 1 項の基準に拠らずに、都は都道を設置できるとした特例規定)に基づき設置された道路である。世田谷区内においては、駒沢通り(416 号)、淡島通り(423 号)、自由通り(426 号)、教育センター通り等(427 号)、荒玉水道道路(428 号)が該当する。

¹⁰ 平成 30 年度国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金(交付額一覧表)

図表 30 政令指定都市・一般市に移行する場合に、金額が変わる交付税・譲与税

	一般市		政令指定都市	
	算定方法	基準	算定方法	基準
地方揮発油譲与税	変更なし	特例都道分が追加	増額	国道・都道・特例都道分が追加
石油ガス譲与税	変更なし	—	交付対象外 →交付対象	国道・都道の延長・面積に基づき譲与
特別とん譲与税	交付対象外 →交付対象	貿易船トン数に基づき譲与	交付対象外 →交付対象	貿易船トン数に基づき譲与
自動車取得税交付金	変更なし	特例都道分が追加	増額	国道・都道の延長・面積に基づき交付
軽油引取税交付金	変更なし	—	交付対象外 →交付対象	国道・都道の延長・面積に基づき交付
交通安全対策特別交付金	変更なし	特例都道分が追加	増額	国道・都道の延長・面積に基づき交付
国有資産等所在市町村交付金	交付対象外 →交付対象	区域に所在する国有資産に応じて交付	交付対象外 →交付対象	区域に所在する国有資産に応じて交付

② 揮発油譲与税

揮発油譲与税は、地方揮発油税収入額の全額を譲与総額として、国県道分 58:市町村道 42 の配分割合で配分されるものである。

国県道分(譲与額の 100 分の 58 に相当する額)は、国県道を管理する都道府県・政令指定都市に配分される。1/2 は一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長を譲与基準として配分される。残りの 1/2 は一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積を譲与基準として配分される。

市町村道分(譲与額の 100 分の 42 に相当する額)は、政令指定都市・特別区を含む市区町村に配分される。1/2 は市町村道の延長・1/2 は各市町村の区域内に存する市町村道の面積を譲与基準として配分される。

図表 31 揮発油譲与税の概要

	国県道分	市町村道分
譲与総額	地方揮発油譲与税の 100 分の 58	地方揮発油譲与税の 100 分の 42
譲与団体	都道府県・政令指定都市	市区町村
譲与基準	1/2：一般国道・高速自動車国道・ 都道府県道の延長 1/2：一般国道・高速自動車国道・ 都道府県道の面積 ※ともに前年 4 月 1 日時点の計数	1/2：市町村道の延長 1/2：市町村道の面積 ※ともに前年 4 月 1 日時点の計数

(注)上記に加えて補正等がなされる
(出所)総務省「地方譲与税の概要」

a) 推計方法

7. 国県道分(政令指定都市への移行時)

国県道分については、首都圏の政令指定都市における単位道路あたりの譲与額に、世田谷区内の道路延長・道路面積を乗じることにより算定する。なお、補正等の計数についての詳細は不明であること、各政令指定都市に対する譲与額に関して、道路延長分と道路面積分の内訳が示されている訳ではないこと、道路延長と道路面積には強い相関が認められることから、道路面積のみを譲与基準として試算することとした。

推計方法	参照データ
① 首都圏の政令指定都市に対する都道府県・政令指定都市分の揮発油譲与税譲与額の合計を、首都圏の政令指定都市における一般国道・高速自動車国道・都道府県道面積の合計で除し、単位道路面積当たりの譲与額を算定する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総務省「地方譲与税譲与額一覧」 ▶ 国土交通省「道路年報2018」
② 上記で算定した単位道路面積当たりの譲与額に、世田谷区における一般国道・高速自動車国道・都道府県道面積の合計を乗じ、当該金額を国県道分の譲与額とする。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京都「東京都統計年鑑」

イ. 市町村分(政令指定都市・一般市への移行時)

市町村分については、特別区においても譲与対象となっている。世田谷区が政令指定都市・あるいは一般市に移行する場合には、世田谷区内に存する特例都道が移管されることを前提としていることから、特例都道に係る譲与額を算定する。なお、特例都道に係る譲与額の算定についても、道路面積のみを譲与基準として試算することとした。

算定に当たっては、世田谷区の区道を対象とした単位道路面積当たりの譲与額を算定した。単位道路面積当たりの譲与額に、世田谷区における特例都道面積を乗じ、特例都道に係る譲与額とする。

b) 推計結果

上記推計方法に基づき算定すると、国県道分は2億2,376万円、市町村道(特例都道)分は1,549万円となった。したがって、世田谷区に対する揮発油譲与税は、一般市に移行する場合には1,549万円、政令指定都市に移行する場合には2億3,924万円増加する。

	金額
道府県道分	2億2,376万円
市町村道(特例都道)分	1,549万円

③ 石油ガス譲与税

石油ガス譲与税収は、石油ガス税収入額の 1/2 を譲与総額として、一般国道・高速自動車国道・都道府県道を管理する都道府県・政令指定都市に配分されるものである。

1/2 は一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長を譲与基準として配分される。残りの 1/2 は一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積を譲与基準として配分される。

図表 32 石油ガス譲与税の概要

	国県道分
譲与総額	石油ガス税収入額の 1/2
譲与団体	都道府県・政令指定都市
譲与基準	1/2：一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2：一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 ※ともに前年 4 月 1 日時点の計数

(注)上記に加えて補正等がなされる
(出所)総務省「地方譲与税の概要」

a) 推計方法

揮発油譲与税と同様に、首都圏の政令指定都市における単位道路あたりの譲与額に、世田谷区内の道路延長・道路面積を乗じることにより算定する。なお、補正等の計数についての詳細は不明であること、各政令指定都市に対する譲与額に関して、道路延長分と道路面積分の内訳が示されている訳ではないこと、道路延長と道路面積には強い相関が認められることから、道路面積のみを譲与基準として試算することとした。

推計方法	参照データ
① 首都圏の政令指定都市に対する都道府県・政令指定都市分の石油ガス譲与税譲与額の合計を、首都圏の政令指定都市における一般国道・高速自動車国道・都道府県道面積の合計で除し、単位道路面積当たりの譲与額を算定する。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総務省「地方譲与税譲与額一覧」 ➤ 国土交通省「道路年報 2018」
② 上記で算定した単位道路面積当たりの譲与額に、世田谷区における一般国道・高速自動車国道・都道府県道面積の合計を乗じ、当該金額を国県道分の譲与額とする。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東京都「東京都統計年鑑」

b) 推計結果

上記推計方法に基づき算定すると、世田谷区が政令指定都市に移行する場合における配分額は 841 万円となる。

④ 自動車取得税交付金

自動車取得税は、令和元年9月末まで道府県税として課されていた。

都道府県は、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、市町村に対して市町村道の延長及び面積に応じて交付していた。

また、政令指定都市を包括する都道府県においては、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の3に相当する額を、一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長及び面積に応じて交付していた。

図表 33 自動車取得税交付金の概要

	政令指定都市への追加分	市区町村への配分
交付総額	— (実質的に、自動車取得税収の95%の3/10が総額となっている。)	自動車取得税収の95%の7/10
交付団体	政令指定都市 ※残りは交付されないことから、道府県の財源となる	市区町村
交付基準	1/2：一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2：一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	1/2：市町村道の延長 1/2：市町村道の面積

a) 推計方法

7. 政令指定都市への追加分

政令指定都市への追加分については、東京都の自動車取得税収に95%に3/10を乗じて得た金額について、その1/2を東京都全体における東京都管理道路の延長、残りの1/2を東京都全体における東京都管理道路の面積で除すことで、単位道路延長及び単位道路面積当たりの交付額を算定した。当該計数に、世田谷区内における東京都管理道路の延長・面積を乗じることにより金額を算定した。

推計方法	参照データ
<p>① 東京都における自動車税収の95%に3/10を乗じて得た金額の1/2を、東京都における東京都管理道路の延長合計で除し、単位道路延長当たりの交付額を算定する。</p> <p>なお、世田谷区が政令指定都市に移行する場合には、世田谷区内の特例都道は世田谷区に移管されることを想定しているため、東京都管理道路延長から、世田谷区内における特例都道の延長を除く。</p> <p>② 東京都における自動車税収の95%に3/10を乗じて得た金額の1/2を、東京都における東京都管理道路の面積合計で除し、単位道路面積当たりの交付額を算定する。</p> <p>なお、世田谷区が政令指定都市に移行する場合には、世田谷区内の特例都道は世田谷区に移管されることを想定しているため、東京都管理道路面積から、世田谷区内における特例都道の面積を除く。</p>	<p>➤ 東京都「東京都統計年鑑」</p>
<p>③ 上記で算定した単位道路延長及び単位道路面積当たりの交付額に、世田谷区内における東京都管理道路の延長・面積の合計を乗じ、当該金額を政令指定都市に移行した場合の追加交付額とする。</p>	<p>➤ 東京都「東京都統計年鑑」</p>

イ. 市町村分(政令指定都市・一般市への移行時)

世田谷区が政令指定都市あるいは一般市に移行する場合には、世田谷区内に存する特例都道が移管されることを前提としていることから、特例都道に係る交付額を算定する。なお、特例都道に係る交付額の算定については、道路面積のみを交付基準として試算することと

した。

算定に当たっては、世田谷区の区道を対象とした単位道路面積当たりの交付額を算定した。単位道路面積当たりの交付額に、世田谷区における特例都道面積を乗じ、特例都道に係る交付額とする。

b) 推計結果

上記推計方法に基づき算定すると、政令指定都市への追加分は 1 億 388 万円、市町村道(特例都道)分は 3,191 万円となった。したがって、世田谷区に対する自動車取得税交付金は、一般市に移行する場合には 3,191 万円、政令指定都市に移行する場合には 1 億 3,578 万円増加する。

	金額
政令指定都市への追加分	1 億 388 万円
市町村道(特例都道)分	3,191 万円

⑤ 軽油引取税交付金

軽油引取税交付金は、政令指定都市に対して、軽油取引税の収入額に10分の9を乗じて得た額を、一般国道・高速自動車国道・都道府県道面積に応じて交付するものである。

図表 34 軽油引取税交付金の概要

	政令指定都市への配分方法
交付総額	— (実質的に、軽油引取税交付金の9/10が総額となっている。)
交付団体	政令指定都市 ※残りは交付されないことから、道府県の財源となる
交付基準	一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積

(注)上記に加えて補正等がなされる

a) 推計方法

自動車取得税交付金と同様に、東京都全体における東京都管理道路の面積で除すことで単位道路面積当たりの交付額を算定した。当該計数に、世田谷区内における東京都管理道路面積を乗じることにより金額を算定した。

b) 推計結果

上記推計方法に基づき算定すると、世田谷区が政令指定都市に移行する場合における配分額は7億3,357万円となる。

⑥ 交通安全特別交付金

交通安全特別交付金は、交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資とし、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されるものである。

交付金は、交通反則金等収入から通告送付費支出金相当額等を控除した額が交付金総額となる。交付金総額を、人口集中地区人口、交通事故発生件数、改良済道路延長に基づいて各都道府県に按分し、各都道府県の基準額が算定される。当該基準額について、政令指定都市が存する都道府県においては、政令指定都市分を算定し、その後その他市町村への交付額が算定される。ここで、政令指定都市と一般市・特別区は異なる交付基準が採用されている。

政令指定都市においては、各都道府県の基準額を、人口集中地区人口 1：交通事故発生件数 2：政令指定都市区域内の道路延長 1 の比率にウェイト付けして按分する。当該按分額の 3/4 を政令指定都市への交付額とする。

一般市においては、各都道府県の基準額から政令指定都市に配分される金額を、人口集中地区人口 1：交通事故発生件数 2：管理する市町村道延長 1 の比率にウェイト付けして按分する。当該按分額の 1/3 を一般市への交付額とする。

図表 35 交通安全特別交付金の概要

	政令指定都市	その他市区町村
基準額の算定方法	各都道府県の基準額×按分率	(各都道府県の基準額－政令指定都市の基準額※)×按分率
基準額算定に係る按分率	人口集中地区人口 1 交通事故発生件数 2 政令指定都市区域内の道路延長(改良済) 1	人口集中地区人口 1 交通事故発生件数 2 管理する市町村道延長(改良済) 1
交付額の算定方法	基準額×3/4	基準額×1/3

(出所)総務省「交通安全対策特別交付金制度の概要」

a) 推計方法

7. 政令指定都市に移行する場合の交付額

政令指定都市に移行する場合の交付額については、まず東京都の基準額を算定した。東京都の基準額は、東京都への交付金に東京都内の市区町村への交付金の合計額である。続いて、東京都の基準額への配分割合として、人口集中地区人口に関して世田谷区が東京都内に占める割合、交通事故発生件数に関して世田谷区が東京都内に占める割合、道路延長に関して世田谷区が東京都内に占める割合を 1:2:1 の比率で加重平均し、按分率を算定した。

東京都の基準額に、当該按分率を乗じ、更に 3/4 を乗じることにより、交付額を算定した。

	参照データ
① 交通安全対策特別交付金の東京都への交付額、東京都内市区町村への交付額を合計し、東京都の基準額を算定する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総務省「交通安全対策特別交付金の交付決定」
② 交通事故発生件数、人口集中地区、道路延長のそれぞれについて、世田谷区が東京都に占める割合を算定する。これらの割合の1:2:1での加重平均をもって按分率とする。 交通事故発生件数については、平成30年暦年ベースの計数、道路延長については実延長を用いた。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 警察庁「交通事故統計」 ▶ 2015年国勢調査 ▶ 国土交通省「道路統計年報」 ▶ 東京都「東京都統計年鑑」
③ 東京都の基準額に按分率を乗じ、更に3/4を乗じて交付額を算定する	

イ. 一般市に移行する場合の交付額

世田谷区が一般市に移行する場合には、世田谷区内に存する特例都道が移管されることを前提としていることから、特例都道が移管されることに拠る按分率の変更を考慮する必要がある。

算定に当たっては、特例都道が移管されない場合（特別区である場合）における世田谷区への按分率と、特例都道が移管される場合における世田谷区への按分率をそれぞれ算定した。次に、世田谷区の交付実績額を、特例都道が移管されない場合（特別区である場合）における世田谷区への按分率で除すことにより、東京都から市区町村に交付される金額の合計を算定した。当該金額に、特例都道が移管される場合の按分率を乗じることで、一般市に移行する場合の交付額を算定した。

b) 推計結果

上記推計方法に基づき算定すると、政令指定都市に移行する場合には1億8,547万円、一般市に移行する場合には8,301万円となった。

(3) 宝くじ収益金

当せん金付証券法により、宝くじは都道府県及び政令指定都市が発行できるものとされている。なお、政令指定都市を除く市区町村の振興のため、都道府県が発行主体となって市町村振興宝くじが発行されている。

したがって、世田谷区が一般市に移行する場合には宝くじ収益金は変わらず、政令指定都市に移行する場合には政令指定都市の配分ルールに沿った金額を計上するものと仮定する。

政令指定都市に移行する場合、収益金の合計額が、区域内での発売額に応じて配分される。

a) 推計方法

政令指定都市に移行する場合においては、現状では東京都に配分されている収益金の一部が世田谷区に配分されることとなる。東京都内における発売額に占める世田谷区の発売額に係る統計は見受けられないため、宝くじ売り場数により按分することとした。

b) 推計結果

上記推計方法を用いて政令市に移行する場合に配分される宝くじ収益金を推計したところ、23億2,907万円となった。

(4) 大都市事務経費における国補助金等

都が実施する大都市事務経費に関しては、都が調整 3 税の税収の 45%及び都市計画税・事業所税の税収により賄われている。ただし、大都市事務の実施に当たって、国からの補助金等を受領している。そのため、都が実施する大都市事務の経費総額は以下の計算式で算定される。

$$\begin{aligned} \text{大都市事務経費} &= \text{調整 3 税税収の 45\%} + \text{都市計画税・事業所税の税収} \\ &+ \text{国補助金等の特定財源} \end{aligned}$$

上記計算式において、国補助金等の特定財源分については、事務経費(歳出)・歳入を同額増加させるものである。本調査においては財政(歳入・歳出の差額への影響)に対する影響をシミュレーションするものであるため、都の大都市事務経費は調整 3 税の税収の 45%及び都市計画税・事業所税の税収の合計として算定し、補助金分は考慮しない。

2. 地方交付税交付金

(1) 推計の前提

本調査にあたっては、世田谷区が特別区から政令指定都市あるいは一般市に移行することを前提として、地方交付税交付金の試算を実施する。なお、特別区から政令指定都市あるいは一般市への移行に関する規定は導入されておらず、債務の扱いや事務範囲に係る取り決め等も明らかではない。本調査にあたっては、推計にあたって、以下を前提とする。

図表 36 地方交付税交付金の算定にあたっての前提

項目	前提
移行の区分	政令指定都市・一般市の2つのケースを想定する。
推計対象	普通交付税のみとする。
算定の前提となる事務範囲	第II章1(2)①に示す事務配分に基づき、政令指定都市・一般市移行時の事務配分を想定する。図表7
算定の前提となる収入額	第III章1に示す歳入項目への影響に基づき、政令指定都市・一般市移行時の歳入を想定する。

(2) 推計方法

普通交付税については、基準財政需要額と基準財政収入額の差額が交付される。以下では、基準財政需要額と基準財政収入額を算定する。

① 基準財政需要額

基準財政需要額は、項目毎に、以下の算定式で算定される。

$$\text{項目毎の基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

このうち、単位費用は総務省が公表する「各行政項目別単位費用算定基礎」によって、項目毎に設定されている。測定単位は、項目毎に異なる指標が設定されているが、統計等を確認することで世田谷区の計数を把握することが可能である。補正計数については、算定方法が定められている。

a) 基準財政需要額の項目・単位費用

基準財政需要額の項目・単位費用については、総務省が公表する「各行政項目別単位費用算定基礎」によって、項目毎に設定されている。本調査において用いた平成30年度の単位費用については、図表37に示す通りである。

図表 37 平成30年度基準財政需要額の項目及び単位費用

項目		平成30年度単位費用	単位
消防費	消防費	人口	11,300 /人
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	71,700 /km ²
		道路の延長	194,000 /km
	港湾費	港湾(係留)	27,200 /m
		港湾(外郭)	6,140 /m
		漁港(係留)	10,400 /m
		漁港(外郭)	4,310 /m
	都市計画費	計画区域人口	988 /人
	公園費	人口	530 /人
		都市公園の面積	36,300 /km ²
	下水道費	人口	94 /人
その他の土木費	人口	1,620 /人	
教育費	小学校費	児童数(小学校)	43,000 /人
		学級数(小学校)	890,000 /学級
		学校数(小学校)	9,479,000 /校
	中学校費	生徒数(中学校)	40,600 /人
		学級数(中学校)	1,097,000 /学級
		学校数(中学校)	8,691,000 /校
	高等学校費	教職員数(高等学校)	6,558,000 /人
		生徒数(高等学校)	70,300 /人
	その他の教育費	人口	5,220 /人
		幼稚園等の子どもの数	386,000 /人
厚生費	生活保護費	市部人口	9,440 /人
	社会福祉費	人口	23,400 /人
	保健衛生費	人口	7,860 /人
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	65,600 /人
		75歳以上人口	83,800 /人
清掃費	人口	5,020 /人	
産業経済費	農業行政費	農家数	84,300 /戸
	林野水産行政費	林業水産業の従事者数	285,000 /人
	商工行政費	人口	1,310 /人
総務費	徴税费	世帯数	4,610 /世帯
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,170 /籍
		世帯数	2,080 /人
	地域振興費	人口	1,830 /人
面積		1,039,000 /km ²	
地域の元気創造事業	人口	2,530 /人	
人口減少等特別対策事業費	人口	3,400 /人	
包括算定経費	人口	17,500 /人	
	面積	2,343,000 /km ²	

(出所)総務省「平成30年度各行政項目別単位費用算定基礎」

b) 測定単位

測定単位については、項目毎に設定されているが、用いるべき算定の基礎は地方交付税法並びに普通交付税に関する省令に定められている。

具体的には、世田谷区(一般市への移行時)の測定単位については、図表 38、図表 39、図表 40 に示すとおりである。

このうち、道路については、一般市への移行時には、現在世田谷区が管理している区道に加えて、特例都道のうち世田谷区を通過する部分が移管されることを想定した。なお、政令指定都市への移管時には、一般市への移行時に移管される道路に加え、指定区間外の国道・都道府県道も移管されるものとして算定した。

また、戸籍数については、戸籍統計においては、都道府県別の戸籍数の情報は得られるが、市区町村別の戸籍数の情報は得られない。そこで、東京都の戸籍数を、東京都内の市区町村における住民基本台帳の世帯数で按分することで、世田谷区の戸籍数を推計した。

図表 38 世田谷区(一般市への移行時)の測定単位①

	算定の基礎(地方交付税法)	単位	世田谷区
自治体コード			131121
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	/人	903,346.0
面積	国土地理院において公表した最近の当該地方団体の面積	/km ²	58.1
道路の延長(一般市移行時の管理分)	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十八条に規定する道路台帳(以下「道路台帳」という。)に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積	/千m ²	6,763.7
道路の延長(一般市移行時の管理分)	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長	/km	1,120.1
港湾(係留)	港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)第四十九条の二第一項の港湾台帳(以下「港湾台帳」という。)に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	/m	
港湾(外郭)	港湾台帳に記載されている外郭施設(港湾法第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物処理施設のうち廃棄物物理立護岸を含む。)の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	/m	
漁港(係留)	漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第百三十七号)第三十六条の二第一項の漁港台帳(以下「漁港台帳」という。)に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	/m	
漁港(外郭)	漁港台帳に記載されている外郭施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	/m	
計画区域人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項の都市計画区域に係るもの	/人	917,700.0
都市公園の面積(都県立公園)	都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている都市公園で当該市町村が管理するものの面積	/千m ²	921.0
都市公園の面積(区市町村立)		/千m ²	1,608.0
都市公園の面積(地方公共団体管理分)		/千m ²	1,608.0

(出所) 地方交付税法、普通交付税に関する省令、平成 27 年度国勢調査、国土交通省国土地理院「平成 29 年全国都道府県市区町村別面積調」、東京都「東京都統計年鑑(平成 28 年度)」等

図表 39 世田谷区(一般市への移行時)の測定単位②

自治体コード	算定の基礎(地方交付税法)	単位	世田谷区
			131121
教職員数(小学校)	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。)の教職員に係る当該道府県の定数	/人	2,083.0
児童数(小学校)	最近の統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査(以下「基幹統計調査」という。)で学校に係るもの(以下「学校基本調査」という。)の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	/人	36,617.0
学級数(小学校)	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の小学校の学級数	/学級	1,169.0
学校数(小学校)	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	/校	61.0
教職員数(中学校)	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数	/人	782.0
生徒数(中学校)	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第二十号において同じ。)に在学する学齢生徒の数	/人	10,565.0
学級数(中学校)	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数	/学級	325.0
学校数(中学校)	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	/校	29.0

(出所) 地方交付税法、普通交付税に関する省令、東京都「平成30年度 学校基本統計」等

図表 40 世田谷区(一般市への移行時)の測定単位③

	算定の基礎(地方交付税法)	単位	世田谷区
自治体コード			131121
教職員数(高等学校)	道府県にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の規定により算定した当該道府県立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。)の教職員定数(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。)、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数(指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を除く。)	/人	0.0
生徒数(高等学校)	最近の学校基本調査の結果による当該地方団体立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)に在学する生徒の数	/人	0.0
幼稚園等の子どもの数		/人	844.0
市部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市(福祉事務所設置町村を含む。)の人口	/人	903,346.0
65歳以上人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の六十五歳以上の人口	/人	159,857.0
75歳以上人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の七十五歳以上の人口	/人	79,844.0
農家数	最近の農業に係る基幹統計調査の結果による当該地方団体の農家(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)第三条の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農業生産法人を含む。)の数	/戸	342.0
林業水産業の従事者数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の林業及び水産業の従業者数	/人	36.0
戸籍数	当該市町村の戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第七条の規定により戸籍簿につづられた戸籍及び同法第百十九条第二項の規定により戸籍簿に蓄積された戸籍の数	/籍	363,387.0
世帯数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	/世帯	448,961.0

(出所) 地方交付税法、普通交付税に関する省令、2「平成30年度 学校基本統計」等

c) 補正係数

基準財政需要額の算定においては、すべての都道府県またはすべての市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられる。

しかし、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増しまたは割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

補正の種別としては、図表 41 に示すものが挙げられる。

図表 41 補正係数の種別

種類	内容
種別補正	<p>測定単位に種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たり費用に差があるものについて、その種別ごとの単位当たり費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。</p> <p>例えば、港湾費（係留施設の延長）にあつては、港湾の種別（「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」「地方港湾」）によって、係留施設 1 m 当たりの維持管理経費等による経費の差を反映させるもの。</p>
段階補正	<p>測定単位の数値の多少による段階に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、その段階ごとの単位費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。</p> <p>地方団体は、その規模の大小にかかわらず、一定の組織を持つ必要があり、また、行政事務は一般的に「規模の経済」、いわゆるスケールメリットが働き、規模が大きくなる程、測定単位当たりの経費が割安になる傾向があり、こうした経費の差を反映させるもの。</p>
密度補正	<p>測定単位の数値が同じであっても、人口密度等の大小に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、人口密度等の大小に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。</p>
態容補正	<p>都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて単位当たり費用が割高又は割安となるものについて、その態容に応じて測定単位を補正するもの。</p> <p>① 普通態容補正</p> <p>ア 行政の質量差によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市化の度合いによるもの」市町村を 20 段階の種地に区分し、大都市ほど行政需要が増加する経費（道路の維持管理費、ごみ処理経費等）につ

種類	内容
	<p>いて割増し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「隔遠の度合いによるもの」 離島辺地の市町村やそのような地域を持つ道府県における旅費、資材費の割高の状況を反映。 ・「農林業地域の度合いによるもの」 農林水産業を主産業とする市町村の産業振興、地域振興のための経費について農林業級地の地域区分により割増し。 <p>イ 給与差によるもの</p> <p>地域ごとに異なる地域手当、住居手当、通勤手当等の給与差を反映。</p> <p>ウ 行政権能差によるもの</p> <p>政令指定都市、中核市、その他の市町村では、法令に基づく行政権能が異なることから、これによる経費の差を反映。</p> <p>② 経常態容補正</p> <p>普通態容補正のような級地区分等とは関係のない態容に基づく経常経費の差（例：教職員の平均年齢の差による都道府県ごとの平均給与費の差）を反映させるもの。</p> <p>③ 投資態容補正</p> <p>ア 投資補正</p> <p>道路の未整備率、高等学校校舎等不足面積等、客観的な統計数値等を指標として投資的経費の必要度を測定し、財政需要額に反映させるもの。</p> <p>イ 事業費補正</p> <p>特定の事業実施のために借り入れた地方債の元利償還金の一定割合等、実際の投資的経費の財政需要を反映させるもの。</p>
寒冷補正	<p>寒冷・積雪地域の度合いによって経費が割高となるものについて、寒冷・積雪の度合いに応じて測定単位の数値を補正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与差 寒冷地に勤務する公務員に対して支給される寒冷地手当に係る財政需要の増加分 ② 寒冷度 寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料費、道路建設に必要な特殊経費、生活保護費に係る冬季加算分などの行政経費の増加分 ③ 積雪度 積雪地における道路・建物等に係る除排雪経費、雪囲費、道路建設費における道路幅員の通常以上の拡張に要する経費等
数値急増	① 数値急増補正

種類	内容
補正 数値急減 補正	<p>人口を測定単位とする費目分については、基礎としている国勢調査人口の数値の更新に5年間を要するため、この間に人口が急増する市町村について、住民基本台帳登録人口等を用いて増加分を反映させるもの。</p> <p>②数値急減補正</p> <p>人口や農家数等が急激に減少しても、行政規模は同じペースで減らせないこと、また、人口が急変する市町村は、人口変動が小さい市町村に比べて行政経費が割高になる状況があることを反映させるもの。</p>
財政力補正	<p>地方債の元利償還金を算入する際に、償還額の標準財政収入額に対する割合の高い団体について算入率を引き上げるもの。</p>
合併補正	<p>合併市町村においては、合併後は、各種の施設を整備しなければならず、また、行政の一体化に要する経費や行政水準・住民負担水準の格差是正など、財政需要が増加するので、これを算入するために適用されていた補正である。平成21年度限りで廃止され、経過措置として残っている。</p>

(出所)総務省「補正係数（測定単位の数値の補正）」

なお、補正係数の算定に当たっては、現在世田谷区において把握していないデータが必要であることや、一般市・政令指定都市への移行にあたっての債務引き受け等も考慮することが必要となり、正確な係数を想定することは困難である。

そのため、①類似団体¹¹における補正係数を基に世田谷区の補正係数を推計する手法、②特別区の補正係数をもって世田谷区の補正係数とする手法、の双方を用いて算定することとした。

¹¹ 世田谷区には類似団体が存在していないが、本調査においては、地理的条件等が同等であり、補正係数が類似していると思われる団体を類似団体として設定する。具体的には、①政令指定都市の場合には首都圏の政令指定都市を、②一般市の場合には世田谷区に隣接する一般市を類似団体として設定する。

図表 42 本調査における補正係数の算定方法

方式	計算方法
類似団体をベンチマークとして補正係数を算定する方式	<p>類似団体の補正係数について、以下の計算式によって算定する</p> $\text{補正係数} = \text{基準財政需要額} \div \text{単位費用} \div \text{測定単位}$ <p>類似団体における当該補正係数の平均値を、世田谷区の補正係数とする。</p> <p>【政令指定都市の場合の対象】 横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市</p> <p>【一般市の場合の対象】 三鷹市、調布市、狛江市</p>
特別区の補正係数を用いて算定する方式 ¹²	<p>特別区全体の基準財政需要額を、以下の計算式によって算定する</p> $\text{補正係数} = \text{基準財政需要額} \div \text{単位費用} \div \text{測定単位}$

(出所)MURC 作成

d) 公債費の扱い

基準財政需要額には、過去に交付税措置の対象となった公債に係る償還費等が含まれることとなる。一般市あるいは政令指定都市に移行する場合には、一定の仮定を置くことが必要となる。本調査においては、特別区全体における公債費を、公債費を除く基準財政需要額で按分した計数を公債費の推計値とした。

¹² 人口規模は特別区の方が大きいため、補正係数は過小に計上されるものと思料される。

② 基準財政収入額

基準財政収入額は、項目毎に、以下の算定式で算定される。

$$\text{項目毎の基準財政収入額} = \text{歳入見込額} \times \text{基準税率} \cdot \text{基準率}$$

なお、歳入のうち、法定外普通税・入湯税・都市計画税・水利地益税・法定外目的税は算定対象外である。

a) 歳入見込額

歳入見込額に関しては、原則として、世田谷区における実際の歳入額をベースに算定した。なお、第 III 章 1 において算定している各項目については、世田谷区において現在歳入項目となっていない、あるいは政令指定都市・一般市に移行する場合に見込まれる歳入額が異なる項目である。そのため、第 III 章 1 において算定している各項目については、本調査における推計結果を歳入見込額とした。

b) 基準税率・基準率

基準財政収入額のうち、地方税（これに相当するものを含む。）に関する部分については、地方団体が超過税率もしくは軽減税率を採用している場合であっても、原則として標準税率（標準税率の定めのない税目は、地方税法に定める率）に 75% を乗じた基準税率を用いて算定している。

基準税率を用いているのは、地方団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源かん養に対する意欲を失わせないようにするためである。

図表 43 基準財政収入額の算定に係る基準税率・基準率

基準税率・基準率の割合(原則)	具体的な歳入項目
75%	地方税(下記除く)、税交付金、市町村交付金、地方特例交付金
100%	税源移譲相当額(個人住民税等：三位一体の改革分及び県費負担教職員の給与負担事務の移譲分)、税率引上げによる増収分(地方消費税交付金)、地方譲与税、交通安全対策特別交付金

(出所)総務省「基準財政収入額」

本調査においては、図表 43 に定める基準税率・基準率を原則とし、普通交付税に関する省令において修正されている割合が採用されているものについては、省令による割合を採

用する。

なお、市町村民税(法人分)、固定資産税については、第 III 章 1 において算定した計数に基準税率を乗じるのではなく、特別区の基準財政収入額を、第 III 章 1 における比率によって按分した金額をもって基準財政収入額とした。

(3) 推計結果

① 基準財政需要額

基準財政需要額の推計結果を図表 44 に示す。

一般市に移行する場合には、1,510 億円(特別区の基準財政需要額を按分する場合)あるいは 1,367 億円(類似団体をベンチマークとする場合)となった。

政令指定都市に移行する場合には、1,755 億円となった。

図表 44 基準財政需要額の推計結果

			一般市		政令指定都市	
			類似団体ベンチマーク	特別区分分	類似団体ベンチマーク	
測定単位			(単位:円)			
消防費	消防費	人口	11,102,721,160	12,453,528,186	10,522,207,649	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積(地方公共団体管理分)	509,668,858	961,026,610	957,123,227	
		道路の延長(地方公共団体管理分)	690,346,584	834,451,840	1,425,657,496	
	港湾費	港湾(係留)				
		港湾(外郭)				
		漁港(係留)				
		漁港(外郭)				
	都市計画費	計画区域人口	1,047,218,988	1,149,543,653	1,413,502,311	
公園費	人口	615,865,000	772,740,211	740,662,220		
	都市公園の面積(地方公共団体管理分)	52,712,716	58,493,784	46,062,063		
	下水道費	人口	1,311,023,221	1,173,009,210	2,384,144,579	
	その他の土木費	人口	1,498,053,951	1,072,687,159	1,425,371,372	
教育費	小学校費	児童数(小学校)	1,601,854,260	1,635,730,644	1,618,006,535	
		学級数(小学校)	1,250,953,636	1,224,947,050	1,236,901,138	
		学校数(小学校)	587,728,222	604,143,777	590,915,396	
	中学校費	生徒数(中学校)	427,136,203	461,910,995	441,185,064	
		学級数(中学校)	416,279,224	460,071,065	431,335,507	
		学校数(中学校)	256,479,280	263,650,321	257,062,743	
	高等学校費	教職員数(高等学校)	0	0	0	
	生徒数(高等学校)	0	0	0		
	その他の教育費	人口	5,300,183,022	4,418,391,606	33,540,158,425	
厚生費	生活保護費	市部人口	7,913,591,350	10,847,089,440	9,880,059,333	
	社会福祉費	人口	18,658,055,453	17,819,584,276	19,396,499,668	
	保健衛生費	人口	7,081,352,460	9,493,100,262	12,514,985,539	
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	11,627,253,926	10,688,400,319	10,902,560,533	
		75歳以上人口	7,911,885,963	7,773,456,154	9,018,661,854	
	清掃費	人口	6,839,996,331	8,425,652,715	7,114,187,486	
産業経済費	農業行政費	農家数	58,584,632	35,666,722	32,770,505	
	林野水産行政費	林業水産業の従事者数	38,841,429	15,065,316	22,391,329	
	商工行政費	人口	1,158,529,389	1,618,868,212	1,518,990,625	
総務費	徴税費	世帯数	1,889,650,275	1,540,651,110	1,512,446,926	
		戸籍数	357,132,807	390,831,438	335,133,744	
	戸籍住民基本台帳費	世帯数	934,065,786	681,307,408	724,584,542	
		人口	5,157,743,936	21,493,907,506	11,427,045,587	
地域振興費	面積	51,546,309	185,491,566	196,396,266		
地域の元気創造事業	人口	1,914,458,755	255,972,161	607,476,775		
人口減少等特別対策事業費	人口	2,674,151,969	1,154,837,447	1,360,004,956		
包括算定経費	人口	14,543,894,648	9,643,217,917	10,689,745,696		
	面積	97,126,357	84,282,806	82,073,687		
合計(公債費除く)			115,736,991,613	130,038,019,255	154,527,216,290	
公債費			20,936,133,020	20,936,133,020	20,936,133,020	
基準財政需要額(臨時対策債含む)			136,673,124,633	150,974,152,275	175,463,349,310	

② 基準財政収入額

基準財政収入額の推計結果を図表 45 に示す。

一般市に移行する場合には、1,584 億円となった。

政令指定都市に移行する場合には、1,975 億円となった。

図表 45 基準財政収入額の推計結果

(単位:円)

		一般市	政令指定都市
市町村民税	個人分	88,465,451,047	126,597,739,832
	法人分	9,680,365,380	9,680,365,380
固定資産税		36,067,364,188	36,067,364,188
軽自動車税		239,704,545	239,704,545
市町村たばこ税		3,115,663,704	3,115,663,704
鉱産税		0	0
法定普通税計		137,568,548,864	175,700,837,649
事業所税		2,675,345,039	2,675,345,039
利子割交付金		383,823,750	383,823,750
配当割交付金		1,279,017,000	1,279,017,000
株式等譲渡所得割交付金		1,044,060,000	1,044,060,000
地方消費税交付金		13,188,581,618	13,188,581,618
市町村交付金		0	0
ゴルフ場利用税交付金		0	0
自動車取得税交付金		590,244,650	668,153,762
軽油引取税交付金		0	550,177,375
目的税等計		19,161,072,056	19,789,158,544
特別とん譲与税		0	0
地方揮発油譲与税		358,715,470	568,821,153
石油ガス譲与税		0	8,223,955
自動車重量譲与税		896,572,749	896,572,749
航空機燃料譲与税		0	0
譲与税計		1,255,288,219	1,473,617,857
交通安全対策特別交付金		83,011,322	185,474,591
東日本大震災に係る特例加算額		0	0
地方特例交付金		340,668,000	340,668,000
合計		158,408,588,461	197,489,756,640

③ 地方交付税交付金

一般市に移行する場合、政令指定都市に移行する場合のいずれにおいても、基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、財源超過となっている。したがって、普通交付税の交付額はゼロとなる。

図表 46 地方交付税の交付額(普通交付税)

		基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足分
一般市	類似団体をベンチマークとする	1,367 億円	1,584 億円	なし(不交付)
	特別区分を按分	1,510 億円	1,584 億円	なし(不交付)
政令指定都市		1,755 億円	1,975 億円	なし(不交付)

3. 歳出項目(移管事務)

(1) 移管事務の範囲

シミュレーションの前提として、移管事務の範囲を定める。

特別区においては、市町村が処理するものとされている事務の一部が「都が行う大都市事務」として都が処理することとされている。世田谷区が一般市に移行する場合には、当該大都市事務について世田谷区に移管されるものと想定する。

政令指定都市は、一般市と比較して多くの権限を有する。例えば、児童相談所の設置・一部国道や都道府県道の管理が挙げられる。したがって、政令指定都市に移行する場合には、世田谷区は大都市事務に加えて、政令指定都市の権限に応じた事務も実施することを前提とする。

また、特別区においては、保健所の設置等、一般市が実施していない事務の一部について実施している。本調査においては、特別区が一般市に移行する場合には、当該事務については引き続き世田谷区が所管することとする。

図表 47 移行後の世田谷区の事務の範囲イメージ

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬取扱者(一部)の免許 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立高等学校の設置認可 ・高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種フロン類回収業者の登録 ・公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の入院措置 ・動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間外の国道、県道の管理 ・指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の営業許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特別市				<ul style="list-style-type: none"> ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ・土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村保健センターの設置 ・健康増進事業の実施 ・定期の予防接種の実施 ・結核に係る健康診断 ・埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置・運営 ・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) ・養護老人ホームの設置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集や処理 ・騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の整備・管理運営 ・都市計画決定(上下水道等関係) ・都市計画決定(上下水道等以外) ・市町村道、橋梁の建設・管理 ・準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 (その他) ・戸籍・住基

(注)緑枠の範囲が政令指定都市に移行する場合の所掌事務、赤枠の範囲が一般市に移行する場合の所掌事務を指す

(注)平成 30 年度の事務配分であるため、児童相談所の設置は政令指定都市に移行する場合のみ所管する。

(出所)総務省「第 30 次地方制度調査会第 6 回専門小委員会資料」をもとに MURC にて加工

① 大都市事務(特別区と一般市の事務の差)

特別区は、地方自治法 281 条 2 項により、原則として一般の市と同等の事務を処理するとされているが、市町村が処理するものとされている事務のうち、「人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」は都が処理することとなっている。これは「都が行う大都市事務」と呼ばれている。

都が行う大都市事務のうち、法令に基づく大都市事務としては、上下水道、消防などが挙げられる。また、法令に基づく事務以外においても、他の道府県においては主に市町村が行っているが、特別区がある区域では主に都が行っている事務として、公営住宅、都市交通(都バスなど)などが挙げられる。

具体的には、以下の事務を大都市事務として、一般市に移行する場合において移管される事務として設定した。

	事務	備考
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	都税事務所職員数で按分
2	水道法に基づく事務	管長で按分
3	工業用水道事業	管長で按分
4	下水道法に基づく事務	管長で按分
5	市場・と場	人口で按分
6-1	道路・街路	道路延長で按分
6-2	首都高速道路関連出資等	自動車数、ランプ数按分
7	交通(鉄道関連)	人口・路線別駅数按分
7	交通(都バス、都電等)	バス停数等で按分
8-1	都市開発資金会計繰出金等	面積で按分
8-2	都市防災施設整備事業	面積で按分
8-3	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	道路延長で按分
8-4	都市改造	区画整理未着手面積按分
9	東京港港湾管理運営、海岸保全	人口・港湾面積按分
10-1	公園	公園面積で按分
10-2	霊園	人口で按分
11	住宅	都営住宅戸数で按分
12	看護専門学校の運営等	人口で按分
13	消防組織法及び消防法に基づく事務	消防本部・署で按分

事務		備考
14	病院(地域病院の運営等を含む)	人口で按分
15	地域保健(保健所関連)	人口で按分
16	公債費会計繰出金	他の事業経費で按分
17	用地会計繰出金	区画整理未着手面積按分
18	退職手当	他の事業経費で按分
19	人事関係の管理事務	他の事業経費で按分
20	その他管理事務	他の事業経費で按分

② 政令指定都市が実施する業務(一般市と政令指定都市の事務の差)

政令指定都市は、都道府県の権限の多くを移譲されており、「都道府県と同格」と言われることもある。世田谷区においても、政令指定都市に移行する場合には、一般市と比較して多くの権限が移譲されることが想定される。

一般市が権限を有しておらず、政令指定都市が権限を有している事務については、図表48に示すとおりである。財政シミュレーションにおいては、これら事務の全てが世田谷区に移管されることを前提とする。県費負担教職員給与費については、給与費の支出及びその財源となる義務教育費国庫負担金・個人住民税所得割2%の税源移譲を検討する。

なお、既存の政令指定都市が実施しているこれら以外の任意事務(大学設置等)については、世田谷区が政令指定都市に移行する場合には実施しないことを前提とする。

図表 48 政令指定都市と一般市の権限の差

分野	事務
保健衛生	精神障害者の入院措置
保健衛生	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
保健衛生	動物取扱業の登録
保健衛生	保健所の設置
保健衛生	(保健所業務)旅館業・公衆浴場の経営許可
保健衛生	(保健所業務)国民健康・栄養調査の執行
保健衛生	(保健所業務)理容所・美容所の位置等の届出の受理
保健衛生	(保健所業務)飲食店営業等の許可
保健衛生	(保健所業務)薬局の開設許可
保健衛生	(保健所業務)温泉の利用許可
保健衛生	(保健所業務)高度管理医療機器販売業等の許可
保健衛生	(保健所業務)毒物・劇物の販売業の登録
保健衛生	(保健所業務)犬・ねこの引取り
保健衛生	浄化槽の設置の届出の受理
福祉	児童相談所の設置
国庫支出金	国庫負担金
国庫支出金	国庫補助金
福祉	保育所の設置の認可、監督
福祉	障害福祉サービス事業者の指定
福祉	養護老人ホームの設置の認可、監督
福祉	老人福祉施設整備補助
福祉	身体障害者手帳の交付
福祉	第一種社会福祉事業の経営許可、監督
福祉	母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け
福祉	介護サービス事業者の指定(一部を除く)
福祉	生活保護(居住地不定者)
福祉	知的障害者更生相談所の設置
教育・文化	義務教育教職員給与の支払い
市町村税(普通税)	市町村民税(個人)
国庫支出金	国庫負担金
教育・文化	小学校学級編制基準、教職員定数の決定
教育・文化	中学校学級編制基準、教職員定数の決定
教育・文化	県費負担教職員の任免、給与の決定(小学校分)
教育・文化	県費負担教職員の任免、給与の決定(中学校分)
教育・文化	県費負担教職員の研修(小学校分)
教育・文化	県費負担教職員の研修(中学校分)
環境	建築用地下水の採取の許可
環境	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許
環境	ばい煙発生施設の設置の届出の受理
環境	ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理
環境	土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定
環境	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理
環境	汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理
まちづくり	直轄事業負担金
まちづくり	指定区間外の国道、県道の管理
まちづくり	指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理
まちづくり	都市計画決定(市街化区域の区分、都市再開発方針)
まちづくり	都市計画決定(地域地区-都市再生特別地区)
まちづくり	都市計画決定(地域地区-歴史的風土特別保存地区)
まちづくり	都市計画決定(地域地区-近郊緑地特別保全地区)
まちづくり	都市計画決定(地域地区-流通業務地区)
まちづくり	都市計画決定(地域地区-航空機騒音障害防止地区、航
まちづくり	都市計画決定(都市施設-一般国道)
まちづくり	都市計画決定(都市施設-県道)
まちづくり	都市計画決定(都市施設-運河)
まちづくり	都市計画決定(都市施設-一団地の官公庁施設)
まちづくり	都市計画決定(市街地再開発事業-新住宅市街地開発事
まちづくり	都市計画決定(市街地再開発事業-工業団地造成事業)
まちづくり	都市計画決定(市街地開発事業等予定区域-新住宅市街
まちづくり	都市計画決定(市街地開発事業等予定区域-工業団地造
まちづくり	都市計画決定(市街地開発事業等予定区域-新都市基盤
まちづくり	市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
まちづくり	土地区画整理組合の設立の認可
まちづくり	防災街区計画整備組合の設立の認可
まちづくり	宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
まちづくり	屋外広告物の条例による設置制限
まちづくり	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
その他	計量法に基づく勧告、定期検査

(出所)総務省資料をもとにMURC作成

(注)青色ハイライトの事務は、一般市の権限外であるが、世田谷区の実施事務である。

③ 世田谷区が既に実施している一般市の権限を越える事務

特別区は一部で一般市が権限を移譲されていない事務を実施している。具体的には、図表48における青色ハイライトの事務である。当該事務については、一般市に移行する場合、政令指定都市に移行する場合のいずれにおいても引き続き実施するものとする。

(2) 大都市事務

① 推計の前提

特別区は、地方自治法 281 条 2 項により、原則として一般の市と同等の事務を処理するとされているが、市町村が処理するものとされている事務のうち、「人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」は都が処理することとなっている。これは「都が行う大都市事務」と呼ばれている。

都が行う大都市事務のうち、法令に基づく大都市事務としては、上下水道、消防などが挙げられる。また、法令に基づく事務以外においても、他の道府県においては主に市町村が行っているが、特別区がある区域では主に都が行っている事務として、公営住宅、都市交通（都バスなど）などが挙げられる。

ただし、都が行う大都市事務の範囲に関して、都、特別区側でそれぞれ異なる意見を有している。本調査においては、平成 17 年 3 月に世田谷区において実施された『都区財政調整制度等行財政制度』に係る調査・研究における大都市事務の範囲に係る考え方を踏まえ、図表 49 に挙げる事務を大都市事務とする。

図表 49 本調査研究における大都市事務の範囲

No.	事務名	大都市事務としての事業内容(概要)
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税の徴収に係る事務。 ①一般事務管理 ②電算処理 ③納税広報事務 ④課税事務 ⑤徴収整理事務 ⑥報償金 ⑦一般歳入・歳出振り替え ⑧過誤納還付金 ⑨都税事務所等の新築および改築
2	水道法に基づく事務	① 2 3 区への給水、水道料金の徴収 ②水源開発 ③上記事業に係る一般会計から水道事業会計への繰出金
3	工業用水道事業	地盤沈下を防止するため、地下水揚水規制の代替として工業用水の供給を実施 ※繰出金の内容： 減免に係る補てん金、余剰施設経費繰入金
4	下水道法に基づく事務	①区部下水道事業： 2 3 区の区域の公共下水道の建設、維持管理 ②上記事業に係る一般会計から下水道事業特別会計（公営事業会計）への繰出金
5	市場・と場	中央卸売市場の運営
6-1	道路・街路	■道路（管理） ・特例都道の道路、駐車場管理、橋梁管理、道路の維持補修、橋梁維持補修、交通安全施設の整備、幹線道路の沿道整備、都市景観整備等
		■道路（清掃） ・特例都道のうち歩道設備のある道路及び横断歩道橋の清掃

No.	事務名	大都市事務としての事業内容(概要)
		<p>■街路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路の整備事業 ・首都高速関連街路事業
6-2	首都高速道路関連出資	<p>特別区の存する区域及びその周辺の地域の自動車専用道路の整備促進を図るため、当該道路の新設又は改築等を行う公団に対して出資等を行う。</p> <p>※都の出資金等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 対象事業： 高速道路建設費、高速道路改良費、橋脚補強等 ・貸付金 対象事業： 渋滞対策特定都市高速道路整備事業 ・交付金 → 昭和 62 年度から廃止
7	交通(鉄道関連)	都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、地下高速鉄道建設助成、東京臨海高速鉄道
7	交通(都バス、都電等)	<p>■自動車運送事業： 乗合バス、貸切バス、特定バス</p> <p>■軌道事業： 路面電車(荒川線)</p> <p>■懸垂電車事業： 上野公園内モノレール</p>
8-1	都市開発資金会計繰出金等	国からの都市開発資金の貸付を受けて、主要な道路・公園等の公共施設で都市計画として決定されたものの区域内の土地について先行買収を実施しており、この国からの資金の貸付についての経理を明確にする目的で、都市開発資金会計を設置している。
8-2	都市防災施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難道路の見直し ○防災生活圏促進事業 ○都市防災不燃化促進事業
8-3	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業の施行地区内の特例都道について、その整備に要する経費を施行者に対し、公共施設管理者負担金として交付 <p>※補助対象： 用地費、補償費、工事費等</p>
8-3	都市改造	・既成市街地の再開発を目的とする土地区画整理事業： 戦災復興事業、都市改造的事業
9	東京港港湾施設建設管理、海岸保全	<p>■東京港港湾施設建設管理</p> <p>①東京港 港湾施設建設管理 ②海上公園の整備</p>
		<p>■海岸保全</p> <p>台風等による津波・高潮・波浪や震災等に対応するため、東京湾臨海部に防潮堤、水門、排水機場などの海岸保全施設を整備する。</p> <p>①海岸保全施設建設事業 ②海岸環境整備事業</p> <p>③海岸保全施設の管理等</p>
10-1	公園	環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の向上、都市の美化等を目的とした、都市公園法に基づく公園・緑地の整備。
10-2	霊園	霊園、葬儀所の管理及び整備

No.	事務名	大都市事務としての事業内容(概要)
11	住宅	住宅の建設及び管理 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設： 公営住宅、都民住宅（都施行型）、既設都営住宅改善事業、特定公共賃貸住宅、都営住宅建設事務所管理運営 ・住環境整備： 住環境整備事業、地域開発整備事業 ・住宅管理： 都営住宅等管理運営、東京都住宅供給公社委託、特定公共賃貸住宅 ・住宅助成： 都民住宅（公社施行型）供給助成、都民住宅（法人施行型）供給助成、住環境整備助成事業、優良民間賃貸住宅供給助成、民間住宅建設資金助成事業
12	看護専門学校 ^{の運営等}	看護専門学校の運営等を実施
13	消防組織法及び消防法に基づく事務	①消防業務 ②危険物規制業務 ③防火管理者講習等
14	病院 (地域病院の運営等を含む)	病院、地域病院の運営等
15	地域保健(保健所関連)	
16	公債費会計繰出金	一般会計の都債の元金の償還、利子の支払い、減債基金への積立、発行及び償還手数料等を公債費会計繰出金として計上したもの。
17	用地会計繰出金	河川、道路、公園等の用地を先行取得し、事務事業の円滑な推進を図るため、用地会計繰出金として計上したもの。
18	退職手当	退職手当の一般会計分（総務局で一括計上）。消防庁等分は、各事務に含む（消防職員は、上記「消防」に含む）。
19	人事関係の管理事務	人事、給与、組織管理、電算、共済事務、研修等の人事関係管理事務。 (主な予算計上先) 総務管理費、研究研修費、福利厚生費、人事委員会費等
20	その他管理事務	計画、調査、広報広聴、経理、庁舎管理、出納等の管理事務。 (経費) 知事本部、統計調査事務、財務局総係的事務（財調基金、土地開発基金を含む）、出納長室、監査事務局に係る経費

② 推計方法

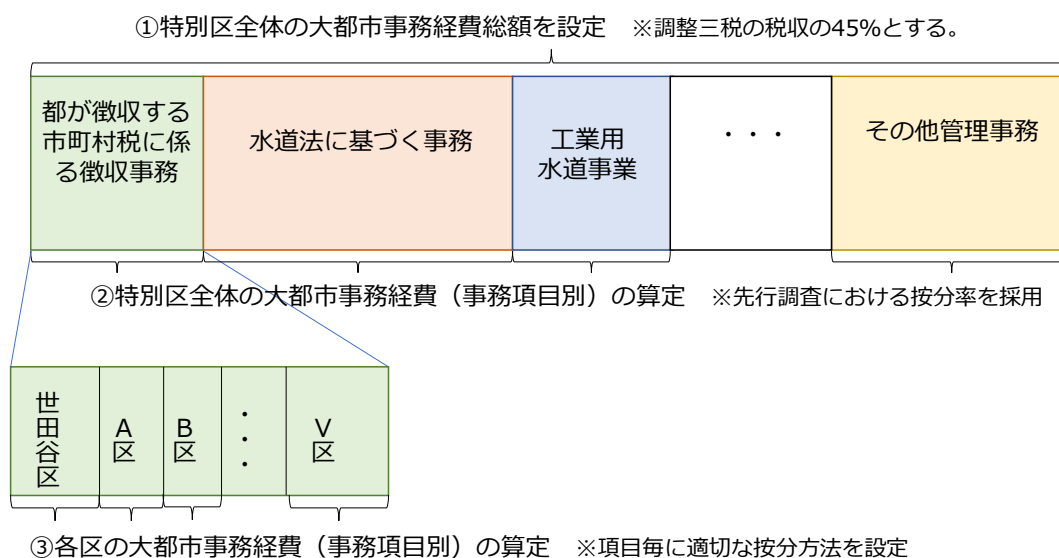
本調査研究において、世田谷区の大都市事務経費については、図表 50 に示す方法で推計した。

まず、特別区全体の大都市事務経費総額を、平成 30 年度における調整三税に係る都の配分割合である 45%と設定する。都においては、調整三税の一定割合により大都市事務を実施しているところであり、調整三税に係る都の配分額と、都が支出する大都市事務経費の総額が一致するものとして算定した。

続いて、大都市事務経費総額を、個別事務項目に按分する。この際の按分率は、平成 17 年 3 月に世田谷区において実施された『都区財政調整制度等行財政制度』に係る調査・研究における個別事務項目の大都市事務経費を用いることとする。

個別事務項目の大都市事務経費を算定した上で、当該経費を各特別区に帰属させる。ここでは、事務項目毎に異なる按分方法を設定する。按分方法については図表 51 に示す。個別事務項目での世田谷区帰属分を合計した金額が、世田谷区に帰属する大都市事務経費となる。

図表 50 大都市事務経費の算出方法



図表 51 大都市事務の個別事務項目についての費用按分方法

No.	事務名	按分方法
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	所管都税事務所職員数にて按分 資料：東京都税務統計年報
2	水道法に基づく事務	上水道配水管総延長にて按分 資料：都統計年鑑
3	工業用水道事業	工業用水道配水管延長にて按分 資料：東京都水道局浄水部工業用水道課
4	下水道法に基づく事務	下水道暗きょ総延長にて按分 資料：都下水道局ホームページ
5	市場・と場	人口にて按分
6-1	道路・街路	知事管理道路延長／特例都道の延長にて按分 資料：東京都道路現況調書
6-2	首都高速道路関連出資	1/2 を自動車保有台数、1/2 を首都高ランプ数にて按分 資料：東京都統計年鑑等
7	交通(鉄道関連)	1/2 を人口、1/2 を都営地下鉄等駅数にて按分 資料：東京都統計年鑑等
7	交通(都バス、都電等)	都バス停留所数にて按分
8-1	都市開発資金会計繰出金等	面積にて按分
8-2	都市防災施設整備事業	面積にて按分
8-3	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	知事管理道路延長／特例都道の延長にて按分 資料：東京都道路現況調書
8-3	都市改造	土地区画整理事業 未着手部分面積にて按分 資料：都都市計画局「土地利用動向調査 主要施設整備開発等調書」
9	東京港港湾施設建設管理、海岸保全	1/2 を人口、1/2 を港湾地区・海上公園面積にて按分 資料：東京都統計年鑑等
10-1	公園	都立公園面積にて按分 資料：東京都建設局「公園調書」
10-2	霊園	人口にて按分
11	住宅	都営住宅数にて按分 資料：東京都都市整備局事業概要
12	看護専門学校の運営等	人口にて按分
13	消防組織法及び消防法に基づく事務	消防本部・消防署数の合計にて按分 資料：東京消防庁ホームページ、都統計年鑑
14	病院(地域病院の運営等を含む)	人口にて按分
15	地域保健(保健所関連)	人口にて按分
16	公債費会計繰出金	他事務の経費計(推計)にて按分

No.	事務名	按分方法
17	用地会計繰出金	土地区画整理事業 未着手部分面積にて按分
18	退職手当	他事務の経費計（推計）にて按分
19	人事関係の管理事務	他事務の経費計（推計）にて按分
20	その他管理事務	他事務の経費計（推計）にて按分

③ 推計結果

大都市事務経費の算定結果は図表 52 の通りであり、合計で 653 億 1,200 万円となった。

図表 52 大都市事務経費の世田谷区帰属分

No.	事務名	世田谷区に帰属する費用
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	39 億 7,221 万円
2	水道法に基づく事務	1 億 9,171 万円
3	工業用水道事業	0
4	下水道法に基づく事務	240 億 465 万円
5	市場・と場	6,479 万円
6-1	道路・街路	13 億 8,750 万円
6-2	首都高速道路関連出資	1 億 1,916 万円
7	交通(鉄道関連)	7 億 6,755 万円
7	交通(都バス、都電等)	1 億 1,302 万円
8-1	都市開発資金会計繰出金等	5,873 万円
8-2	都市防災施設整備事業	641 万円
8-3	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	407 万円
8-3	都市改造	2,916 万円
9	東京港港湾施設建設管理、海岸保全	2 億 948 万円
10-1	公園	15 億 1,799 万円
10-2	霊園	▲774 万円
11	住宅	2 億 8,112 万円
12	看護専門学校の運営等	1 億 9,114 万円
13	消防組織法及び消防法に基づく事務	127 億 8,596 万円
14	病院(地域病院の運営等を含む)	22 億 7,122 万円
15	地域保健(保健所関連)	2,036 万円
16	公債費会計繰出金	138 億 543 万円
17	用地会計繰出金	1,681 万円
18	退職手当	15 億 1,791 万円
19	人事関係の管理事務	3 億 3,698 万円
20	その他管理事務	16 億 4,637 万円
合計		653 億 1,200 万円

(3) 大都市特例事務

① 推計の前提

大都市特例事務は、都道府県事務とされている事務のうち、一般市には配分されないものの、政令指定都市等において配分されている事務である。

当該事務の一覧は、第 II 章 1(2)①に示すとおりである。本節では、歳出に与える影響を分析する観点から、当該事務のうち事務経費以外も含むもの、及び第 II 章 1(2)①に明示していないものの政令指定都市が支出を求められる経費について分析することとする。

対象事務並びに費用の試算結果は図表 53 のとおりである。

図表 53 本調査において歳出算定対象とした大都市特例事務と推計結果

分野	事務	試算結果
保健衛生	精神保健福祉センター	2 億 2,320 万円
福祉	児童相談所	16 億 4,903 万円 ※対応する国庫負担金・国庫補助金 5 億 668 万円
	保育園運営費負担金(都道府県分)	22 億 448 万円 ※現状では同額を都負担金として受領
	老人福祉施設整備補助	18 億 322 万円
	生活保護費（住所不定者）	3 億 2,902 万円
教育	義務教育教職員給与	239 億 9,298 万円 ※対応する国庫負担金 63 億 6,037 万円
まちづくり	直轄事業負担金	21 億 641 万円
	道路（都道・指定区間外の国道）	23 億 4,824 万円
	河川等	2 億 6,641 万円 ※現状では同額を都負担金として受領
合計		349 億 2,299 万円

② 精神保健福祉センター

a) 推計方法

精神保健福祉法において、政令指定都市は精神保健福祉センターの設置が求められる。現在、世田谷区を含む区域については、東京都が設置する東京都立中部総合精神保健センターが担当しているところである。

精神保健福祉センターにおいては、職員の配置等に係る要件が定められていることから、現行の都立中部総合精神保健センターの経費を人口等で按分するのではなく、他の政令指定都市における精神保健センターの運営経費を参考として、推計することとした。なお、庁舎の減価償却費等については考慮せず、職員人件費をもって精神保健福祉センターの運営経費とした。

b) 推計結果

職員数については、首都圏の政令指定都市が設置する精神保健福祉センターの定員を参考として、34名と設定した。これに、平成30年度の職員一人当たり給与費を乗じることで、2億2,320万円と算定した。

③ 児童相談所

a) 推計方法

児童福祉法において、政令指定都市は児童相談所の設置が求められる。また、特別区においても設置することは可能であり(必置ではない)、世田谷区では令和2年度に設置している。そこで、世田谷区における令和2年度の児童相談所費をもって、児童相談所費とする。なお、財源として、国庫負担金、国庫補助金も見込まれていることから、これら金額については、財政シミュレーションにおける国庫負担金、国庫補助金に加算するものとする。

b) 推計結果

令和2年度予算である16億4,903万円と算定した。なお、国庫負担金は5億668万円、国庫補助金は6,318万円である。

④ 保育所運営費負担金

a) 推計方法

保育所に関する公費負担については、国・都道府県・市区町村が分担することとなっている。このうち都道府県分については、政令指定都市の存する区域においては政令指定都市が負担する。なお、国・都道府県分については、市区町村に負担金として交付される。

本調査においては、世田谷区が東京都から交付を受けている保育所運営費負担金の金額を、大都市特例事務としての経費とする。

b) 推計結果

平成 30 年度において東京都から交付を受けている保育所運営費負担金の金額である 22 億 448 万円と算定した。

⑤ 老人福祉施設整備補助

a) 推計方法

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等の施設整備事業については、都道府県が補助を行うこととなっているが、政令指定都市・中核市が存する区域においては当該政令指定都市・中核市が補助を行う。

世田谷区が政令指定都市に移行する場合、東京都が世田谷区の存する区域において支出していた当該補助については、世田谷区において支出することが求められる。

平成 30 年度において実際に支出された施設の所在地をもとに、世田谷区の存する区域における支出金額を算定することも可能であるが、整備施設数はそれほど多くないことから、年度毎に変動が大きい。そこで、本調査においては、東京都の補助金総額を高齢者数により按分して、算定する。

b) 推計結果

18 億 322 万円と算定した。

⑥ 生活保護費（住所不定者）

a) 推計方法

住所不定者の生活保護費に係る地方負担分については、都道府県が負担することとなっているが、政令指定都市・中核市が存する区域においては当該政令指定都市・中核市が負担する。

本調査においては、住所不定者の生活保護費について、以下の要領で世田谷区への帰属分を算定する。

- ①町村・島しょ部における生活保護費の推計値を算定する。算定に当たっては、多摩地域の市部における一世帯当たり生活保護費を、町村・島しょ部の被保護世帯数に乘じることとした。
- ②東京都の生活保護費(合計)から、町村・島しょ部における生活保護費の推計値(①)を差し引き、東京都が支出する住所不定者の生活保護費を算定する。
- ③東京都が支出する住所不定者の生活保護費を、被保護世帯数によって按分し、世田谷区に帰属する生活保護費都負担分を算定する。※八王子市については、按分の対象から除外する。
- ④当該生活保護費に、生活保護費に占める国庫支出金の割合を乗じ、住所不定者の生活保護費に係る国庫支出金を算定する。
- ⑤世田谷区に帰属する生活保護費都負担分(③)から、住所不定者の生活保護費に係る国庫支出金(④)を差し引き、世田谷区が支出する住所不定者の生活保護費を算定する。

b) 推計結果

3億2,902万円と算定した。

⑦ 義務教育教職員給与

a) 推計方法

小中学校に関しては、市区町村が小中学校を設置・運営し、都道府県が市区町村の教職員を任命し、給与を負担しているが、政令指定都市が存する区域においては当該政令指定都市・中核市が小中学校の設置・運営、教職員の任命、給与負担を実施している。なお、義務教育教職員給与については、国が1/3を負担している。

本調査においては、東京都が支出した教職員給与について、小中学校教職員数によって按分し、世田谷区への帰属額を算定した。また、国庫負担金についても、東京都が交付されている義務教育費国庫負担金を、同様に小中学校教職員数によって按分し、世田谷区への帰属額を算定した。

b) 推計結果

世田谷区が支出する義務教育教職員給与は、239億9,298万円と算定した。また、義務教育費国庫負担金は、63億6,037万円と算定した。

⑧ 直轄事業負担金

a) 推計方法

国が直接実施する道路等に係る公共事業（直轄事業）の経費に関して、一部は地方公共団体が負担することとなる。現在東京都が負担している直轄事業負担金について、世田谷区が政令指定都市に移行する場合には世田谷区が負担することとなる。

本調査においては、平成30年度において東京都が負担している直轄事業負担金について、世田谷区が政令指定都市に移行する場合に世田谷区が負担することになると考えられる事業を抽出し、その合計を世田谷区への帰属額として算定した。

b) 推計結果

世田谷区が負担する直轄事業負担金は、21億641万円と算定した。

⑨ 道路（都道・指定区間外の国道）

a) 推計方法

道路については、世田谷区が政令指定都市に移行する場合には、世田谷区内の都道並びに指定区間外の国道の管理を行うことが必要となる。

本調査においては、特例都道の管理費用と都道並びに指定区間外の道路の管理費用が同等であると仮定した。そのため、第 III 章 3(2)③において算定した特例都道に係る管理費用に関して、特例都道延長 1km あたりの金額を算定し、当該計数に世田谷区内における都道並びに指定区間外の国道の延長を乗じることにより、算定することとした。

b) 推計結果

世田谷区が支出する道路（都道・指定区間外の国道）の管理費は、23 億 4,824 万円と算定した。

⑩ 河川等

a) 推計方法

世田谷区が政令指定都市に移行する場合には、世田谷区内における指定区間の 1 級河川（一部）、2 級河川（一部）の管理について、世田谷区が管理を行うことが必要となる。

当該河川に関しては、現在は東京都の所管となっているが、事務処理特例により世田谷区が処理しているところである。本調査においては、事務処理特例に基づいて世田谷区が都から交付を受けている金額をもって、世田谷区内における指定区間の 1 級河川（一部）、2 級河川（一部）の管理費用とした。

b) 推計結果

世田谷区が支出する河川等の管理費は、2 億 6,641 万円と算定した。

4. 政令指定都市・一般市に移行する場合の財政シミュレーション

政令指定都市・一般市に移行する場合の財政への影響を図表 54 に示す。政令指定都市に移行する場合には歳出が 1,136 億 1,935 万円増加、歳入が 894 億 6,100 万円増加することから、差し引きで 241 億 5,835 万円のマイナスが見込まれる。一般市に移行する場合には歳出が 811 億 6,724 万円増加、歳入が 434 億 3,676 万円増加することから、差し引きで 377 億 3,048 万円のマイナスが見込まれる。

図表 54 一般市・政令指定都市に移行する場合の財政状況

一般市・政令市に移行した場合の財政への影響(プラスが増加額) 平成30年度決算

いずれも単位:円

		一般市への移行	政令指定都市への移行	備考
歳出	合計	81,167,242,988	113,619,345,540	特定財源(補助金等)が充てられる費用は含まない。
	1_大都市特例事務	0	32,452,102,552	都道・国道等の管理に関して特定財源(補助金等)が充てられる費用は含まない。
	2_大都市事務	81,167,242,988	81,167,242,988	特定財源(補助金等)が充てられる費用は含まない。 移管される目的税を用いた事業費含む
歳入	合計	43,436,763,644	89,460,996,608	
	3 歳入(特別区税)	0	38,132,288,785	義務教育教職員の市費移管に伴う個人住民税の増加
	3 歳入(調整3税)	86,250,252,864	86,250,252,864	
	3 歳入(事業所税・都市計画税)	17,945,297,986	17,945,297,986	
	3 歳入(地方譲与税)	15,487,605	247,651,277	
	3 歳入(地方特例交付金等)	32,282,189	972,194,107	
	3 歳入(国庫補助金・負担金・委託金)	0	6,930,238,638	大都市事務、都道・国道等の管理に係る国庫補助金等は含まない
	3 歳入(都補助金・負担金・委託金)	▲ 2,090,053,000	▲ 4,560,939,607	
	3 歳入(特別区財政調整交付金)	▲ 58,716,504,000	▲ 58,716,504,000	
	4 地方交付税交付金	0	0	
5 その他	0	2,260,516,557	宝くじ	
財政収支への影響		▲ 37,730,479,344	▲ 24,158,348,932	

(注)大都市特例事務の計数には、現行の都負担金等の削減が見込まれる「保育所運営費負担金」の負担額や「河川等」の費用は含まない。当該費用については、歳入の減少欄に反映している。

(注)大都市事務経費には、目的税である事業所税・都市計画税を用いた業務にかかる費用を加えているが、都市計画税に関しては都市計画交付金相当額の事業が世田谷区内で実施されていることを鑑み、都市計画税収から都市計画交付金相当額を控除した金額を計上している。

(出所)MURC 試算

第IV章 住民サービス等への影響

1. 住民サービス等への影響分析に係る対象項目

世田谷区が政令指定都市あるいは一般市に移行する場合には、所管事務が増加するが、当該事務を世田谷区自身が行うことで、住民サービスの向上やまちづくりへの貢献に繋がる可能性がある。

本節では、大都市事務・大都市特例事務について、東京都から世田谷区に移管されることによる歳出面以外の効果について分析する。具体的には、図表 55 に示す事務について、移管の効果を検討する。

図表 55 本調査において、住民サービス等への影響の検討対象とする大都市事務等

	事務の種類
都市計画決定権限	政令指定都市・一般市への移行時に権限拡大 ※政令指定都市においては一般市と比較して更に大きな権限
義務教育教職員人事権	政令指定都市への移行時に権限拡大
保健所	既に開設済 ※一般市が有する権限を越えているものであることから、参考として調査するもの
児童相談所	既に開設済 ※一般市が有する権限を越えているものであることから、参考として調査するもの
市町村住民税(法人分) 固定資産税 都市計画税 事業所税	政令指定都市・一般市への移行時に権限拡大

2. 事務移管による住民サービスの変化

(1) 都市計画決定権限

① 権限の概要

都市計画法では、広域的・根本的な都市計画については都が、身近な都市計画は区市町村が決定することとされている。なお、都市計画決定権限については、一般市に与えられている権限のうち、図表 56 に示す権限は特別区に与えられておらず、都に与えられている。

図表 56 特別区に与えられていない都市計画決定権限の例

権限	内容	適用事例
用途地域	住居・商業・工業その他の用途が適切な配分になるよう、建築物の用途・密度・形態等に関する制限を定める地域地区	区内全域
特例容積率適用地区	複数の敷地間で建設する建築物について、容積率を移転することを認める地区	なし
高層住居誘導地区	一定の用途地域において、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度および敷地面積の最低限度が定められる地区	なし
特定街区（1ha 超）	容積率、建ぺい率、高さ制限などの一般の形態制限を適用せず、その街区に適した建築物の形態等についての制限を個別に都市計画決定する。	馬事公苑ハイム 成城ハイム
地区計画（再開発促進区を定め、3ha 超のもの）	地区計画において一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域（再開発等促進区）を定め、地区内の公共施設の整備と併せて、建築物の用途、容積率等の制限を緩和することにより、良好なプロジェクトを誘導するもの	二子玉川東地区

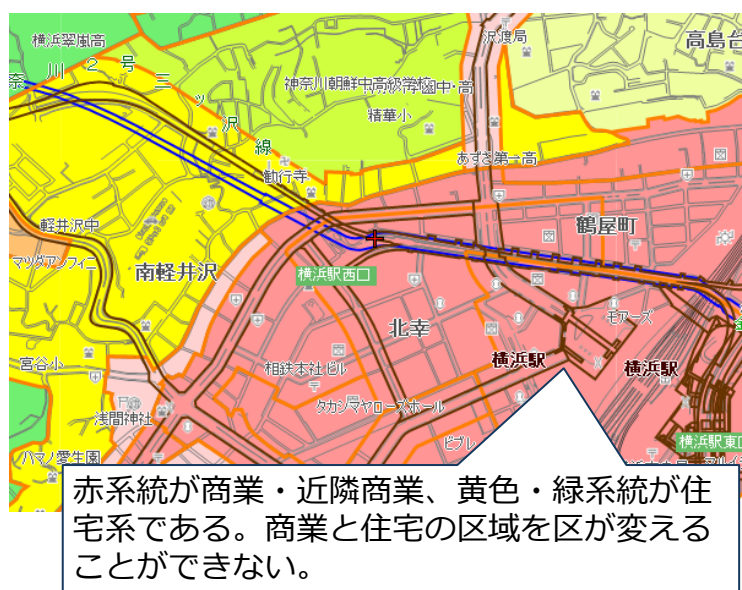
② 権限移譲による効果

図表 56 に示す都市計画決定権限のうち、区全体に影響する権限として用途地域が挙げられる。用途地域は、商業・工業その他の用途が適切な配分になるよう、建築物の用途・密度・形態等に関する制限を定める地域地区であり、13 種類の用途地域が存在する。用途地域の決定権限が移譲されることにより、建物の種類・建ぺい率・容積率・高さ制限等を決定することができるようになる。

現状では、用途地域の設定は都の権限となっており、区内の土地利用を世田谷区が決定することができない状況にある。そのため、①住民にもっとも近い基礎的な自治体として区内で起こっている課題に対処しにくい、②戦略的なまちづくりを行う上で住宅・商業・工業の配分を変更できない、という課題がある。

当該権限が世田谷区に移譲されることにより、①区内での課題への適切な対処、②戦略的なまちづくりの実施が可能となる。

図表 57 用途地域設定権限が制約されていることによる課題



(出所)横浜市行政地図情報提供システム

③ 現行の都市計画決定権限におけるまちづくりの誘導の例

特別区においては、都市計画決定権限が制限されているが、こうした状況においても一定の都市機能の誘導を行う事例がみられる。港区においては、一定規模以上の開発事業を行う場合には住宅等の付置義務を設けており、住宅の確保を図っている。また、豊島区においては、中高層集合住宅におけるワンルームマンションの整備について制限している。

図表 58 港区開発事業に係る定住促進指導要綱（抄）

<p>(住宅の付置等)</p> <p>第9条</p> <p>開発事業者は、延べ面積が 3,000m² 以上の建築物に係る開発事業を行おうとする場合は、延べ面積に対して、10 パーセントの割合に相当する面積を良質な住宅又は生活に便利な施設(以下これらを「生活利便施設等」という。)として付置するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により付置される良質な住宅(以下「付置住宅」という。)には、当該付置</p>

住宅の居住者又は利用者等が使用する付随施設を含むことができる。

図表 59 豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例（抄）

（住宅の規模）

第 10 条

建築主は、中高層集合住宅建築物の住戸の専用面積を 25 平方メートル以上としなければならない。

(2) 義務教育教職員人事権

① 権限の概要

小中学校の教職員人事に関する市区町村の権限は図表 60 に示すとおりである。

政令指定都市以外の市区町村においては、教職員への給与支払・任免・学級編成等については全て都道府県が実施しており、都道府県が一括して教職員を採用し、人事異動等を行う。政令指定都市においては、独自に教職員を採用し、人事異動等を行う。

図表 60 教育分野における事務配分(抄)

事務	政令指定 都市	中核市	施行時 特例市	一般市	特別区
義務教育教職員給与の支払い	○	×	×	×	×
小学校学級編制基準、教職員定数の決定	○	×	×	×	×
中学校学級編制基準、教職員定数の決定	○	×	×	×	×
県費負担教職員の任免、給与の決定(小学校分)	○	×	×	×	×
県費負担教職員の任免、給与の決定(中学校分)	○	×	×	×	×
県費負担教職員の研修(小学校分)	○	○	×	×	○※2
県費負担教職員の研修(中学校分)	○	○	×	×	○※2

(注1) 黄色ハイライトは、一般市と特別区の仕事範囲が異なるものを指す。

(注2) 条例による事務処理特例制度に基づき特別区が実施

(出所) 総務省「第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料」特別区長会事務局「特別区制度をめぐる課題(参考資料)」等をもとに整理

② 権限移譲による効果

現行制度においては、世田谷区は教職員を独自に採用できず、また、世田谷区に限定した人事異動等を実施することもできない。したがって、世田谷区の特徴を出した教職員の育成が難しく、教育内容等についても独自性を出すことは困難である。

採用・育成等に係る権限の移譲がなされることで、世田谷区の特徴を出した教職員の育成が可能となることが期待される。権限移譲の手法としては、①事務処理特例の活用、②政令指定都市への移行による権限移譲、の2つが考えられる。

事務処理特例を用いることで、任免権限等の移譲を受けることにより、教職員の独自採用や区内に限定した人事異動、人材育成が可能となる。ただし、事務処理特例については、①権限はあくまで都にあること、②財源の移譲がなされないため加配等ができない、という課題がある。

図表 61 義務教育教職員人事に係る権限移譲方法

	現行	事務処理特例	政令指定都市への移行
独自採用	×	○	○
区内に限定した人事異動	×	○	○
世田谷区が求める人材の育成	△ ※研修等は可能であるが、人事異動範囲が区外に跨るため、長期的な育成は困難	○	○
教職員数の加配	×	×	○

③ 先行事例(大阪府豊能地区)

平成 24 年 3 月より、大阪府から大阪府豊能地区の 3 市 2 町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)に対して、事務処理特例を活用することで義務教育教職員人事権の一部が移譲されている。

3 市 2 町が共同で処理すべきとされた事務について、市町間で相互に連絡調整を図りつつ執行するため、大阪府豊能地区教職員人事協議会が移譲に伴って設置された。これは、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項に基づき設置されたものである。

移譲された事務の一覧については図表 62 に示すとおりである。採用選考、人事異動関係、賞罰等の人事管理に係る各種事務が移譲されている。

図表 62 豊能地区 3 市 2 町への移譲事務

1-1 採用選考に関する事務（教員）
1-2 採用選考に関する事務（事務職員）
1-3 採用業務に関する事務（教員、事務職員）
2 再任用教職員の選考・採用に関する事務
3-1 管理職任用に関する事務
3-2 管理職任用（任期付校長）に関する事務
4 首席・指導教諭の任用に関する事務
5 副主査・主査・主幹(事務職員)の任用及び栄養教諭への任用替に関する事務
6 教職員（管理職）の人事異動、人事交流等に関する事務

- 7 教職員（一般教職員）の人事異動、人事交流等に関する事務
- 8 兼務発令に関する事務
- 9 講師登録関係事務
- 10 臨時的任用職員の配置に関する事務、非常勤特別嘱託員・非常勤若年特別嘱託員、非常勤講師等の任用に関する事務
- 11 看護師の講師登録及び雇用関連事務
- 12 休職、休養、復職、退職に関する事務
- 13 大学院修学休業制度に関する事務
- 14 組合専従の許可に関する事務
- 15 教職員の懲戒処分に関する事務
- 16 教職員の分限処分に関する事務
- 17 公務災害・通勤災害補償申請に係る地方公務員災害補償基金への進達事務
- 18 新規採用教職員等に対する雇入時健康診断事務
- 19-1 在外教育施設派遣に係る事務
- 19-2 青年海外協力隊派遣に係る事務
- 20 社会保険（雇用保険）に関する事務
- 21 高齢者部分休業制度・育児短時間勤務制度に関する事務
- 22 「教職員の評価・育成システム」に関する「評価・育成者研修」の実施に関する事務
- 23-1 教職員の研修に関する事務（法定研修に係る本庁担当業務）
- 23-2 初任者研修・10年経験者研修の法定研修とそれに準ずる研修（府教育センター実施分）
- 23-3 課題別研修、授業力向上研修、その他研修（府教育センター実施分）
- 23-4 民間企業等派遣研修、小中学校「理科」指導者養成長期研修
- 24 長期、短期自主研修に関する事務
- 25 指導改善研修に関する事務
- 26 新規採用教職員の初任給決定事務
- 27 教職員の昇給・昇格による給与決定事務
- 28 臨時的任用職員の給与決定事務
- 29 任命権者が決定した給与関係情報等の府教委への報告
- 30 障がい者である職員の任免に関する状況の通報に関する事務

(出所)豊能地区における教職員人事権の移譲に関するプロジェクトチーム(2012)「豊能地区における教職員人事権の移譲について」

検討にあたって、大阪府知事より文部科学省に対して権限移譲の可否に関して照会がなされ、文部科学大臣より検討結果が示された。項目毎の検討結果については図表 63 に示す通りである。

図表 63 文部科学副大臣から示された検討結果(概要)

項目	内容
県費負担教職員の任命権	事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとすることは可能
市町村の学校の種類ごとの定数決定権	市町村が処理することはできない ※市町村教育委員会の希望を最大限尊重して都道府県教育委員会が定数を決定することにより、事務処理特例制度を活用した権限移譲と同様の運用を行うことが可能。
学級編成基準の決定権	市町村が処理することはできない ※市町村教育委員会の希望を最大限尊重して都道府県教育委員会が同意を与えることにより、事務処理特例制度を活用した権限移譲と同様の運用を行うことが可能。
給与負担	市町村に負わせることはできない

(出所)豊能地区における教職員人事権の移譲に関するプロジェクトチーム(2012)「豊能地区における教職員人事権の移譲について」

(3) 保健所

① 権限の概要

保健所は、地域保健法に規定され、保健・衛生・生活環境などさまざまな分野にわたり広域的・専門的なサービスを行う行政機関である。都道府県、特別区、地域保健法施行令で定める市(政令指定都市、中核市、小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、四日市市)が保健所を設置することとなっている。

保健所の機能は、地域保健法、建築物衛生法、児童福祉法に定められており、図表 64 に示す通りである。

図表 64 保健所の機能

法令	機能
地域保健法	<p>次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 ➤ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 ➤ 栄養の改善及び食品衛生に関する事項 ➤ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項 ➤ 医事及び薬事に関する事項 ➤ 保健師に関する事項 ➤ 公共医療事業の向上及び増進に関する事項 ➤ 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項 ➤ 歯科保健に関する事項 ➤ 精神保健に関する事項 ➤ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 ➤ エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項 ➤ 衛生上の試験及び検査に関する事項 ➤ その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項 <p>必要がある時は、地域保健に関する情報収集・整理・活用、調査研究等を行うことができる。</p>
建築物衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図る ➤ 建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なう
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図る ➤ 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導

	を行う ▶ 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行う ▶ 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与える
--	--

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応業務で大きな役割を担った。新型コロナウイルス感染症を含む指定感染症に関しては、医師が感染症の疑いがあると判断した場合には保健所を経由して区に情報がもたらされる。また、区が必要と判断する場合には、積極的に調査をすることができる（行政検査）。更に、業務制限や入院勧告等を実施することができる。

図表 65 保健所と指定感染症対応

	役割
指定感染症の発生に係る調査	▶ 指定感染症等にかかっていると疑われると判断される場合、医師は、直ちに氏名・年齢・性別等を保健所長を経由して区長に届け出る（感染症法第12条第1項）。 ▶ 区長は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に指定感染症等の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者等に質問させ、又は必要な調査をさせることができる（感染症法第15条第1項）。
指定感染症の患者等への対応	▶ 区長は、指定感染症等の患者・無症状病原体保有者に対して、必要に応じて業務従事の制限を行うことができる。（感染症法第18条） ▶ 区長は、指定感染症等の患者・無症状病原体保有者に対して、入院を勧告することができる。勧告に従わない場合には入院を措置することができる。（感染症法第19条） ▶ 区は、入院勧告・入院措置を実施した場合に、患者等から申請があった場合には費用負担を行う。（感染症法第37条）

② 設置されていることによる効果

新型コロナウイルス感染症を含む指定感染症への対応について、世田谷区が独自に保健所を設置していたことによって得られた効果あるいは得られる可能性のある効果について図表 66 に整理する。

保健所設置により、積極的かつ柔軟な行政調査や入院先等のスムーズな調整に繋がることが期待される。

図表 66 保健所設置による効果

効果	具体例
積極的かつ柔軟な行政 検査	<p>保健所を設置しない場合には、都道府県が行政調査を実施することとなる。厚生労働省より、行政調査の実施基準等に係る通知は出ているものの、実質的な調査実施の判断は現場に委ねられている。</p> <p>⇒都道府県の対応力が不十分な場合、行政調査が消極的になる恐れがあるが、区で独自に保健所を設置しており十分な対応力を有していると問題は生じない。</p> <p>⇒行政検査について、区が独自に重点的に調査実施可能。</p>
行政検査の要件を満たさない検査の実施	<p>厚生労働省の補助金対象外であるが、行政検査の要件を満たさない検査についても、実施できるだけの人員体制を有する。</p>
入院先等の調整	<p>保健所を設置しない場合には患者の入院先等の調整は都道府県が一元的に行うが、保健所を設置する場合には、保健所設置団体における調整も可能。</p> <p>⇒都道府県の対応力が不十分な場合、区で独自に保健所を設置しており十分な対応力を有していると問題は生じない。</p> <p>※ただし、区立病院を有していない場合には、適切な調整が難しい可能性がある。</p>

(4) 児童相談所

① 権限の概要

児童相談所は、児童福祉法に規定され、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく児童福祉の専門機関である。都道府県、政令指定都市に最低 1 以上の児童相談所が設置されており、平成 28 年の児童福祉法改正からは、特別区及び中核市においても設置できることとなっている。

従来は、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされていた。しかし、平成 17 年 4 月から、児童家庭相談に応じることを市町村（特別区を含む）の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、都道府県等（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化した。

具体的には、児童相談所の業務等は図表 67 のように整理される。

図表 67 児童相談所の概要

	内容
設置の目的	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握 ➤ 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助 <p>により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する</p>
役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。 ➤ 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。 <p>※市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。</p>
業務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助） ➤ 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定） <ul style="list-style-type: none"> - 養護相談：保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談 - 保健相談：未熟児、疾患等に関する相談 - 障害相談：肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談 - 非行相談：ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関

	内容
	<p>する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> - 育成相談：家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談 - その他 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一時保護 ➤ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

(出所)厚生労働省「児童相談所の概要」

② 区が設置することによる効果

児童福祉法に関する業務等については、区市町村と児童相談所が役割を分担しており、相互に連携することが期待されている。

平成28年の児童福祉法改正で特別区において児童相談所が設置できることとなり、世田谷区では令和2年4月に設置した。

世田谷区が児童相談所を設置することにより、子育て家庭の相談から虐待発生予防を主とした支援などを担う子ども家庭支援センターと、高度な専門性を必要とする相談や虐待対応を担い強力な法的権限を持つ児童相談所の、双方の機能を一元的に運用することができるようになった。これにより、子どもへの虐待を未然に防ぐ体制をさらに推進し、気軽な相談から虐待等の早期発見・対応まで切れ目のない児童相談行政の実現が可能となった。

また、基本的に都道府県において策定するとされる社会的養育推進計画は、児童相談所を開設した特別区でも策定できることとなっており、世田谷区では令和3年4月に「世田谷区社会的養育推進計画」を策定し、家庭への養育支援から代替養育までを通した社会的養育の整備に一貫して取り組んでいる。

3. 税制によるまちづくりの可能性

(1) 対象となる税目

先述のとおり、世田谷区においては、図表 68 に示す市町村税について、課税権を有しない。これらの税が世田谷区に移譲される場合、第 III 章において検討した歳入面の効果に加え、税を用いたまちづくりの誘導等が可能となる効果も期待される。

特別土地保有税と事業所税は税率に関する裁量がないため、まちづくりの誘導等に活かすことは難しいが、市町村民税(法人分)、固定資産税、都市計画税については、税率設定等をまちづくり等に活かす余地がある。

図表 68 政令指定都市・一般市に移行する場合に、世田谷区に移譲される税目と裁量

税目	課税理由	税率等に係る裁量
普通 税	市町村民税 (法人—均等割)	地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を 求めるもの
	市町村民税 (法人—法人税割)	
	固定資産税	固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税
	特別土地保有税	土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として創設されたもの。平成 15 年度から課税停止
目的 税	事業所税	都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税
	都市計画税	都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税するもの

(2) 法令等による制限

地方税は、公平な税負担を実現する観点から、企業・個人に対して差別的な取り扱いを行うことは原則として認められない。

ただし、地方税法第6条に課税免除あるいは不均一課税に関して、「公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。」「公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」との規定がある。つまり、公益上の必要等がある場合には、課税免除や不均一課税が許容される。したがって、「公益」に結び付くと考えられる場合には、税を活用したまちづくりを行うことも許されるものと解される。

(3) 税を活用したまちづくりの例

① 緑化推進

区内の緑化率を向上させるため、緑化部分について固定資産税・都市計画税の減免を行うことが考えられる。東京都においては、認定市民緑地の用に供する土地について2分の1に軽減されているが、更に軽減割合を上乗せすることが考えられる。

他の地方公共団体の例としては、他に横浜市において、基準以上の緑化を行う場合、当該緑化部分について、固定資産税額の4分の1が軽減されることとなっている。

② 企業誘致

区内に新たに立地する企業について、新規取得土地や建物・設備にかかる固定資産税・都市計画税の減免を行うことが考えられる。その場合、対象となる条件に雇用拡大等を設けることも考えられる。

多数の地方公共団体において、類似する制度が導入されている。なお、首都圏近郊においては、減免ではなく、固定資産税・都市計画税相当額を交付する例もみられる(三鷹市等)。また、福岡市においては、スタートアップ等を支援するため、一定の要件を満たしたスタートアップ等に対して市町村民税(法人-法人税割)を最大5年間全額免除する措置が導入されている。

4. 他の政令指定都市との比較

世田谷区が政令指定都市に移行する場合には、法令に基づく事務の移管に加え、政令指定都市に相応しい施設等の整備・運営が住民等から期待される可能性がある。そこで、他の政令指定都市における保有施設・実施事務を整理する。対象施設等としては以下を挙げる。

図表 69 比較対象とする保有施設・実施事務

分野	施設等
保健衛生	看護専門学校
教育・文化	博物館・美術館、文化会館・芸術劇場、スポーツ振興施設、高等学校、大学
まちづくり	公共交通機関(鉄道)の運営、公共交通機関(バス)の運営、都市公園、動物園、水族館、霊園、都市高速道路への出資
産業	市場(中央卸売市場)、と場、コンベンションセンター

なお、政令指定都市は全 20 市が存在するが、政令指定都市となった経緯により 3 つの分類が可能である。まず、地方自治法の昭和 31 年の一部改正による政令指定都市制度導入当初からの政令指定都市であり、昭和 18 年に制定された「五大都市行政監督ニ関スル法律」の対象となった 5 市である¹³。続いて、当該 5 大都市と同様の運用基準が適用される団体である。五大都市以外に制度の適用を広げる際には、「おおむね 100 万人以上の人口」が運用基準と見做されており、当該基準を満たした団体が政令指定都市に移行している。その後、平成の大合併に際して、期間限定で運用基準の緩和がなされた。運用基準の緩和により、7 市が政令指定都市となった。

政令指定都市の歴史や地域での位置づけ等により保有施設等が異なることが想定されることから、この 3 分類に基づいて、政令指定都市の保有施設等を整理する。なお、世田谷区が政令指定都市に移行する場合には、「先行政令指定都市と同様の運用基準の都市」と整理されることが前提となる。

¹³ 大正 11 年に東京市・大阪市・横浜市・京都市・神戸市・名古屋市の 6 都市が「六大都市」とされ、様々な特例が設けられていた。昭和 18 年の東京都制導入によって東京市が廃止されたことに伴い、東京市を除く 5 市が対象となった。

図表 70 政令指定都市の区分

種別	該当する市
5大都市	横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市
先行政令指定都市と同様の運用基準の都市	札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・川崎市・広島市・北九州市・福岡市
運用基準緩和措置の適用都市	相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市

政令指定都市の保有施設・実施事務の状況について、現行の世田谷区のものと比較した表が図表 71 である。5大都市においては、大学の設置、鉄道・バスの運営、都市高速道路への出資、コンベンションセンターの設置等を全ての都市で実施しており、他の政令指定都市よりも広範な事務を実施している。

世田谷区と「先行政令指定都市と同様の運用基準の都市」を比較すると、高等学校の設置、動物園の設置、霊園の設置に関して、世田谷区が実施していないことが特徴である。ただし、これらを除くと、世田谷区の実施事務等の範囲が狭い訳ではない。

高等学校に関しては、既に都立の高等学校が多数存在することを踏まえると、政令指定都市に移行する場合であっても設置の要請が強くなるわけではないものと思料される。

図表 71 政令指定都市の保有施設・実施事務の状況

	5大都市	先行政令指定都市と同様の運用基準の都市	運用基準緩和措置の適用都市	世田谷区
看護専門学校	2/5	4/8	2/7	×
博物館・美術館	5/5	8/8	7/7	○
文化会館・芸術劇場	5/5	8/8	7/7	○
スポーツ振興施設	5/5	8/8	7/7	○
高等学校	5/5	8/8	6/7	×
大学	5/5	3/8	0/7	×
公共交通機関（鉄道）の運営	5/5	4/8	1/7	×
公共交通機関（バス）の運営 ※2	5/5	3/8	0/7	×
都市公園	5/5	8/8	7/7	○
動物園 ※3	5/5	8/8	3/7	×
水族館 ※3	2/5	0/8	1/7	×
霊園	5/5	8/8	7/7	×
都市高速道路への出資	5/5	4/8	0/7	×
東京湾横断道路への出資	1/5	1/8	0/7	×
市場（中央卸売市場）	5/5	7/8	4/7	×
と場	5/5	4/8	2/7	×
コンベンションセンター（複数の会議室のほか、最低400平方メートル以上のホールを1つ以上保有する施設）	5/5	6/8	5/7	×
コンベンションセンター（展示面積1万m ² 以上）	3/5	3/8	0/7	×

(注1) いずれも市が設置・運営するものに限る(他の行政機関や私立の施設は含まない)

(注2) コミュニティバスを除く

(注3) 日本動物園水族館協会に加盟している動物園・水族館

(出所) 各都市ホームページ等をもとに MURC 作成

政令指定都市の子育て等に係る行政サービスの状況について、現行の世田谷区のものと比較したものが図表 72 である。子育て関連の行政サービスについては、世田谷区は政令指定都市よりも手厚い傾向にあるといえる。特に、子ども医療費については通院も含めて全額助成されること、入院に関しては食事自己負担分も助成されることが特徴である。

図表 72 政令指定都市のサービスの状況

		政令指定都市	世田谷区
子ども医療費(通院)	対象年齢	高校3年生まで：2団体 中学3年生まで：10団体 小学6年生まで：4団体 小学3年生まで：2団体	中学3年生まで
	助成範囲	全額助成：2団体 全額助成及び一部助成：9団体 一部助成：9団体	全額助成
	所得制限	あり：7団体 なし：13団体	なし
子ども医療費(入院)	対象年齢	高校3年生まで：6団体 中学3年生まで：14団体	中学3年生まで
	助成範囲①	全額助成：12団体 全額助成及び一部助成：1団体 一部助成：7団体	全額助成
	助成範囲②	食事自己負担分含む：0団体 食事自己負担分含まない：20団体	食事自己負担分含む
	所得制限	あり：6団体 なし：14団体	なし
保育園	待機児童数	101人以上：2団体 1～100人：10団体 0人：8団体	0人
	認可保育料(※1)	60,001円～：2団体 55,001円～60,000円：4団体 50,001円～55,000円：7団体 45,001円～50,000円：6団体 40,001円～45,000円：1団体	47,800円
就学援助(※2)	就学援助(全費目)の所得制限	生活保護基準の1.41倍～：1団体 生活保護基準の1.21～1.40倍：7団体 生活保護基準の1.01～1.20倍：4団体 生活保護基準の1.00倍：7団体 ※生活保護基準以外の基準：1団体	生活保護基準の1.4倍
	就学援助(給食費)の所得制限	生活保護基準の1.41倍～：1団体 生活保護基準の1.21～1.40倍：7団体 生活保護基準の1.01～1.20倍：4団体 生活保護基準の1.00倍：7団体 ※生活保護基準以外の基準：1団体	生活保護基準の2.06倍
介護保険料(※3)		80,001円～：2団体 70,001円～80,000円：11団体 60,001円～70,000円：7団体	77,400円

(注1) 0歳児で住民税所得割が30万円の世帯、第一子・標準時間である。令和2年度

(注2) 世田谷区は令和2年、政令指定都市は平成29年度

(注3) 65歳以上の第1号被保険者

(出所) 各都市ホームページ等をもとにMURC作成

第Ⅴ章 自治権拡大に係る法的課題

1. 地方公共団体の種別の変更に係る法的課題

政令指定都市・中核市・一般市等の間での種別変更に関しては、地方自治法等によって規定が設けられているが、特別区からこれら地方公共団体への移行に係る規定は設けられていない。したがって、移行にあたっては地方自治法の改正あるいは特別法の制定が必要になるものと考えられる。

なお、普通地方公共団体から特別区制への移行(市町村の廃止と特別区の設置)に関しては、いわゆる大阪都構想の実施に当たって制定された「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に手続等が設けられている。

(1) 政令指定都市の要件(一般市・中核市からの移行)

政令指定都市は、地方自治法において、「政令で指定する人口 50 万人以上の市」(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項)と規定されているが、人口 50 万人以上であることは指定を受ける必要条件ではあるが、必要十分条件ではないと解されている。

「都市としての規模、行財政能力等において既存の政令指定都市と同等の実態を有することに加え、政令指定都市への移行について県と市の意見が一致しているかどうか重要な判断要素とされている」というように、運用上の基準が別途存在している。

具体的には、①人口 100 万以上、②人口密度 2,000 人/km²、③第一次産業就業人口が全就業人口の 10%以下であること、④都市的形態・機能を備えていること、⑤行財政能力を備えていること、⑥その都市の希望があり、所在府県の意思と合致すること、⑦その他地域の一体性があることが判断の基準となっているとされている。

ただし、「人口 100 万以上」については、これまで指定された都市でも人口 100 万以上に満たなくても指定がなされており、人口 80 万以上が目安となっているとも言われている。また、市町村合併プラン(平成 13 年 8 月 30 日、市町村合併支援本部決定)において、「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」として政令市の指定の弾力化の方針が示されており、合併を伴う場合は、人口要件が 70 万程度にまで緩和されるものとされた。この緩和措置は、新市町村合併プラン(平成 17 年 8 月 31 日、市町村合併支援本部決定)により平成 22 年 3 月まで継続した。

一般市等から政令指定都市に移行するためには、当該条件を満たし、政令により指定されることが必要となる。

(2) 中核市の要件(一般市からの移行)

中核市は、地方自治法において、「政令で指定する人口 20 万人以上の市」(地方自治法第

252 条の 22 第 1 項)と規定されている。

なお、平成 11 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」成立までは、昼夜間人口比率が 100 を超えることが要件とされていた。また、平成 18 年の地方自治法改正までは人口 30 万人以上 50 万人未満の場合には面積 100km²以上を有することが要件となっていた。これら規定は現在廃止されている。なお、平成 26 年の地方自治法改正により人口 20 万人以上が指定要件とされていた特例市制度が廃止され中核市と統合された。

中核市の指定に当たっては、関係市からの申出に基づいて、総務大臣が中核市の指定にかかる政令の立案を行うが、関係市が申出を行う場合にはあらかじめ市議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

(3) 一般市の要件

町村が市になる要件としては、①人口 5 万人以上であること、②当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること、③商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であることが求められる。

2. 権限の拡充に係る法的課題

事務配分の方法としては、①政令指定都市・一般市等への移行、②特別区制度を維持した上での事務移管の2つの方法がある。

①については、先述のとおり、現行法では特別区からの移行に係る規定は存在していないことから、地方自治法の改正あるいは特別法の制定が必要になるものと考えられる。

②については、地方自治法に加えて、個別法に、特別区の区域における市町村事務の例外規定が置かれていることが通例であり、事務移管にあたっては当該規定を改定することが必要となる。なお、権限は都が維持しつつ、事務処理特例を用いることで、特別区が事務を処理する形式をとることも考えられる。この場合、個別法を改正する必要はなく、事務処理特例条例（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）を改正することで、対応可能である。

以下で、②特別区制度を維持した上での事務移管に係る法的課題について、法改正による権限拡充、事務処理特例による権限拡充のそれぞれを整理する。

(1) 法改正による権限拡充

現行法において、大都市事務として分類され、特別区の存する区域においては都が処理するとされている事務については、①地方自治法における包括的な大都市事務規定、②個別法において定められる特別区の例外規定、の双方が根拠規定となる。

このうち、地方自治法においては、特定の市町村事務について、都が処理することを規定していないことから、大都市事務全てについて特別区に権限を移譲する場合でない限り、改正の必要はないものと考えられる。

図表 73 地方自治法（抄）

第 281 条の 2

都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第三項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

一方、個別法においては、特別区の存する区域における例外規定が設けられていることが

通例であり、当該規定を修正することが必要となる。

図表 74 大都市事務に関連する法律

事務	法律名
消防・救急活動	消防法、消防組織法、石油コンビナート等災害防止法
上水道の整備・管理運営	水道法
下水道の整備・管理運営	下水道法
都市計画決定	都市計画法
市町村税（一部）	地方税法

(2) 条例による事務処理特例制度による権限拡充

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる（地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項）。これを、条例による事務処理特例制度と呼ぶ。

事務処理特例条例の規定により市区町村が処理することとされた事務については、都道府県に関する規定が、市区町村に関する規定として適用される（地方自治法第 252 条の 17 の 3 第 1 項）。

図表 75 地方自治法（抄）

<p>第 252 条の 17 の 2</p> <p>都道府県は、<u>都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。</u>この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p> <p>2 <u>前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。</u></p>
<p>第 252 条の 17 の 3</p> <p>前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、<u>当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都</p>

道府県知事を通じて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

条例による事務処理特例制度については、以下の点において、法改正による権限移譲と比較して権限が弱い。

①条例の改廃にあたって市町村長への協議が求められているものの、一義的にはあくまでも都道府県の判断によるものであり、都道府県の判断が優先される

②国による市町村への関与については、都道府県知事を通じて行うこととされる

第 VI 章 自治権拡充に向けた方向性

1. 普通地方公共団体への移行

これまでの検討を踏まえ、世田谷区における自治権拡充に向けた方向性に係る選択肢を比較する。

具体的には、地方公共団体の種別を変更し、普通地方公共団体に移行する形態である①政令指定都市への移行、②一般市への移行が考えられる。また、地方公共団体の種別を変更しない形での、③新たな特別区制度の導入、④現行制度を前提とした権限拡充、についても検討する。

(1) 政令指定都市への移行

① 財政面の影響

世田谷区が政令指定都市に移行する場合には、歳出面では大都市事務及び大都市特例事務に経費が歳出が 1,136 億 1,935 万円増加、歳入が 894 億 6,100 万円増加することから、差し引きで 241 億 5,835 万円のマイナスが見込まれる。

② 権限拡充に抛る効果

政令指定都市に移行することで、大都市事務に加えて、大都市特例事務に係る権限が配分されることとなる。都市計画決定権限や道路・河川の管理に関しては、都道府県並みの権限が与えられる。また、市町村税については、現在特別区の存する区域においては都税として扱われるものも含めて、世田谷区が権限を有する。したがって、中長期的なまちづくりや地域の実情にあった住民サービスの提供の面で効果があるものと考えられる。

③ 法的課題

特別区から政令指定都市を含む普通地方公共団体への移行は、地方自治法等において定められておらず、移行にあたっては地方自治法の改正あるいは特別法の制定が必要になるものと考えられる。

なお、仮に普通地方公共団体への移行が認められる場合には、世田谷区は政令指定都市として指定されるための要件を満たすものと考えられる。

(2) 一般市への移行

① 財政面の影響

世田谷区が一般市に移行する場合には歳出が 811 億 6,724 万円増加、歳入が 434 億 3,676 万円増加することから、差し引きで 377 億 3,048 万円のマイナスが見込まれる。

② 権限拡充に抛る効果

一般市に移行することで、大都市事務に係る権限が配分されることとなる。都市計画決定権限の一部や消防、上下水道等が与えられる。また、市町村税については、現在特別区の存する区域においては都税として扱われるものも含めて、世田谷区が権限を有する。

したがって、中長期的なまちづくりや地域の実情にあった住民サービスの提供の面で効果があるものと考えられる。

③ 法的課題

特別区から政令指定都市を含む普通地方公共団体への移行は、地方自治法等において定められておらず、移行にあたっては地方自治法の改正あるいは特別法の制定が必要になるものと考えられる。

2. 特別区の新たな位置づけによる権限拡充

世田谷区が普通地方公共団体に移行することなく、特別区の枠組みの中での権限拡充の方策を検討する。

下記の検討においては、特別区の枠組みを維持することから、①都区財政調整制度への参加は継続する、②市町村税のうち特別区の存する区域において都税とされているものについては引き続き都税とする、③大都市事務制度の制度は維持する、という3点を前提とする。

(1) 新たな特別区制度の導入

① 導入イメージ

23 の特別区は、人口規模・職員数等に大きな差がある。普通地方公共団体においては、人口規模等を考慮して、政令指定都市、中核市といった制度を設け、一般市よりも権限を拡充した地方公共団体として位置づけている。また、一部の政令指定都市では、特別自治市等さらなる権限拡充を目指す動きもある。特別区においても、類似した仕組みとして、一定規模以上の特別区について、特例的な特別区と設定し、権限を拡充することが考えられる。

権限拡充の仕組みとしては、①地方自治法において特例的な特別区を設ける、②東京都事務処理特例条例においてより多くの事務処理特例を認める特例的な特別区を設ける、という2つの方法がある。

② 法的課題

①地方自治法において特例的な特別区を設ける場合においては、地方自治法の改正に加えて、特別区の存する区域において特別な取り扱いを定めている個別法を改正することが必要となる。法改正等に関して手続き面では実現に向けたハードルが高いが、権限等に関して法的な安定性が高いものとなる。また、権限自体が世田谷区に移管するため、権限行使の

裁量が大きくなる。

②東京都事務処理特例条例においてより多くの事務処理特例を認める特例的な特別区を設ける場合には、東京都事務処理特例条例の改正が必要となる。手続き面では、地方自治法等の改正よりもハードルが低いものと思料される。ただし、権限自体は東京都が有しており、世田谷区はあくまでも事務処理を行うのみであることから、裁量は小さくなる。

(2) 現行制度を前提とした権限拡充

① 権限拡充イメージ

23 の特別区について、一律に権限拡充を求めるものであり、従来より続けられている特別区の権限拡充のアプローチと同様である。権限拡充の仕組みとしては、①個別法を改正する、②東京都事務処理特例条例においてより多くの事務処理特例を認めるという2つの方法がある。

なお、地方分権改革に関しては、国において平成26年度から、従前の国主導の改革から住民により近い地方自治体の発意に基づき改革を推進する「提案募集方式」が実施されており、世田谷区においてもこれまで特別区長会を通じて積極的に提案を行っている。

② 法的課題

①個別法の改正については、法改正の手続き面でのハードルは高いものの、権限等に関して法的な安定性が高いものとなる。また、権限自体が世田谷区に移管するため、権限行使の裁量が大きくなる。

②東京都事務処理特例条例においてより多くの事務処理特例を認める場合には、東京都事務処理特例条例の改正が必要となる。手続き面では、地方自治法等の改正よりもハードルが低いものと思料される。ただし、権限自体は東京都が有しており、世田谷区はあくまでも事務処理を行うのみであることから、裁量は小さくなる。

特別区における地方分権改革に関する「提案募集方式」を活用した国への提案

○特別区の提案数（平成26年～令和2年） 43項目 ※共同提案を除く

○主な提案事項と提案以降の改正、通知等

提案事項	提案概要	提案以降の改正・通知内容等
産後ケア事業の推進に向けた法的位置づけの付与及び各種規制の緩和 (平成27年提案)	世田谷区の独自事業として行っている産後ケア事業の推進及び全国への波及を目的として、現行法的な位置づけのない産後ケアセンターに児童福祉法等による法的位置づけを与えるほか、センター設置にあたって障壁となる各種法規制（建築基準法、旅館業法）の規制緩和を行うことを求める。	令和元年12月「母子保健法の一部を改正する法律」が公布され、令和3年4月1日施行された。これにより、市町村において産後ケア事業を行うよう努めなければならないこと、短期入所事業を行う施設（a居室、bカウンセリングを行う部屋、c乳児の保育を行う部屋、dその他事業の実施に必要な設備）について、旅館業法に規定する旅館業の適用外であること、同施設について、建築基準法における用途規制上「ホテル又は旅館」に該当しないことが定められた。
児童相談所の設置権限の移譲 (平成26年提案)	特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置市の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。	平成28年5月「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年4月から、政令で定める特別区が児童相談所を設置できることとされた。 令和元年8月世田谷区、江戸川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、令和2年4月、世田谷区、江戸川区において児童相談所を開設した。その後、同年7月荒川区で開設、令和3年4月港区で開設に至っている。
公園施設として設置される建築物について建築基準法第48条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し (令和2年提案)	建築基準法第48条による特例許可について、利害関係者からの公開による意見聴取及び建築審査会の同意の要否や実施方法を、条例又は規則で定めることにより柔軟に決定できるようにしてほしい。もしくは、当該特例許可について、Park-PFI等の官民連携手法を用いて建築する場合には、実施方針策定や事業者選定に支障が出ないように、策定等の手続と並行して、特定行政庁が定める住民との合意形成等を担保する手続を公園管理者が行うことをもって、意見聴取及び審査会同意に代えることができるようにしてほしい。	「建築基準法第48条の規定のただし書に基づく許可に関する円滑な運用について（令和2年12月24日付国土交通省住宅局市街地建築課通知） 【一部抜粋】 特例許可に係る手続については、特定行政庁や周辺住民等が建築物による周辺の住居の環境に及ぼす影響等を判断することが可能な建築計画を用いて、建築基準法第48条第15項に基づく利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得を行うことが可能である。 これを踏まえ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく民間資金等活用事業（以下「PFI事業」という。）や都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度等の活用にあたり、公募対象施設の用途が特例許可を要する用途である場合、PFI事業等における民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁における許可の判断が可能な計画であるときは、事前相談や許可申請に適切に対応するなど、円滑な特例許可の運用に努めること。

(注) 提案事項、提案概要の記載内容は提案年時点のものである

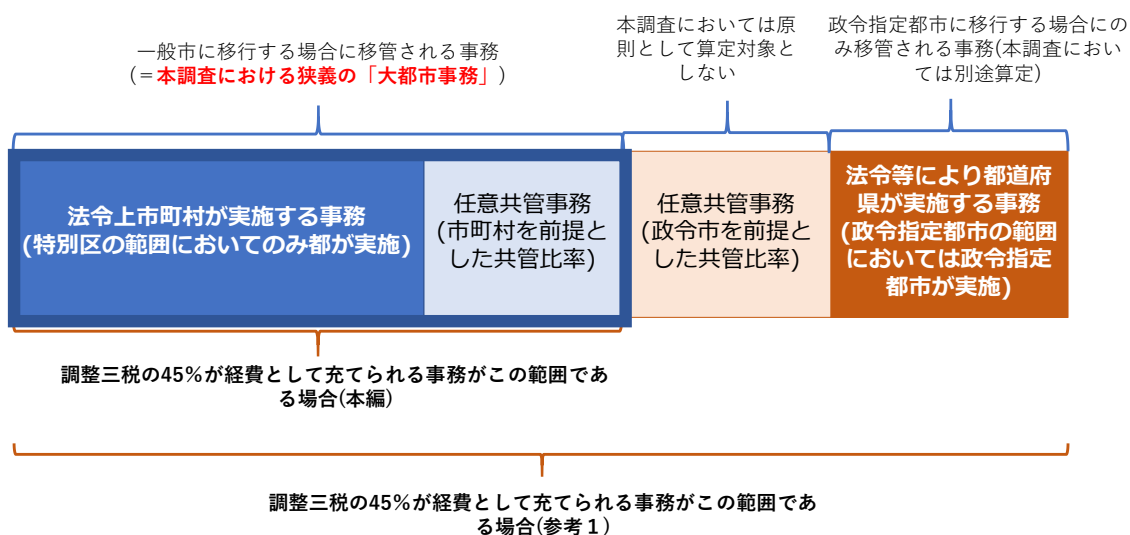
(参考1) 財政シミュレーションで前提を変更するもの

本調査研究において、世田谷区の大都市事務経費については、図表 50 に示す方法で推計しているところである。

調整三税の 45%が充てられる大都市事務の範囲については、都と特別区で見解に相違があるものと考えられる。都においては、大都市特例事務等についても、大都市事務の範囲に含まれると見做している。本調査研究においては、大都市事務を特別区が主張する大都市事務の範囲、すなわち大都市特例事務等については含まないものとしている。

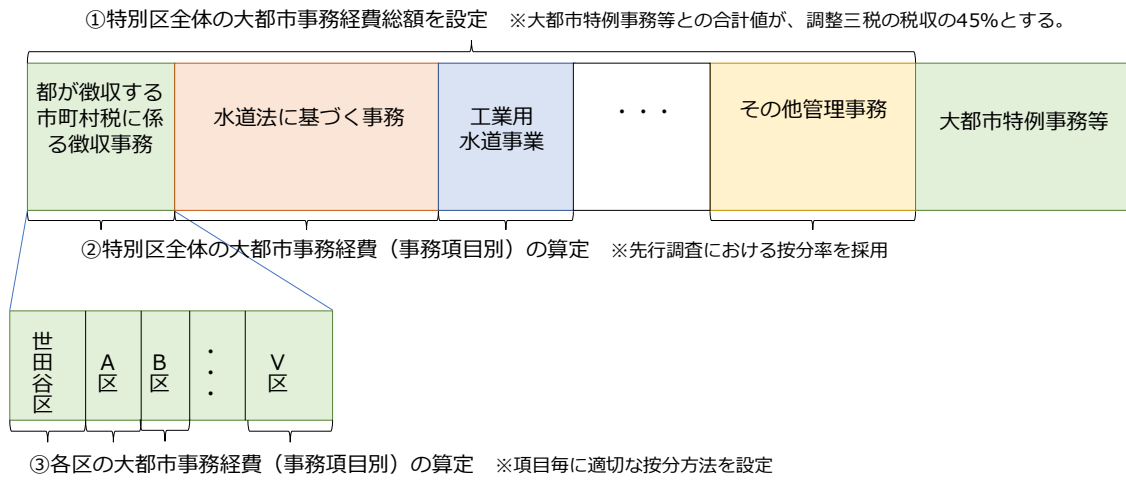
ここで、調整三税の 45%が充てられている事務の範囲が変わる場合には、本調査研究において算定した大都市事務経費の金額が異なることとなる。

図表 76 本編と参考1における大都市事務の範囲の相違



ここでは、特別区全体の大都市事務経費総額並びに大都市特例事務経費総額を、平成 30 年度における調整三税に係る都の配分割合である 45%と設定する。他の計算方法は、第 III 章 3(2)②と同様である(推計方法は図表 77)。

図表 77 大都市事務経費の算出方法



これを前提とすると、政令指定都市に移行する場合には歳出が 844 億 3,125 万円増加、歳入が 894 億 6,100 万円増加することから、差し引きで 50 億 2,975 万円のプラスが見込まれる。一般市に移行する場合には歳出が 529 億 9,216 万円増加、歳入が 434 億 3,676 万円増加することから、差し引きで 95 億 5,540 万円のマイナスが見込まれる。

図表 78 一般市・政令指定都市に移行する場合の財政状況(大都市事務経費を修正したもの)

一般市・政令市に移行した場合の財政への影響(プラスが増加額) 平成30年度決算

いずれも単位:円

		一般市への移行	政令指定都市への移行	備考
歳出	合計	52,992,159,675	84,431,251,038	特定財源(補助金等)が充てられる費用は含まない。
	1_大都市特例事務	0	31,439,091,363	都道・国道等の管理に関して特定財源(補助金等)が充てられる費用は含まない。
	2_大都市事務	52,992,159,675	52,992,159,675	特定財源(補助金等)が充てられる費用は含まない。 移管される目的税を用いた事業費含む
歳入	合計	43,436,763,644	89,460,996,608	
	3_歳入(特別区税)	0	38,132,288,785	義務教育教職員の市費移管に伴う個人住民税の増加
	3_歳入(調整3税)	86,250,252,864	86,250,252,864	
	3_歳入(事業所税・都市計画税)	17,945,297,986	17,945,297,986	
	3_歳入(地方譲与税)	15,487,605	247,651,277	
	3_歳入(地方特例交付金等)	32,282,189	972,194,107	
	3_歳入(国庫補助金・負担金・委託金)	0	6,930,238,638	大都市事務、都道・国道等の管理に係る国庫補助金等は含まない
	3_歳入(都補助金・負担金・委託金)	▲ 2,090,053,000	▲ 4,560,939,607	
	3_歳入(特別区財政調整交付金)	▲ 58,716,504,000	▲ 58,716,504,000	
	4_地方交付税交付金	0	0	
5_その他	0	2,260,516,557	宝くじ	
財政収支への影響		▲ 9,555,396,032	5,029,745,570	

(注)大都市特例事務の計数には、現行の都負担金等の削減が見込まれる「保育所運営費負担金」の負担額や「河川等」の費用は含まない。当該費用については、歳入の減少欄に反映している。

(注)大都市事務経費には、目的税である事業所税・都市計画税を用いた業務にかかる費用を加えているが、都市計画税に関しては都市計画交付金相当額の事業が世田谷区内で実施されていることを鑑み、都市計画税収から都市計画交付金相当額を控除した金額を計上している。

(出所)MURC 試算

(参考2) 他の政令指定都市の状況

政令指定都市の歳入・歳出増額並びに住民一人当たり歳入・歳出総額(平成30年度)を
図表79、図表80に示す。

図表79 各政令指定都市の歳入・歳出総額(平成30年度)

	団体の総額					
	歳入				歳出	
	総額	うち地方税	うち個人住民税	うち地方交付税	総額	公債費
札幌市	9,870 億円	3,259 億円	1,336 億円	1,046 億円	9,790 億円	848 億円
仙台市	5,132 億円	2,141 億円	867 億円	264 億円	4,999 億円	588 億円
さいたま市	5,448 億円	2,652 億円	1,250 億円	64 億円	5,382 億円	523 億円
千葉市	4,381 億円	1,972 億円	862 億円	128 億円	4,346 億円	538 億円
横浜市	17,485 億円	8,237 億円	3,888 億円	214 億円	17,309 億円	1,925 億円
川崎市	7,154 億円	3,531 億円	1,631 億円	3 億円	7,124 億円	731 億円
相模原市	2,973 億円	1,279 億円	586 億円	138 億円	2,880 億円	255 億円
新潟市	3,858 億円	1,331 億円	538 億円	538 億円	3,796 億円	441 億円
静岡市	3,130 億円	1,399 億円	545 億円	163 億円	3,047 億円	375 億円
浜松市	3,389 億円	1,493 億円	627 億円	228 億円	3,286 億円	377 億円
名古屋市	12,036 億円	5,833 億円	2,180 億円	75 億円	11,952 億円	1,329 億円
京都市	7,695 億円	2,917 億円	1,107 億円	614 億円	7,659 億円	832 億円
大阪市	17,611 億円	7,374 億円	1,993 億円	436 億円	17,586 億円	2,931 億円
堺市	4,030 億円	1,477 億円	577 億円	293 億円	3,991 億円	344 億円
神戸市	8,162 億円	3,009 億円	1,211 億円	684 億円	8,011 億円	1,047 億円
岡山市	3,329 億円	1,276 億円	518 億円	323 億円	3,170 億円	329 億円
広島市	6,197 億円	2,342 億円	968 億円	446 億円	6,161 億円	731 億円
北九州市	5,528 億円	1,716 億円	610 億円	621 億円	5,486 億円	687 億円
福岡市	8,581 億円	3,326 億円	1,245 億円	347 億円	8,441 億円	1,008 億円
熊本市	3,937 億円	1,134 億円	488 億円	461 億円	3,829 億円	319 億円

図表80 各政令指定都市の住民一人当たり歳入・歳出(平成30年度)

	住民一人当たり					
	歳入				歳出	
	総額	うち地方税	うち個人住民税	うち地方交付税	総額	公債費
札幌市	50.5 万円	16.7 万円	6.8 万円	5.3 万円	50.1 万円	4.3 万円
仙台市	48.3 万円	20.1 万円	8.2 万円	2.5 万円	47.0 万円	5.5 万円
さいたま市	41.8 万円	20.4 万円	9.6 万円	0.5 万円	41.3 万円	4.0 万円
千葉市	45.2 万円	20.3 万円	8.9 万円	1.3 万円	44.8 万円	5.6 万円
横浜市	46.7 万円	22.0 万円	10.4 万円	0.6 万円	46.2 万円	5.1 万円
川崎市	47.7 万円	23.5 万円	10.9 万円	0.0 万円	47.5 万円	4.9 万円
相模原市	41.4 万円	17.8 万円	8.2 万円	1.9 万円	40.1 万円	3.6 万円
新潟市	48.7 万円	16.8 万円	6.8 万円	6.8 万円	47.9 万円	5.6 万円
静岡市	44.6 万円	19.9 万円	7.8 万円	2.3 万円	43.4 万円	5.3 万円
浜松市	42.1 万円	18.6 万円	7.8 万円	2.8 万円	40.8 万円	4.7 万円
名古屋市	52.5 万円	25.4 万円	9.5 万円	0.3 万円	52.1 万円	5.8 万円
京都市	54.5 万円	20.7 万円	7.8 万円	4.3 万円	54.2 万円	5.9 万円
大阪市	64.9 万円	27.2 万円	7.3 万円	1.6 万円	64.8 万円	10.8 万円
堺市	48.1 万円	17.6 万円	6.9 万円	3.5 万円	47.6 万円	4.1 万円
神戸市	53.1 万円	19.6 万円	7.9 万円	4.4 万円	52.1 万円	6.8 万円
岡山市	46.9 万円	18.0 万円	7.3 万円	4.6 万円	44.7 万円	4.6 万円
広島市	51.8 万円	19.6 万円	8.1 万円	3.7 万円	51.5 万円	6.1 万円
北九州市	57.8 万円	18.0 万円	6.4 万円	6.5 万円	57.4 万円	7.2 万円
福岡市	55.7 万円	21.6 万円	8.1 万円	2.3 万円	54.8 万円	6.5 万円
熊本市	53.6 万円	15.5 万円	6.6 万円	6.3 万円	52.2 万円	4.3 万円

(出所) 平成30年度 市町村別決算状況調をもとにMURC作成

特別区の歳入・歳出総額並びに住民一人当たり歳入・歳出総額(平成 30 年度)を図表 81、
図表 82 に示す。

図表 81 各特別区の歳入・歳出総額 (平成 30 年度)

	団体の総額					
	歳入				歳出	
	総額	うち地方税	うち個人住民 税	うち都区財政 調整交付金	総額	公債費
世田谷区	3,090 億円	1,224 億円	1,180 億円	587 億円	2,977 億円	45 億円
千代田区	588 億円	198 億円	161 億円	64 億円	570 億円	2 億円
中央区	912 億円	295 億円	265 億円	201 億円	879 億円	6 億円
港区	1,473 億円	784 億円	726 億円	61 億円	1,382 億円	4 億円
新宿区	1,465 億円	494 億円	433 億円	285 億円	1,419 億円	20 億円
文京区	1,039 億円	337 億円	325 億円	194 億円	978 億円	10 億円
台東区	1,023 億円	225 億円	189 億円	294 億円	984 億円	21 億円
墨田区	1,216 億円	246 億円	224 億円	426 億円	1,175 億円	27 億円
江東区	1,940 億円	522 億円	483 億円	596 億円	1,888 億円	21 億円
品川区	1,717 億円	486 億円	452 億円	477 億円	1,665 億円	16 億円
目黒区	995 億円	451 億円	431 億円	155 億円	954 億円	25 億円
大田区	2,825 億円	752 億円	700 億円	752 億円	2,765 億円	36 億円
渋谷区	1,053 億円	526 億円	492 億円	74 億円	948 億円	14 億円
中野区	1,408 億円	343 億円	323 億円	388 億円	1,358 億円	52 億円
杉並区	1,957 億円	661 億円	632 億円	447 億円	1,875 億円	26 億円
豊島区	1,313 億円	331 億円	294 億円	327 億円	1,283 億円	38 億円
北区	1,494 億円	294 億円	272 億円	565 億円	1,447 億円	32 億円
荒川区	957 億円	176 億円	160 億円	399 億円	929 億円	18 億円
板橋区	2,142 億円	466 億円	429 億円	696 億円	2,095 億円	34 億円
練馬区	2,650 億円	674 億円	636 億円	866 億円	2,588 億円	53 億円
足立区	2,910 億円	492 億円	438 億円	1,108 億円	2,818 億円	55 億円
葛飾区	2,028 億円	341 億円	308 億円	776 億円	1,927 億円	14 億円
江戸川区	2,655 億円	548 億円	497 億円	944 億円	2,526 億円	20 億円

図表 82 各特別区の住民一人当たり歳入・歳出 (平成 30 年度)

	住民一人当たり					
	歳入				歳出	
	総額	うち地方税	うち個人住民 税	うち都区財政 調整交付金	総額	公債費
世田谷区	34.0 万円	13.5 万円	13.0 万円	6.5 万円	32.8 万円	0.5 万円
千代田区	92.3 万円	31.1 万円	25.2 万円	10.1 万円	89.6 万円	0.2 万円
中央区	56.1 万円	18.2 万円	16.3 万円	12.4 万円	54.1 万円	0.4 万円
港区	57.2 万円	30.4 万円	28.2 万円	2.4 万円	53.7 万円	0.1 万円
新宿区	42.3 万円	14.3 万円	12.5 万円	8.2 万円	41.0 万円	0.6 万円
文京区	46.9 万円	15.2 万円	14.7 万円	8.8 万円	44.2 万円	0.5 万円
台東区	51.3 万円	11.3 万円	9.5 万円	14.8 万円	49.4 万円	1.0 万円
墨田区	44.7 万円	9.1 万円	8.3 万円	15.7 万円	43.2 万円	1.0 万円
江東区	37.4 万円	10.1 万円	9.3 万円	11.5 万円	36.4 万円	0.4 万円
品川区	43.5 万円	12.3 万円	11.4 万円	12.1 万円	42.2 万円	0.4 万円
目黒区	35.6 万円	16.1 万円	15.4 万円	5.6 万円	34.2 万円	0.9 万円
大田区	38.7 万円	10.3 万円	9.6 万円	10.3 万円	37.9 万円	0.5 万円
渋谷区	46.5 万円	23.2 万円	21.7 万円	3.2 万円	41.8 万円	0.6 万円
中野区	42.5 万円	10.3 万円	9.7 万円	11.7 万円	41.0 万円	1.6 万円
杉並区	34.4 万円	11.6 万円	11.1 万円	7.8 万円	32.9 万円	0.5 万円
豊島区	45.4 万円	11.4 万円	10.1 万円	11.3 万円	44.3 万円	1.3 万円
北区	42.5 万円	8.4 万円	7.7 万円	16.0 万円	41.1 万円	0.9 万円
荒川区	44.3 万円	8.1 万円	7.4 万円	18.5 万円	43.0 万円	0.8 万円
板橋区	37.8 万円	8.2 万円	7.6 万円	12.3 万円	37.0 万円	0.6 万円
練馬区	36.2 万円	9.2 万円	8.7 万円	11.8 万円	35.3 万円	0.7 万円
足立区	42.3 万円	7.1 万円	6.4 万円	16.1 万円	40.9 万円	0.8 万円
葛飾区	43.8 万円	7.4 万円	6.7 万円	16.8 万円	41.6 万円	0.3 万円
江戸川区	38.0 万円	7.8 万円	7.1 万円	13.5 万円	36.2 万円	0.3 万円

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

世田谷区が政令指定都市に移行する場合における地方税収と、政令指定都市の地方税収を図表 83、図表 84 に示す。

世田谷区が政令指定都市に移行する場合、既存の政令指定都市と比較して、個人住民税収が非常に大きくなるのが想定され、住民一人当たりの地方税合計についてもトップとなることが想定される。

図表 83 政令指定都市・世田谷区(政令指定都市)の歳入・歳出 (平成 30 年度)

	団体の総額						
	歳入						
	地方税合計	個人住民税	法人住民税	固定資産税	市町村たばこ税	都市計画税	その他地方税
札幌市	3,259 億円	1,336 億円	296 億円	1,125 億円	147 億円	241 億円	113 億円
仙台市	2,141 億円	867 億円	253 億円	725 億円	77 億円	145 億円	73 億円
さいたま市	2,652 億円	1,250 億円	234 億円	852 億円	74 億円	183 億円	60 億円
千葉市	1,972 億円	862 億円	174 億円	683 億円	64 億円	126 億円	64 億円
横浜市	8,237 億円	3,888 億円	620 億円	2,728 億円	209 億円	582 億円	210 億円
川崎市	3,531 億円	1,631 億円	218 億円	1,238 億円	88 億円	258 億円	97 億円
相模原市	1,279 億円	586 億円	67 億円	452 億円	43 億円	91 億円	41 億円
新潟市	1,331 億円	538 億円	112 億円	486 億円	50 億円	79 億円	66 億円
静岡市	1,399 億円	545 億円	119 億円	530 億円	42 億円	106 億円	57 億円
浜松市	1,493 億円	627 億円	139 億円	535 億円	45 億円	74 億円	74 億円
名古屋市	5,833 億円	2,180 億円	715 億円	2,122 億円	162 億円	462 億円	191 億円
京都市	2,917 億円	1,107 億円	329 億円	1,049 億円	91 億円	233 億円	108 億円
大阪市	7,374 億円	1,993 億円	1,388 億円	2,831 億円	289 億円	577 億円	297 億円
堺市	1,477 億円	577 億円	113 億円	567 億円	56 億円	104 億円	61 億円
神戸市	3,009 億円	1,211 億円	254 億円	1,115 億円	92 億円	225 億円	112 億円
岡山市	1,276 億円	518 億円	118 億円	456 億円	49 億円	78 億円	58 億円
広島市	2,342 億円	968 億円	239 億円	808 億円	73 億円	165 億円	88 億円
北九州市	1,716 億円	610 億円	132 億円	687 億円	71 億円	119 億円	98 億円
福岡市	3,326 億円	1,245 億円	449 億円	1,169 億円	122 億円	242 億円	99 億円
熊本市	1,134 億円	488 億円	102 億円	401 億円	51 億円	52 億円	41 億円
世田谷区(政令指定都市)	2,648 億円	1,561 億円	167 億円	696 億円	42 億円	144 億円	39 億円

図表 84 政令指定都市・世田谷区(政令指定都市)の住民一人当たり歳入・歳出 (平成 30 年度)

	住民一人当たり						
	歳入						
	地方税合計	個人住民税	法人住民税	固定資産税	市町村たばこ税	都市計画税	その他地方税
札幌市	16.7 万円	6.8 万円	1.5 万円	5.8 万円	0.8 万円	1.2 万円	0.6 万円
仙台市	20.1 万円	8.2 万円	2.4 万円	6.8 万円	0.7 万円	1.4 万円	0.7 万円
さいたま市	20.4 万円	9.6 万円	1.8 万円	6.5 万円	0.6 万円	1.4 万円	0.5 万円
千葉市	20.3 万円	8.9 万円	1.8 万円	7.0 万円	0.7 万円	1.3 万円	0.7 万円
横浜市	22.0 万円	10.4 万円	1.7 万円	7.3 万円	0.6 万円	1.6 万円	0.6 万円
川崎市	23.5 万円	10.9 万円	1.5 万円	8.3 万円	0.6 万円	1.7 万円	0.6 万円
相模原市	17.8 万円	8.2 万円	0.9 万円	6.3 万円	0.6 万円	1.3 万円	0.6 万円
新潟市	16.8 万円	6.8 万円	1.4 万円	6.1 万円	0.6 万円	1.0 万円	0.8 万円
静岡市	19.9 万円	7.8 万円	1.7 万円	7.6 万円	0.6 万円	1.5 万円	0.8 万円
浜松市	18.6 万円	7.8 万円	1.7 万円	6.7 万円	0.6 万円	0.9 万円	0.9 万円
名古屋市	25.4 万円	9.5 万円	3.1 万円	9.3 万円	0.7 万円	2.0 万円	0.8 万円
京都市	20.7 万円	7.8 万円	2.3 万円	7.4 万円	0.6 万円	1.7 万円	0.8 万円
大阪市	27.2 万円	7.3 万円	5.1 万円	10.4 万円	1.1 万円	2.1 万円	1.1 万円
堺市	17.6 万円	6.9 万円	1.3 万円	6.8 万円	0.7 万円	1.2 万円	0.7 万円
神戸市	19.6 万円	7.9 万円	1.7 万円	7.3 万円	0.6 万円	1.5 万円	0.7 万円
岡山市	18.0 万円	7.3 万円	1.7 万円	6.4 万円	0.7 万円	1.1 万円	0.8 万円
広島市	19.6 万円	8.1 万円	2.0 万円	6.8 万円	0.6 万円	1.4 万円	0.7 万円
北九州市	18.0 万円	6.4 万円	1.4 万円	7.2 万円	0.7 万円	1.2 万円	1.0 万円
福岡市	21.6 万円	8.1 万円	2.9 万円	7.6 万円	0.8 万円	1.6 万円	0.6 万円
熊本市	15.5 万円	6.6 万円	1.4 万円	5.5 万円	0.7 万円	0.7 万円	0.6 万円
世田谷区(政令指定都市)	29.1 万円	17.2 万円	1.8 万円	7.7 万円	0.5 万円	1.6 万円	0.4 万円

世田谷区及び各政令指定都市の財政データ(平成30年度)を図表85、図表86、図表87に示す。

図表 85 世田谷区及び各政令指定都市の財政データ (平成30年度)①

		世田谷区	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市
基礎データ	人口(平成31年1月1日)	908,907	1,955,457	1,062,585	1,302,256	970,049	3,745,796
基礎データ	面積(km ²)	58.05	1,121.26	786.30	217.43	271.77	437.56
財政データ	基準財政需要額(千円)		385,263,977	203,860,602	230,149,986	182,504,589	710,223,342
財政データ	基準財政収入額(千円)		285,705,077	185,534,859	225,812,117	170,824,349	687,162,831
財政データ	標準財政規模(千円)		513,570,466	276,712,919	299,298,216	247,989,199	940,364,001
財政データ	実質収支比率		1.0%	1.2%	0.5%	1.0%	0.5%
財政データ	経常収支比率	79.3%	95.6%	97.4%	98.7%	98.6%	97.7%
財政データ	公債費負担比率	2.1%	14.1%	15.9%	15.4%	19.2%	14.7%
財政データ	財政力指数	-	0.73	0.91	0.98	0.94	0.97
財政データ	実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
財政データ	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
財政データ	実質公債費比率	-3.8%	2.2%	7.2%	5.1%	13.8%	11.2%
財政データ	将来負担比率	-	57.3%	85.5%	21.2%	145.5%	138.5%
財政データ	歳入総額(千円)	308,966,427	986,962,117	513,230,780	544,752,975	438,077,423	1,748,495,260
財政データ	歳出総額(千円)	297,684,126	978,964,290	499,855,712	538,153,498	434,557,617	1,730,887,224
財政データ	実質収支(千円)	7668115	4,953,992	3,311,242	1,477,679	2,445,428	4,755,025
財政データ	一人当たり平均課税所得	5,541	3,149	3,430	3,919	3,706	4,066

(出所) 平成30年度 市町村別決算状況調をもとにMURC作成

図表 86 世田谷区及び各政令指定都市の財政データ (平成 30 年度)②

		川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市
基礎データ	人口(平成31年1月1日)	1,500,460	718,367	792,868	702,395	804,780	2,294,362	1,412,570
基礎データ	面積(km2)	143.01	328.91	726.45	1,411.83	1,558.06	326.50	827.83
財政データ	基準財政需要額(千円)	287,431,560	125,362,291	171,427,687	137,072,973	154,965,981	491,838,223	295,924,133
財政データ	基準財政収入額(千円)	293,127,024	112,198,305	120,805,717	122,599,214	135,588,154	485,160,091	237,248,801
財政データ	標準財政規模(千円)	368,483,160	170,358,582	230,121,929	188,209,181	212,828,384	644,498,894	401,859,108
財政データ	実質収支比率	0.2%	4.8%	2.1%	2.8%	2.8%	0.8%	0.1%
財政データ	経常収支比率	99.8%	98.1%	93.6%	92.6%	89.8%	98.0%	97.7%
財政データ	公債費負担比率	15.3%	12.9%	17.2%	16.5%	15.0%	15.8%	17.2%
財政データ	財政力指数	1.01	0.9	0.71	0.9	0.88	0.99	0.8
財政データ	実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-
財政データ	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-
財政データ	実質公債費比率	7.3%	2.7%	10.6%	6.7%	6.5%	9.4%	11.4%
財政データ	将来負担比率	120.4%	33.3%	138.0%	48.8%	-	118.2%	191.2%
財政データ	歳入総額(千円)	715,393,440	297,261,601	385,810,957	312,971,223	338,871,131	1,203,621,066	769,548,180
財政データ	歳出総額(千円)	712,401,058	288,040,103	379,627,624	304,712,112	328,646,519	1,195,202,179	765,910,124
財政データ	実質収支(千円)	629,064	8,163,779	4,777,135	5,353,810	6,025,335	4,893,025	346,480
財政データ	一人当たり平均課税所得	4,028	3,414	3,041	3,301	3,346	4,001	3,591

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

図表 87 世田谷区及び各政令指定都市の財政データ (平成 30 年度)③

		大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
基礎データ	人口(平成31年1月1日)	2,714,484	837,773	1,538,025	709,241	1,196,138	955,935	1,540,923	734,105
基礎データ	面積(km2)	225.30	149.82	557.02	789.95	906.68	491.95	343.46	390.32
財政データ	基準財政需要額(千円)	625,019,815	159,824,870	322,874,507	144,176,213	240,743,618	207,868,624	307,046,113	143,060,127
財政データ	基準財政収入額(千円)	582,725,337	131,723,342	256,599,672	114,449,348	199,889,952	148,456,014	274,050,130	100,277,950
財政データ	標準財政規模(千円)	851,858,003	219,565,584	438,756,055	195,312,723	327,147,073	279,698,636	419,057,590	191,297,285
財政データ	実質収支比率	0.1%	0.8%	0.5%	4.7%	0.6%	0.7%	2.4%	3.4%
財政データ	経常収支比率	96.9%	99.5%	99.1%	89.8%	98.1%	99.8%	91.9%	90.0%
財政データ	公債費負担比率	22.1%	14.1%	18.2%	14.1%	17.9%	19.7%	18.9%	13.2%
財政データ	財政力指数	0.93	0.83	0.8	0.8	0.83	0.72	0.89	0.71
財政データ	実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
財政データ	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
財政データ	実質公債費比率	4.2%	5.3%	5.7%	6.3%	13.1%	11.2%	11.0%	7.7%
財政データ	将来負担比率	46.4%	20.3%	71.0%	9.3%	190.4%	171.7%	123.2%	116.6%
財政データ	歳入総額(千円)	1,761,138,232	402,971,335	816,166,200	332,909,884	619,683,855	552,839,276	858,142,480	393,708,361
財政データ	歳出総額(千円)	1,758,571,784	399,064,093	801,142,891	316,968,662	616,099,558	548,551,194	844,134,600	382,888,282
財政データ	実質収支(千円)	429,453	1,750,333	2,039,686	9,204,199	1,997,994	1,898,515	9,970,592	6,421,192
財政データ	一人当たり平均課税所得	3,373	3,417	3,656	3,282	3,452	3,117	3,540	3,208

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

世田谷区及び各政令指定都市の歳入に係るデータ (平成 30 年度)を図表 88、 図表 89、図表 90 に示す。

図表 88 世田谷区及び各政令指定都市の歳入データ (平成 30 年度)① (単位:千円)

	世田谷区	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	
歳入	市町村民税個人分	117,953,934	133,592,737	86,715,292	124,991,746	86,159,407	388,789,991	163,097,417
歳入	市町村民税(法人分)		29,606,119	25,346,381	23,370,860	17,403,748	62,042,107	21,835,960
歳入	固定資産税		112,542,255	72,514,565	85,157,136	68,304,218	272,759,311	123,804,111
歳入	市町村たばこ税	4,154,218	14,709,688	7,658,526	7,409,026	6,356,137	20,903,980	8,760,207
歳入	特別土地保有税			5,909				
歳入	都市計画税		24,065,452	14,542,004	18,269,246	12,613,269	58,207,209	25,841,258
歳入	その他地方税	322,072	11,348,748	7,283,777	5,979,799	6,365,570	21,017,092	9,738,052
歳入	地方譲与税	1,269,424	5,422,093	3,055,584	2,939,020	2,657,463	8,751,961	3,333,651
歳入	利子割交付金	511,765	381,140	189,357	332,750	229,619	843,636	344,646
歳入	配当割交付金	1,705,356	513,608	396,312	925,781	753,872	3,539,789	1,448,364
歳入	株式等譲渡所得割交付金	1,392,080	443,549	339,432	852,841	694,829	3,106,991	1,275,034
歳入	分離課税所得割交付金		313,218	223,411	304,028	720,597	984,402	334,133
歳入	道府県民税所得割臨時交付金		3,367,705	2,559,775	4,165,680	1,071,204	12,772,932	5,343,387
歳入	地方消費税交付金	15,462,475	39,611,286	21,783,681	22,851,605	18,509,888	65,793,567	25,565,846
歳入	ゴルフ場利用税交付金		85,076	123,581	66,853	163,878	142,763	35,636
歳入	特別地方消費税交付金							
歳入	自動車取得税交付金	755,087	1,147,947	900,790	1,398,644	917,081	4,435,369	1,647,486
歳入	軽油引取税交付金		7,746,001	7,698,672	6,578,127	5,261,812	12,091,106	4,005,868
歳入	地方特例交付金	340,668	1,672,987	1,111,489	1,584,043	936,891	3,943,285	1,677,384
歳入	地方交付税-普通交付税		100,127,972	18,425,667	4,943,653	11,858,740	20,338,584	
歳入	地方交付税-特別交付税		4,481,972	1,014,025	1,467,312	601,126	1,053,529	267,867
歳入	地方交付税-震災復興特別税		700	6,931,142	1,456	330,481	6,434	1,114
歳入	交通安全対策特別交付金	82,635	644,605	318,213	317,166	239,934	849,586	302,962
歳入	分担金及び負担金	3,561,858	5,207,141	4,577,256	4,452,925	2,792,913	41,461,207	14,843,325
歳入	使用料	5,914,552	11,828,132	8,566,879	5,426,284	5,997,750	33,608,969	12,912,246
歳入	手数料	1,386,642	9,320,806	4,564,209	2,866,543	4,885,330	9,440,566	3,415,825
歳入	国庫支出金	45,216,662	219,792,608	79,598,668	91,800,528	73,489,861	297,967,966	125,749,996
歳入	国有提供施設等所在市町村助成交付金		55,972	221,778		25,880	499,652	
歳入	都道府県支出金	23,580,324	49,105,762	21,812,088	21,345,934	17,093,299	70,522,508	25,861,859
歳入	財産収入	1,355,092	11,963,404	4,505,559	1,241,747	2,292,245	36,367,405	4,132,697
歳入	寄付金	137,598	898,549	131,040	215,058	157,692	1,381,075	463,086
歳入	繰入金	172,345	2,873,761	24,613,374	5,529,846	4,604,044	32,306,530	47,446,924
歳入	繰越金	7,487,488	10,388,572	13,991,534	8,559,671	3,940,218	19,568,482	3,686,462
歳入	雑収入	8,981,648	78,848,685	23,013,210	29,048,915	40,334,776	64,836,776	31,326,837
歳入	地方債	8,506,000	94,853,867	48,497,600	60,358,752	40,313,651	178,160,500	46,893,800
歳入	特別区財政調整交付金	58,716,504						

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

図表 89 世田谷区及び各政令指定都市の歳入データ (平成 30 年度)②

(単位:千円)

		相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市
歳入	市町村民税個人分	58,580,449	53,752,735	54,518,718	62,668,765	218,043,767	110,663,089	199,303,080
歳入	市町村民税(法人分)	6,670,487	11,182,989	11,911,087	13,884,310	71,491,073	32,881,820	138,776,616
歳入	固定資産税	45,179,833	48,599,591	53,037,080	53,518,515	212,248,161	104,938,187	283,108,379
歳入	市町村たばこ税	4,272,462	5,049,172	4,173,681	4,517,291	16,248,730	9,094,457	28,874,718
歳入	特別土地保有税							
歳入	都市計画税	9,089,916	7,895,349	10,571,436	7,352,003	46,150,611	23,326,141	57,714,449
歳入	その他地方税	4,099,314	6,624,825	5,709,696	7,402,863	19,095,693	10,798,437	29,663,967
歳入	地方譲与税	1,724,807	3,333,747	2,305,662	3,536,899	6,412,241	3,359,744	6,017,535
歳入	利子割交付金	126,999	180,101	216,061	243,139	893,349	396,857	896,509
歳入	配当割交付金	533,057	359,829	411,835	463,702	2,545,505	1,325,882	2,137,659
歳入	株式等譲渡所得割交付金	468,185	278,527	411,693	464,107	1,931,562	1,012,299	1,820,660
歳入	分離課税所得割交付金	489,678	112,123	116,288	133,051	582,938	160,533	507,634
歳入	道府県民税所得割臨時交付金	1,618,678	1,723,070	1,657,858	1,929,308	6,786,111	3,513,991	6,489,938
歳入	地方消費税交付金	12,238,490	15,248,994	14,204,012	15,756,199	47,593,146	27,435,725	59,102,525
歳入	ゴルフ場利用税交付金	162,894	20,429	26,132	86,018	76,882	28,550	
歳入	特別地方消費税交付金							
歳入	自動車取得税交付金	1,017,221	831,563	924,059	1,402,435	3,561,907	1,476,167	3,294,323
歳入	軽油引取税交付金	3,234,095	5,541,380	5,815,076	5,849,897	13,649,389	4,190,660	11,795,864
歳入	地方特例交付金	886,146	813,762	803,138	926,224	2,201,972	1,126,946	2,526,683
歳入	地方交付税-普通交付税	12,768,412	50,578,763	14,956,822	19,848,289	6,426,113	58,675,332	42,294,478
歳入	地方交付税-特別交付税	988,474	3,192,949	1,353,564	2,923,386	1,036,327	2,725,165	1,347,549
歳入	地方交付税-震災復興特別税	263	1,504	63	142	69	160	87
歳入	交通安全対策特別交付金	205,103	232,404	329,458	425,483	785,638	343,981	767,055
歳入	分担金及び負担金	2,176,444	2,760,887	1,741,832	1,790,231	8,456,716	7,434,700	8,152,903
歳入	使用料	3,590,571	6,456,544	4,792,811	3,403,986	36,605,024	13,822,169	61,475,183
歳入	手数料	1,899,890	2,698,485	1,325,345	1,827,115	6,054,667	5,334,458	7,996,167
歳入	国庫支出金	54,545,428	62,806,838	50,843,563	52,048,128	198,555,299	146,426,902	396,685,019
歳入	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,302,460	8,983		327,665	8,192		
歳入	都道府県支出金	15,301,377	17,897,162	15,580,820	17,399,850	52,105,442	37,267,291	74,303,693
歳入	財産収入	868,174	662,787	743,378	4,518,037	6,168,239	7,018,537	27,268,471
歳入	寄付金	60,223	496,785	189,600	1,039,530	689,464	2,343,299	791,768
歳入	繰入金	4,048,572	22,226	3,772,925	4,820,026	9,695,154	9,736,633	62,542,881
歳入	繰越金	4,910,802	3,309,894	6,725,769	8,370,183	4,841,927	2,069,437	2,003,857
歳入	諸収入	15,011,997	20,704,760	7,764,161	6,689,054	121,748,758	47,231,631	139,879,993
歳入	地方債	29,190,700	52,431,800	36,037,600	33,305,300	80,931,000	93,389,000	103,598,589
歳入	特別区財政調整交付金							

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

図表 90 世田谷区及び各政令指定都市の歳入データ (平成 30 年度)③

(単位:千円)

		堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
歳入	市町村民税個人分	57,667,058	121,050,561	51,809,671	96,783,440	60,956,372	124,475,600	48,779,000
歳入	市町村民税(法人分)	11,308,551	25,443,905	11,810,457	23,929,796	13,236,975	44,920,693	10,154,616
歳入	固定資産税	56,654,481	111,522,774	45,593,334	80,840,478	68,657,512	116,862,088	40,115,418
歳入	市町村たばこ税	5,587,975	9,219,141	4,863,243	7,347,591	7,083,977	12,234,326	5,069,394
歳入	特別土地保有税		16	5,552		1,698		
歳入	都市計画税	10,442,895	22,489,598	7,775,922	16,505,592	11,866,395	24,234,142	5,219,094
歳入	その他地方税	6,060,166	11,174,703	5,773,556	8,780,017	9,811,984	9,870,051	4,096,111
歳入	地方譲与税	2,118,005	4,973,879	2,701,520	3,377,110	3,156,300	6,369,003	2,166,150
歳入	利子割交付金	272,498	523,585	230,269	437,968	186,248	357,368	155,842
歳入	配当割交付金	648,639	1,568,697	476,862	762,963	413,809	796,163	300,975
歳入	株式等譲渡所得割交付金	549,840	1,242,947	386,024	552,175	379,241	731,928	234,568
歳入	分離課税所得割交付金	145,973	330,646	122,624	234,973	142,674	291,607	241,120
歳入	道府県民税所得割臨時交付金	1,731,163	4,064,871	1,114,220	3,099,887	2,053,822	3,840,606	1,613,068
歳入	地方消費税交付金	14,400,590	28,274,176	13,701,884	22,672,283	17,650,565	30,096,266	14,370,978
歳入	ゴルフ場利用税交付金	128,251	361,805	105,856	51,844	43,917	36,880	11,022
歳入	特別地方消費税交付金							
歳入	自動車取得税交付金	1,068,541	1,762,156	769,497	1,103,521	1,087,348	1,382,012	513,782
歳入	軽油引取税交付金	6,262,532	6,425,088	5,825,992	5,606,582	5,686,379	4,930,595	2,987,128
歳入	地方特例交付金	897,084	1,487,356	762,663	1,196,128	858,167	1,178,490	671,014
歳入	地方交付税-普通交付税	28,163,628	65,866,429	29,727,705	40,858,466	59,412,610	33,357,371	42,948,666
歳入	地方交付税-特別交付税	1,185,114	2,550,908	2,605,443	3,733,900	2,651,702	1,359,059	3,127,419
歳入	地方交付税-震災復興特別税	67	109	42	146	72	131	
歳入	交通安全対策特別交付金	273,778	468,881	262,144	313,802	404,113	592,075	243,806
歳入	分担金及び負担金	2,924,436	5,387,042	2,922,184	5,183,387	5,059,135	15,229,570	3,552,552
歳入	使用料	3,924,496	28,630,740	4,158,488	9,395,131	11,716,166	17,232,212	5,524,323
歳入	手数料	2,036,051	4,286,545	2,734,750	3,540,943	4,236,601	8,546,824	2,743,742
歳入	国庫支出金	94,629,195	153,305,683	59,797,560	125,951,738	106,526,152	159,540,965	87,284,109
歳入	国有提供施設等所在市町村助成交付金	9,698		64,339	29,658	26,440	29,197	5,431
歳入	都道府県支出金	21,631,176	38,965,969	15,196,193	26,690,713	24,858,256	35,334,063	32,834,890
歳入	財産収入	1,420,969	12,264,907	1,741,325	1,163,130	7,092,122	9,187,290	569,102
歳入	寄付金	247,798	1,131,151	191,901	430,347	633,366	298,905	676,165
歳入	繰入金	7,544,162	7,419,465	8,404,659	6,131,097	5,311,735	6,109,788	3,948,012
歳入	繰越金	4,434,232	8,871,568	6,783,611	3,881,681	4,392,244	13,291,341	12,696,983
歳入	諸収入	7,502,593	39,910,999	5,997,327	40,669,485	43,273,679	97,213,871	9,463,381
歳入	地方債	51,099,700	95,189,900	38,493,067	78,427,883	73,971,500	78,212,000	51,390,500
歳入	特別区財政調整交付金							

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

世田谷区及び各政令指定都市の歳出に係るデータ (平成 30 年度)を図表 91、図表 92 に示す。

図表 91 世田谷区及び各政令指定都市の歳出データ (平成 30 年度)① (単位:千円)

		世田谷区	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
歳出	議会費	960,105	1,824,294	1,440,838	1,626,232	1,230,008	2,998,880	1,704,711	947,749	986,785	1,051,388	900,796
歳出	総務費-総務管理費	37,806,544	34,293,766	32,484,778	50,177,011	22,526,310	113,331,816	61,776,418	19,072,025	18,678,348	17,397,638	16,556,345
歳出	総務費-徴収費	2,339,235	7,312,804	4,645,307	3,338,951	3,752,710	13,847,396	5,014,996	2,113,954	2,887,688	2,193,358	3,506,583
歳出	総務費-戸籍住民基本台帳費	2,143,472	2,880,206	2,261,019	2,820,095	1,752,879	5,210,208	2,822,676	1,219,157	1,881,449	1,318,253	1,706,025
歳出	総務費-選挙費	227,579	798,499	185,427	282,172	229,663	1,338,129	581,696	246,587	554,305	177,053	299,701
歳出	総務費-統計調査費	143,540	164,578	157,691	116,086	92,459	158,066	215,241	81,093	114,816	66,492	172,161
歳出	総務費-監査委員費	105,702	277,995	255,592	182,094	189,975	435,969	236,878	246,674	174,398	139,247	163,177
歳出	民生費-社会福祉費	35,194,632	111,234,771	37,578,616	43,483,027	33,501,916	151,359,286	48,077,707	32,406,691	27,886,754	22,760,475	24,262,614
歳出	民生費-老人福祉費	21,910,388	58,435,237	27,200,070	29,118,732	20,922,329	94,201,516	33,367,625	14,906,133	23,547,635	19,367,539	20,727,658
歳出	民生費-児童福祉費	68,532,485	109,987,117	69,534,032	77,616,586	60,892,548	257,726,288	109,075,259	46,532,577	50,241,919	39,449,887	43,544,905
歳出	民生費-生活保護費	23,435,751	135,184,588	30,259,071	36,993,037	37,702,880	135,393,518	62,020,825	23,194,536	18,243,789	15,594,805	12,084,952
歳出	民生費-災害救助費	42,505	296,186	1,282,655	4,030	8,746	107,667	19,234		16,679	8,103	13,911
歳出	衛生費-保健衛生費	7,967,665	26,632,825	16,216,328	19,329,185	18,947,295	57,858,893	37,484,172	12,020,671	15,133,087	18,995,830	14,084,628
歳出	衛生費-結核対策費	48,227	270,649	238,381	78,097	112,529	328,056	108,458	71,223	45,632	88,942	68,802
歳出	衛生費-保健所費	1,228,948	2,698,665	2,577,310	1,129,396	1,465,671	6,455,049	3,216,859	514,863	1,150,373	662,912	304,064
歳出	衛生費-清掃費	11,842,091	22,021,151	16,947,416	16,825,232	13,625,032	35,743,619	20,593,331	10,314,891	10,884,133	8,396,197	13,403,223
歳出	労働費-失業対策費											
歳出	労働費-労働諸費	210,255	607,690	441,730	250,435	204,619	1,293,867	565,043	659,091	1,385,228	527,349	393,781
歳出	農林水産業費	238,846	733,187	2,250,775	1,199,908	1,613,956	1,814,513	483,014	699,863	6,738,255	4,369,121	5,155,102
歳出	商工費	1,507,655	66,585,432	16,834,659	16,773,924	32,209,329	49,560,741	28,101,653	12,363,792	11,577,950	3,834,190	9,191,003
歳出	土木費-土木管理費	4,400,797	1,191,037	3,591,971	1,502,791	2,569,282	7,146,843	4,259,973	400,447	8,820,858	753,206	1,240,749
歳出	土木費-道路橋りょう費	7,946,972	58,179,279	32,050,395	17,382,442	13,583,850	34,247,224	13,065,415	8,075,310	24,737,707	21,795,250	23,214,732
歳出	土木費-河川費	933,959	2,997,616	427,212	2,814,511	289,381	4,152,251	2,434,846	347,539	264,584	1,799,469	2,524,861
歳出	土木費-港湾費					150,739	23,449,930	6,123,939		293,129	1,096,905	35,346
歳出	土木費-都市計画費-街路費	3,259,432	12,340,796	3,297,351	4,396,720	1,775,150	51,529,457	17,776,544	2,376,797	6,764,288	1,774,613	2,175,932
歳出	土木費-都市計画費-公園費	10,064,880	10,324,337	6,026,625	3,750,225	5,627,118	24,482,654	8,920,639	2,163,848	2,556,341	3,033,518	2,692,408
歳出	土木費-都市計画費-下水道費		19,994,066	10,682,123	5,221,057	8,839,908	44,887,524	17,126,143	4,700,000	12,741,704	7,942,457	6,244,260
歳出	土木費-都市計画費-区画整理費等	4,677,587	10,051,069	5,176,569	30,130,701	6,956,101	40,539,549	15,143,113	7,592,390	3,131,208	5,084,374	4,073,617
歳出	土木費-住宅費	2,190,420	15,024,277	3,138,535	870,030	3,946,454	22,801,409	6,984,884	922,824	1,669,421	2,839,223	1,246,435
歳出	土木費-空港費		119,863	46,808						265,701		
歳出	消防費	872,517	19,163,721	15,057,172	17,551,636	11,407,503	41,223,170	18,196,407	7,532,223	9,977,611	12,050,119	12,501,741
歳出	教育費-教育総務費	7,930,051	11,940,704	10,441,384	17,498,957	10,938,194	44,808,113	7,166,717	6,295,798	9,975,431	6,108,235	8,973,144
歳出	教育費-小学校費	10,830,674	63,953,203	32,971,518	37,442,487	30,201,356	123,440,554	54,997,946	22,101,981	27,695,228	19,367,865	24,516,986
歳出	教育費-中学校費	9,023,248	34,308,911	23,080,859	23,396,272	16,293,187	55,792,502	23,472,797	12,814,384	15,739,639	11,559,644	14,236,662
歳出	教育費-高等学校費		5,636,047	3,736,548	2,991,163	1,782,334	8,043,730	5,867,544		1,498,896	1,535,926	896,139
歳出	教育費-特別支援学校費		2,346,365	990,311	1,091,753	1,534,545	12,138,155	3,705,460		1,444,334		
歳出	教育費-幼稚園費	784,340	1,207,225	2,328,628	3,294	18,922		2,576,842	383,749	507,120	905,363	3,727,007
歳出	教育費-社会教育費	5,915,323	13,585,557	8,421,878	9,118,021	4,957,667	22,111,774	4,952,937	4,042,762	7,628,355	5,589,020	6,607,015
歳出	教育費-保健体育費-体育施設費等	2,403,197	13,408,317	3,069,011	2,325,326	123,816	3,195,469	1,682,909	1,898,494	3,342,434	3,447,145	2,148,204
歳出	教育費-保健体育費-学校給食費	6,064,761	7,221,938	7,676,935	7,006,779	8,739,841	22,327,660	7,567,380	2,798,307	4,182,021	3,280,737	4,402,887
歳出	教育費-保健体育費-大学費		1,671,905				7,855,009	560,957				
歳出	災害復旧費		1,381,224	668,251					470,553	166,940	846,950	2,978,810
歳出	公債費	4,500,343	84,798,825	58,811,887	52,315,103	53,841,415	192,499,847	73,099,776	25,511,127	44,095,451	37,503,635	37,670,153
歳出	諸支出金-普通財産取得費		233,360									
歳出	諸支出金-公営企業費		5,645,008	5,372,046			15,050,923	1,252,094				
歳出	諸支出金-市町村たばこ税都道府県交付金											
歳出	前年度繰上充入金											

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

図表 92 世田谷区及び各政令指定都市の歳出データ (平成 30 年度)②

(単位:千円)

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	
歳出	議会費	2,239,856	2,068,478	2,453,441	1,235,281	2,098,773	1,118,592	1,548,469	1,617,020	1,780,159	1,096,127
歳出	総務費-総務管理費	43,363,202	42,837,801	57,834,119	27,468,286	37,348,353	21,567,098	23,317,669	29,705,921	37,311,875	26,279,991
歳出	総務費-徴税費	11,327,467	6,380,040	12,562,036	2,880,292	9,139,128	2,211,604	4,208,761	4,095,719	5,403,422	2,130,990
歳出	総務費-戸籍住民基本台帳費	4,995,176	2,575,558	5,302,831	1,954,707	2,648,264	995,576	2,038,539	1,743,726	2,377,651	1,218,193
歳出	総務費-選挙費	920,552	1,257,040	699,876	207,244	408,465	204,584	388,067	578,965	915,977	413,242
歳出	総務費-統計調査費	293,558	222,362	953,497	72,663	353,489	73,317	199,724	291,161	245,847	270,737
歳出	総務費-監査委員費	296,931	227,928	344,897	180,867	274,487	142,296	323,368	238,611	276,713	176,834
歳出	民生費-社会福祉費	114,108,485	72,995,660	152,441,586	41,591,721	71,726,006	28,897,610	49,196,794	55,377,858	66,203,609	32,596,782
歳出	民生費-老人福祉費	68,724,018	52,205,342	90,669,678	25,430,118	50,794,932	19,211,853	29,712,536	34,600,394	37,018,289	20,894,104
歳出	民生費-児童福祉費	157,194,935	97,426,341	186,892,265	58,015,565	94,924,112	48,904,546	81,588,900	64,599,462	104,498,437	53,011,949
歳出	民生費-生活保護費	85,462,546	78,085,962	295,395,738	48,654,684	86,410,405	23,272,665	43,582,088	47,231,174	83,122,926	27,727,525
歳出	民生費-災害救助費	180,655	18,175	157,933	16,435	145,580	430,719	688,224	17,353	26,557	5,781,476
歳出	衛生費-保健衛生費	41,400,337	19,535,035	46,137,822	12,647,594	32,322,739	13,747,400	49,003,659	16,552,647	19,379,320	11,051,818
歳出	衛生費-結核対策費	458,346	224,048	560,409	125,897	413,923	86,094	81,862	410,266	193,334	126,554
歳出	衛生費-結核所費	5,807,555	2,391,340	6,297,951	2,315,218	914,927	1,439,987	1,809,262	568,179	3,372,963	228,376
歳出	衛生費-清掃費	56,848,368	36,736,168	29,331,977	11,240,357	20,863,874	12,646,789	17,424,237	12,939,851	28,352,845	8,540,184
歳出	労働費-失業対策費										
歳出	労働費-労働諸費	231,760	53,699	245,968	390,421	491,059	267,699	990,039	433,556	110,480	334,322
歳出	農林水産業費	1,344,375	1,986,013	99,158	864,770	4,475,913	6,886,100	4,342,419	1,799,654	3,475,718	7,012,475
歳出	商工費	85,340,780	40,809,281	86,966,977	3,124,473	10,547,687	2,024,931	18,478,700	35,788,500	79,671,312	14,982,731
歳出	土木費-土木管理費	6,275,897	2,201,128	4,069,140	2,034,043	2,339,461	2,769,553	4,365,479	1,296,953	5,639,697	1,708,324
歳出	土木費-道路橋りょう費	24,781,279	14,127,271	24,095,676	11,063,435	15,153,183	16,479,084	28,925,071	19,260,043	18,722,609	17,940,369
歳出	土木費-河川費	7,896,619	3,857,078	4,972,706	697,848	1,424,475	722,735	2,373,255	3,738,413	2,172,802	1,271,085
歳出	土木費-港湾費	3,874,599		15,927,024	25,229	23,075,746	74,582	761,484	7,387,228	8,310,686	131,812
歳出	土木費-都市計画費-街路費	7,915,031	3,404,982	18,762,609	8,554,998	8,124,458	872,181	19,789,352	16,239,904	6,746,587	13,773,363
歳出	土木費-都市計画費-公園費	14,736,912	3,881,527	11,614,878	5,210,291	8,828,847	3,937,261	3,688,794	6,296,531	10,487,529	1,013,650
歳出	土木費-都市計画費-下水道費	34,538,976	21,590,254	29,256,702	8,560,532	5,513,354	8,936,845	20,379,151	6,324,623	20,527,143	5,888,129
歳出	土木費-都市計画費-区画整理費等	17,640,440	4,329,359	46,741,077	8,031,947	8,974,039	3,199,136	2,484,432	4,925,060	8,151,866	1,740,077
歳出	土木費-住宅費	24,764,208	16,474,148	38,543,451	3,966,610	22,635,789	1,369,942	4,215,602	8,320,216	15,019,761	6,689,334
歳出	土木費-空港費					7,197,870		36,735	1,829	2,806,021	
歳出	消防費	26,694,724	20,477,674	37,126,377	10,459,443	18,785,401	8,201,548	13,612,980	12,889,698	13,586,634	8,735,009
歳出	教育費-教育総務費	14,254,399	15,062,851	38,670,095	6,072,233	11,979,021	11,517,972	12,418,035	12,183,903	22,230,577	10,786,286
歳出	教育費-小学校費	71,887,020	47,777,490	95,000,311	29,712,453	47,461,689	18,991,448	38,369,899	31,825,342	47,122,363	24,352,297
歳出	教育費-中学校費	39,129,929	26,954,299	48,572,661	17,225,261	28,174,760	10,255,012	20,214,937	17,239,856	28,111,617	13,479,270
歳出	教育費-高等学校費	11,484,916	8,019,836	14,567,373	1,300,630	11,221,842	424,710	9,299,102	727,118	3,748,928	1,112,768
歳出	教育費-特別支援学校費	4,832,384	6,398,781		1,789,267	7,532,378		2,300,378	6,309,793	8,255,828	795,244
歳出	教育費-幼稚園費	1,584,196	1,006,907	4,052,153	642,613	10,023,262	3,370,619	657,289	321,793	163,766	789,039
歳出	教育費-社会教育費	18,561,804	16,626,576	11,677,463	3,927,670	7,342,758	3,598,332	10,645,363	6,968,586	14,330,804	6,431,146
歳出	教育費-保健体育費-体育施設費等	5,131,616	2,166,114	5,240,070	2,776,216	2,041,438	1,319,375	3,395,127	2,712,477	7,448,909	4,098,128
歳出	教育費-保健体育費-学校給食費	9,130,512	2,307,261	12,174,778	2,978,392	5,829,114	2,818,589	4,642,340	3,290,794	10,549,905	2,716,294
歳出	教育費-保健体育費-大学費	6,216,666	1,566,520	16,355,794		3,954,316		3,181,528	1,930,400		
歳出	災害復旧費	11,426	1,751,498	3,156,097	1,217,499	3,585,775	1,073,483	8,299,260	652,741	438,465	13,094,755
歳出	公債費	132,865,392	83,201,033	293,062,622	34,374,369	104,665,941	32,906,795	73,120,648	68,692,351	100,816,531	31,928,293
歳出	諸支出金-普通財産取得費										
歳出	諸支出金-公営企業費	30,454,332	4,691,266	9,584,568	26,521	8,975,858			425,525	15,008,858	539,200
歳出	諸支出金-市町村たばこ税都道府県交付金										
歳出	前年度繰上充用金										

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調査をもとに MURC 作成

世田谷区及び各政令指定都市の住民一人当たり財政・歳入に係るデータ (平成 30 年度)を図表 93、図表 94 に示す。

図表 93 世田谷区及び各政令指定都市の住民一人当たり財政・歳入データ (平成 30 年度)①

(単位:千円)

	世田谷区	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
財政データ(一人当たり)	基準財政需要額(千円)	197.0	191.9	176.7	188.1	189.6	191.6	174.5	216.2	195.2	192.6
財政データ(一人当たり)	基準財政収入額(千円)	146.1	174.6	173.4	176.1	183.4	195.4	156.2	152.4	174.5	168.5
財政データ(一人当たり)	標準財政規模(千円)	262.6	260.4	229.8	255.6	251.0	245.6	237.1	290.2	268.0	264.5
財政データ(一人当たり)	歳入総額(千円)	339.9	504.7	483.0	418.3	451.6	466.8	413.8	486.6	445.6	421.1
財政データ(一人当たり)	歳出総額(千円)	327.5	500.6	470.4	413.2	448.0	462.1	474.8	401.0	478.8	408.4
一人当たり歳入	地方税合計	134.7	166.6	201.5	203.6	203.3	219.9	235.3	178.0	167.9	185.6
一人当たり歳入	市町村民税個人分	129.8	68.3	81.6	96.0	88.8	103.8	108.7	81.5	67.8	77.6
一人当たり歳入	市町村民税(法人分)		15.1	23.9	17.9	17.9	16.6	9.3	14.1	17.0	17.3
一人当たり歳入	固定資産税		57.6	68.2	65.4	70.4	72.8	82.5	62.9	61.3	75.5
一人当たり歳入	市町村たばこ税	4.6	7.5	7.2	5.7	6.6	5.6	5.9	6.4	5.9	5.6
一人当たり歳入	特別土地保有税			0.0							
一人当たり歳入	都市計画税		12.3	13.7	14.0	13.0	15.5	12.7	10.0	15.1	9.1
一人当たり歳入	その他地方税	0.4	5.8	6.9	4.6	6.6	5.6	5.7	8.4	8.1	9.2
一人当たり歳入	地方譲与税	1.4	2.8	2.9	2.3	2.7	2.3	2.4	4.2	3.3	4.4
一人当たり歳入	利子割交付金	0.6	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
一人当たり歳入	配当割交付金	1.9	0.3	0.4	0.7	0.8	0.9	1.0	0.7	0.6	0.6
一人当たり歳入	株式等譲渡所得割交付金	1.5	0.2	0.3	0.7	0.7	0.8	0.7	0.4	0.6	0.6
一人当たり歳入	分離課税所得割交付金		0.2	0.2	0.2	0.7	0.3	0.2	0.7	0.1	0.2
一人当たり歳入	道府県民税所得割臨時交付金		1.7	2.4	3.2	1.1	3.4	3.6	2.3	2.2	2.4
一人当たり歳入	地方消費税交付金	17.0	20.3	20.5	17.5	19.1	17.6	17.0	17.0	19.2	20.2
一人当たり歳入	ゴルフ場利用税交付金		0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1
一人当たり歳入	特別地方消費税交付金										
一人当たり歳入	自動車取得税交付金	0.8	0.6	0.8	1.1	0.9	1.2	1.1	1.4	1.0	1.3
一人当たり歳入	軽油引取税交付金		4.0	7.2	5.1	5.4	3.2	2.7	4.5	7.0	8.3
一人当たり歳入	地方特例交付金	0.4	0.9	1.0	1.2	1.0	1.1	1.1	1.2	1.0	1.1
一人当たり歳入	地方交付税-普通交付税		51.2	17.3	3.8	12.2	5.4	17.8	63.8	21.3	24.7
一人当たり歳入	地方交付税-特別交付税		2.3	1.0	1.1	0.6	0.3	0.2	1.4	4.0	1.9
一人当たり歳入	地方交付税-震災復興特別税		0.0	6.5	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一人当たり歳入	交通安全対策特別交付金	0.1	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.5
一人当たり歳入	分担金及び負担金	3.9	2.7	4.3	3.4	2.9	11.1	9.9	3.0	3.5	2.5
一人当たり歳入	使用料	6.5	6.0	8.1	4.2	6.2	9.0	8.6	5.0	8.1	6.8
一人当たり歳入	手数料	1.5	4.8	4.3	2.2	5.0	2.5	2.3	2.6	3.4	1.9
一人当たり歳入	国庫支出金	49.7	112.4	74.9	70.5	75.8	79.5	83.8	75.9	79.2	64.7
一人当たり歳入	国有提供施設等所在市町村助成交付金		0.0	0.2		0.0	0.1		1.8	0.0	0.4
一人当たり歳入	都道府県支出金	25.9	25.1	20.5	16.4	17.6	18.8	17.2	21.3	22.6	21.6
一人当たり歳入	財産収入	1.5	6.1	4.2	1.0	2.4	9.7	2.8	1.2	0.8	1.1
一人当たり歳入	寄付金	0.2	0.5	0.1	0.2	0.2	0.4	0.3	0.1	0.6	1.3
一人当たり歳入	繰入金	0.2	1.5	23.2	4.2	4.7	8.6	31.6	5.6	0.0	5.4
一人当たり歳入	繰越金	8.2	5.3	13.2	6.6	4.1	5.2	2.5	6.8	4.2	9.6
一人当たり歳入	諸収入	9.9	40.3	21.7	22.3	41.6	17.3	20.9	20.9	26.1	11.1
一人当たり歳入	地方債	9.4	48.5	45.6	46.3	41.6	47.6	31.3	40.6	66.1	51.3
一人当たり歳入	特別区財政調整交付金	64.6									

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

図表 94 世田谷区及び各政令指定都市の住民一人当たり財政・歳入データ (平成 30 年度)②

(単位:千円)

		名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
財政データ(一人当たり)	基準財政需要額(千円)	214.4	209.5	230.3	190.8	209.9	203.3	201.3	217.5	199.3	194.9
財政データ(一人当たり)	基準財政収入額(千円)	211.5	168.0	214.7	157.2	166.8	161.4	167.1	155.3	177.8	136.6
財政データ(一人当たり)	標準財政規模(千円)	280.9	284.5	313.8	262.1	285.3	275.4	273.5	292.6	272.0	260.6
財政データ(一人当たり)	歳入総額(千円)	524.6	544.8	648.8	481.0	530.7	469.4	518.1	578.3	556.9	536.3
財政データ(一人当たり)	歳出総額(千円)	520.9	542.2	647.8	476.3	520.9	446.9	515.1	573.8	547.8	521.6
一人当たり歳入	地方税合計	254.2	206.5	271.7	176.3	195.6	180.0	195.8	179.5	215.8	154.5
一人当たり歳入	市町村民税個人分	95.0	78.3	73.4	68.8	78.7	73.0	80.9	63.8	80.8	66.4
一人当たり歳入	市町村民税(法人分)	31.2	23.3	51.1	13.5	16.5	16.7	20.0	13.8	29.2	13.8
一人当たり歳入	固定資産税	92.5	74.3	104.3	67.6	72.5	64.3	67.6	71.8	75.8	54.6
一人当たり歳入	市町村たばこ税	7.1	6.4	10.6	6.7	6.0	6.9	6.1	7.4	7.9	6.9
一人当たり歳入	特別土地保有税					0.0	0.0		0.0		
一人当たり歳入	都市計画税	20.1	16.5	21.3	12.5	14.6	11.0	13.8	12.4	15.7	7.1
一人当たり歳入	その他地方税	8.3	7.6	10.9	7.2	7.3	8.1	7.3	10.3	6.4	5.6
一人当たり歳入	地方譲与税	2.8	2.4	2.2	2.5	3.2	3.8	2.8	3.3	4.1	3.0
一人当たり歳入	利子割交付金	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.2	0.2	0.2
一人当たり歳入	配当割交付金	1.1	0.9	0.8	0.8	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.4
一人当たり歳入	株式等譲渡所得割交付金	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3
一人当たり歳入	分離課税所得割交付金	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3
一人当たり歳入	道府県民税所得割臨時交付金	3.0	2.5	2.4	2.1	2.6	1.6	2.6	2.1	2.5	2.2
一人当たり歳入	地方消費税交付金	20.7	19.4	21.8	17.2	18.4	19.3	19.0	18.5	19.5	19.6
一人当たり歳入	ゴルフ場利用税交付金	0.0	0.0		0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
一人当たり歳入	特別地方消費税交付金										
一人当たり歳入	自動車取得税交付金	1.6	1.0	1.2	1.3	1.1	1.1	0.9	1.1	0.9	0.7
一人当たり歳入	軽油引取税交付金	5.9	3.0	4.3	7.5	4.2	8.2	4.7	5.9	3.2	4.1
一人当たり歳入	地方特例交付金	1.0	0.8	0.9	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.9
一人当たり歳入	地方交付税-普通交付税	2.8	41.5	15.6	33.6	42.8	41.9	34.2	62.2	21.6	58.5
一人当たり歳入	地方交付税-特別交付税	0.5	1.9	0.5	1.4	1.7	3.7	3.1	2.8	0.9	4.3
一人当たり歳入	地方交付税-震災復興特別税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
一人当たり歳入	交通安全対策特別交付金	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3
一人当たり歳入	分担金及び負担金	3.7	5.3	3.0	3.5	3.5	4.1	4.3	5.3	9.9	4.8
一人当たり歳入	使用料	16.0	9.8	22.6	4.7	18.6	5.9	7.9	12.3	11.2	7.5
一人当たり歳入	手数料	2.6	3.8	2.9	2.4	2.8	3.9	3.0	4.4	5.5	3.7
一人当たり歳入	国庫支出金	86.5	103.7	146.1	113.0	99.7	84.3	105.3	111.4	103.5	118.9
一人当たり歳入	国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.0			0.0		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
一人当たり歳入	都道府県支出金	22.7	26.4	27.4	25.8	25.3	21.4	22.3	26.0	22.9	44.7
一人当たり歳入	財産収入	2.7	5.0	10.0	1.7	8.0	2.5	1.0	7.4	6.0	0.8
一人当たり歳入	寄付金	0.3	1.7	0.3	0.3	0.7	0.3	0.4	0.7	0.2	0.9
一人当たり歳入	繰入金	4.2	6.9	23.0	9.0	4.8	11.9	5.1	5.6	4.0	5.4
一人当たり歳入	繰越金	2.1	1.5	0.7	5.3	5.8	9.6	3.2	4.6	8.6	17.3
一人当たり歳入	諸収入	53.1	33.4	51.5	9.0	25.9	8.5	34.0	45.3	63.1	12.9
一人当たり歳入	地方債	35.3	66.1	38.2	61.0	61.9	54.3	65.6	77.4	50.8	70.0
一人当たり歳入	特別区財政調整交付金										

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

世田谷区及び各政令指定都市の住民一人当たり歳出に係るデータ (平成 30 年度)を図表 95、図表 96 に示す。

図表 95 世田谷区及び各政令指定都市の住民一人当たり歳出データ (平成 30 年度)① (単位:千円)

		世田谷区	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
一人当たり歳出	議会費	1.1	0.9	1.4	1.2	1.3	0.8	1.1	1.3	1.2	1.5	1.1
一人当たり歳出	総務費-総務管理費	41.6	17.5	30.6	38.5	23.2	30.3	41.2	26.5	23.6	24.8	20.6
一人当たり歳出	総務費-徴税費	2.6	3.7	4.4	2.6	3.9	3.7	3.3	2.9	3.6	3.1	4.4
一人当たり歳出	総務費-戸籍住民基本台帳費	2.4	1.5	2.1	2.2	1.8	1.4	1.9	1.7	2.4	1.9	2.1
一人当たり歳出	総務費-選挙費	0.3	0.4	0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.3	0.7	0.3	0.4
一人当たり歳出	総務費-統計調査費	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
一人当たり歳出	総務費-監査委員費	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
一人当たり歳出	民生費-社会福祉費	38.7	56.9	35.4	33.4	34.5	40.4	32.0	45.1	35.2	32.4	30.1
一人当たり歳出	民生費-老人福祉費	24.1	29.9	25.6	22.4	21.6	25.1	22.2	20.8	29.7	27.6	25.8
一人当たり歳出	民生費-児童福祉費	75.4	56.2	65.4	59.6	62.8	68.8	72.7	64.8	63.4	56.2	54.1
一人当たり歳出	民生費-生活保護費	25.8	69.1	28.5	28.4	38.9	36.1	41.3	32.3	23.0	22.2	15.0
一人当たり歳出	民生費-災害救助費	0.0	0.2	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一人当たり歳出	衛生費-保健衛生費	8.8	13.6	15.3	14.8	19.5	15.4	25.0	16.7	19.1	27.0	17.5
一人当たり歳出	衛生費-結核対策費	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
一人当たり歳出	衛生費-保健所費	1.4	1.4	2.4	0.9	1.5	1.7	2.1	0.7	1.5	0.9	0.4
一人当たり歳出	衛生費-清掃費	13.0	11.3	15.9	12.9	14.0	9.5	13.7	14.4	13.7	12.0	16.7
一人当たり歳出	労働費-失業対策費											
一人当たり歳出	労働費-労働諸費	0.2	0.3	0.4	0.2	0.2	0.3	0.4	0.9	1.7	0.8	0.5
一人当たり歳出	農林水産業費	0.3	0.4	2.1	0.9	1.7	0.5	0.3	1.0	8.5	6.2	6.4
一人当たり歳出	商工費	1.7	34.1	15.8	12.9	33.2	13.2	18.7	17.2	14.6	5.5	11.4
一人当たり歳出	土木費-土木管理費	4.8	0.6	3.4	1.2	2.6	1.9	2.8	0.6	11.1	1.1	1.5
一人当たり歳出	土木費-道路橋りょう費	8.7	29.8	30.2	13.3	14.0	9.1	8.7	11.2	31.2	31.0	28.8
一人当たり歳出	土木費-河川費	1.0	1.5	0.4	2.2	0.3	1.1	1.6	0.5	0.3	2.6	3.1
一人当たり歳出	土木費-港湾費					0.2	6.3	4.1		0.4	1.6	0.0
一人当たり歳出	土木費-都市計画費-街路費	3.6	6.3	3.1	3.4	1.8	13.8	11.8	3.3	8.5	2.5	2.7
一人当たり歳出	土木費-都市計画費-公園費	11.1	5.3	5.7	2.9	5.8	6.5	5.9	3.0	3.2	4.3	3.3
一人当たり歳出	土木費-都市計画費-下水道費		10.2	10.1	4.0	9.1	12.0	11.4	6.5	16.1	11.3	7.8
一人当たり歳出	土木費-都市計画費-区画整理費等	5.1	5.1	4.9	23.1	7.2	10.8	10.1	10.6	3.9	7.2	5.1
一人当たり歳出	土木費-住宅費	2.4	7.7	3.0	0.7	4.1	6.1	4.7	1.3	2.1	4.0	1.5
一人当たり歳出	土木費-空港費		0.1	0.0						0.3		
一人当たり歳出	消防費	1.0	9.8	14.2	13.5	11.8	11.0	12.1	10.5	12.6	17.2	15.5
一人当たり歳出	教育費-教育総務費	8.7	6.1	9.8	13.4	11.3	12.0	4.8	8.8	12.6	8.7	11.1
一人当たり歳出	教育費-小学校費	11.9	32.7	31.0	28.8	31.1	33.0	36.7	30.8	34.9	27.6	30.5
一人当たり歳出	教育費-中学校費	9.9	17.5	21.7	18.0	16.8	14.9	15.6	17.8	19.9	16.5	17.7
一人当たり歳出	教育費-高等学校費		2.9	3.5	2.3	1.8	2.1	3.9		1.9	2.2	1.1
一人当たり歳出	教育費-特別支援学校費		1.2	0.9	0.8	1.6	3.2	2.5		1.8		
一人当たり歳出	教育費-幼稚園費	0.9	0.6	2.2	0.0	0.0		1.7	0.5	0.6	1.3	4.6
一人当たり歳出	教育費-社会教育費	6.5	6.9	7.9	7.0	5.1	5.9	3.3	5.6	9.6	8.0	8.2
一人当たり歳出	教育費-保健体育費-体育施設費等	2.6	6.9	2.9	1.8	0.1	0.9	1.1	2.6	4.2	4.9	2.7
一人当たり歳出	教育費-保健体育費-学校給食費	6.7	3.7	7.2	5.4	9.0	6.0	5.0	3.9	5.3	4.7	5.5
一人当たり歳出	教育費-保健体育費-大学費		0.9				2.1	0.4				
一人当たり歳出	災害復旧費		0.7	0.6					0.7	0.2	1.2	3.7
一人当たり歳出	公債費	5.0	43.4	55.3	40.2	55.5	51.4	48.7	35.5	55.6	53.4	46.8
一人当たり歳出	諸支出金-普通財産取得費		0.1									
一人当たり歳出	諸支出金-公営企業費		2.9	5.1			4.0	0.8				
一人当たり歳出	諸支出金-市町村たばこ税都道府県交付金											
一人当たり歳出	前年度繰上充用金											

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

図表 96 世田谷区及び各政令指定都市の住民一人当たり歳出データ (平成 30 年度)②

(単位:千円)

		名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
一人当たり歳出	議会費	1.0	1.5	0.9	1.5	1.4	1.6	1.3	1.7	1.2	1.5
一人当たり歳出	総務費-総務管理費	18.9	30.3	21.3	32.8	24.3	30.4	19.5	31.1	24.2	35.8
一人当たり歳出	総務費-徴税費	4.9	4.5	4.6	3.4	5.9	3.1	3.5	4.3	3.5	2.9
一人当たり歳出	総務費-戸籍住民基本台帳費	2.2	1.8	2.0	2.3	1.7	1.4	1.7	1.8	1.5	1.7
一人当たり歳出	総務費-選挙費	0.4	0.9	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6	0.6
一人当たり歳出	総務費-統計調査費	0.1	0.2	0.4	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2	0.4
一人当たり歳出	総務費-監査委員費	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
一人当たり歳出	民生費-社会福祉費	49.7	51.7	56.2	49.6	46.6	40.7	41.1	57.9	43.0	44.4
一人当たり歳出	民生費-老人福祉費	30.0	37.0	33.4	30.4	33.0	27.1	24.8	36.2	24.0	28.5
一人当たり歳出	民生費-児童福祉費	68.5	69.0	68.9	69.2	61.7	69.0	68.2	67.6	67.8	72.2
一人当たり歳出	民生費-生活保護費	37.2	55.3	108.8	58.1	56.2	32.8	36.4	49.4	53.9	37.8
一人当たり歳出	民生費-災害救助費	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.6	0.6	0.0	0.0	7.9
一人当たり歳出	衛生費-保健衛生費	18.0	13.8	17.0	15.1	21.0	19.4	41.0	17.3	12.6	15.1
一人当たり歳出	衛生費-結核対策費	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.4	0.1	0.2
一人当たり歳出	衛生費-保健所費	2.5	1.7	2.3	2.8	0.6	2.0	1.5	0.6	2.2	0.3
一人当たり歳出	衛生費-清掃費	24.8	26.0	10.8	13.4	13.6	17.8	14.6	13.5	18.4	11.6
一人当たり歳出	労働費-失業対策費										
一人当たり歳出	労働費-労働諸費	0.1	0.0	0.1	0.5	0.3	0.4	0.8	0.5	0.1	0.5
一人当たり歳出	農林水産業費	0.6	1.4	0.0	1.0	2.9	9.7	3.6	1.9	2.3	9.6
一人当たり歳出	商工費	37.2	28.9	32.0	3.7	6.9	2.9	15.4	37.4	51.7	20.4
一人当たり歳出	土木費-土木管理費	2.7	1.6	1.5	2.4	1.5	3.9	3.6	1.4	3.7	2.3
一人当たり歳出	土木費-道路橋りょう費	10.8	10.0	8.9	13.2	9.9	23.2	24.2	20.1	12.2	24.4
一人当たり歳出	土木費-河川費	3.4	2.7	1.8	0.8	0.9	1.0	2.0	3.9	1.4	1.7
一人当たり歳出	土木費-港湾費	1.7		5.9	0.0	15.0	0.1	0.6	7.7	5.4	0.2
一人当たり歳出	土木費-都市計画費-街路費	3.4	2.4	6.9	10.2	5.3	1.2	16.5	17.0	4.4	18.8
一人当たり歳出	土木費-都市計画費-公園費	6.4	2.7	4.3	6.2	5.7	5.6	3.1	6.6	6.8	1.4
一人当たり歳出	土木費-都市計画費-下水道費	15.1	15.3	10.8	10.2	3.6	12.6	17.0	6.6	13.3	8.0
一人当たり歳出	土木費-都市計画費-区画整理費等	7.7	3.1	17.2	9.6	5.8	4.5	2.1	5.2	5.3	2.4
一人当たり歳出	土木費-住宅費	10.8	11.7	14.2	4.7	14.7	1.9	3.5	8.7	9.7	9.1
一人当たり歳出	土木費-空港費					4.7		0.0	0.0	1.8	
一人当たり歳出	消防費	11.6	14.5	13.7	12.5	12.2	11.6	11.4	13.5	8.8	11.9
一人当たり歳出	教育費-教育総務費	6.2	10.7	14.2	7.2	7.8	16.2	10.4	12.7	14.4	14.7
一人当たり歳出	教育費-小学校費	31.3	33.8	35.0	35.5	30.9	26.8	32.1	33.3	30.6	33.2
一人当たり歳出	教育費-中学校費	17.1	19.1	17.9	20.6	18.3	14.5	16.9	18.0	18.2	18.4
一人当たり歳出	教育費-高等学校費	5.0	5.7	5.4	1.6	7.3	0.6	7.8	0.8	2.4	1.5
一人当たり歳出	教育費-特別支援学校費	2.1	4.5		2.1	4.9		1.9	6.6	5.4	1.1
一人当たり歳出	教育費-幼稚園費	0.7	0.7	1.5	0.8	6.5	4.8	0.5	0.3	0.1	1.1
一人当たり歳出	教育費-社会教育費	8.1	11.8	4.3	4.7	4.8	5.1	8.9	7.3	9.3	8.8
一人当たり歳出	教育費-保健体育費-体育施設費等	2.2	1.5	1.9	3.3	1.3	1.9	2.8	2.8	4.8	5.6
一人当たり歳出	教育費-保健体育費-学校給食費	4.0	1.6	4.5	3.6	3.8	4.0	3.9	3.4	6.8	3.7
一人当たり歳出	教育費-保健体育費-大学費	2.7	1.1	6.0		2.6		2.7	2.0		
一人当たり歳出	災害復旧費	0.0	1.2	1.2	1.5	2.3	1.5	6.9	0.7	0.3	17.8
一人当たり歳出	公債費	57.9	58.9	108.0	41.0	68.1	46.4	61.1	71.9	65.4	43.5
一人当たり歳出	諸支出金-普通財産取得費										
一人当たり歳出	諸支出金-公営企業費	13.3	3.3	3.5	0.0	5.8			0.4	9.7	0.7
一人当たり歳出	諸支出金-市町村たばこ税都道府県交付金										
一人当たり歳出	前年度繰上充用金										

(出所) 平成 30 年度 市町村別決算状況調をもとに MURC 作成

(参考3) 参照条文

本調査研究の参照条文として、以下の法令に係る条文を挙げる。

- 地方自治法
- 消防法
- 消防組織法
- 水道法
- 下水道法
- 都市計画法
- 道路法
- 地方税法
- 地方交付税法

地方自治法

第2条第3項

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

第252条の17の2

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

第252条の17の3

前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、

都道府県知事を通じて行うことができるものとする。

- 3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

第 281 条の 2

都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

- 2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第三項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

第 282 条

都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

- 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。
- 3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、必要があると認めるときは、特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

消防法

第 37 条

特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村条例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都条例と読み替えるものとする。

消防組織法

第 26 条

特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

第 27 条

前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

- 2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

第 28 条

前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

水道法

第 3 条

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営営することができるものとする。

第 49 条

特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

下水道法

第 3 条

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議

して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

第 42 条

特別区の存する区域においては、この法律の規定中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

都市計画法

第 15 条等

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

第 87 条の 3

特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。

- 2 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節（第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第二項を除く。）の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

同施行令

第 46 条

法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

- 一 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地域又は特定用途誘導地区
- 二 特定街区で面積が一ヘクタールを超えるもの
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場
- 四 再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画で、それぞれ再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の面積が三ヘクタールを超えるもの

道路法

第7条

第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

第89条

都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第七条第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。

- 2 都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、変更し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ当該路線の存する特別区の長の意見を聞かなければならない。

地方税法

第5条

市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

第734条

都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第二項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

一 第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの

二 第四条第二項第一号に掲げる税及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの

地方交付税法

第21条

都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。